

# 中国における ADR 制度の研究

2011 年 2 月 28 日

弁護士法人 曾我・瓜生・糸賀法律事務所

弁護士 住田尚之

第一	はじめに.....	6
第二	サマリー.....	8
第三	中国における ADR 制度の全体像.....	14
1	中国における調停制度の俯瞰.....	14
2	中国における仲裁制度の俯瞰.....	14
第四	人民調停.....	16
1	人民調停の関連法令及び人民調停法の立法背景.....	16
2	人民調停の意義.....	18
3	人民調停の事件数及び事件類別.....	18
4	人民調停の基本原則.....	20
(1)	自由意思・平等原則.....	20
(2)	法律、法規及び国家政策の遵守.....	20
(3)	紛争解決についての当事者の選択権の尊重.....	21
5	人民調停の実施機関.....	21
(1)	人民調停委員会.....	21
(2)	人民調停員.....	25
6	人民調停の手続.....	26
(1)	開始の契機.....	26
(2)	調停の担当者の選任、親族、専門家等の参加.....	28
(3)	人民調停実践における指導原理.....	28
(4)	当事者の権利、義務.....	29
(5)	調停の終了.....	30
(6)	調停の記録.....	30
7	調停合意.....	31
(1)	調停合意書の作成.....	31
(2)	調停合意書の記載事項.....	31

(3) 調停合意の効力 .....	32
(5) 調停合意への執行力の付与 .....	34
8 調停業務に対する指導 .....	36
(1) 司法行政部門の人民調停業務に対する指導 .....	36
(2) 人民法院の人民調停業務に対する指導 .....	36
(3) 設立状況に関する統計 .....	37
9 経費負担 .....	37
10 人民調停制度の効果、問題点等 .....	38
(1) 事件数 .....	38
(2) 成功率 .....	38
(3) 問題点 .....	39
第五 行政調停 .....	41
1 行政調停の概念 .....	41
2 関連法令 .....	41
3 行政調停の主体及び調停の内容 .....	41
(1) 行政機関による調停 .....	42
(2) 行政機関以外の主体による調停 .....	45
4 行政調停により達成した調停合意の効力 .....	45
5 行政調停の特徴及び問題点 .....	46
(1) 多様性 .....	46
(2) 明確なルールの欠如 .....	47
第六 商事調停 .....	48
1 商事調停の意義 .....	48
2 実施機関 .....	48
3 調停規則 .....	48
(1) 規則の適用 .....	49
(2) 調停合意 .....	49
(3) 調停の実施 .....	49
(4) 和解合意の効力 .....	50
4 調停費用 .....	51
第七 司法調停 .....	53
1 司法調停の意義 .....	53
2 関連法令 .....	53
3 第一審民事事件における判決と調停の比率 .....	53
4 自由意思の原則 .....	54
5 司法調停の開始 .....	54

6	調停の優先	55
7	司法調停をすることができない事件	56
8	専門家等の招聘	56
9	調停の委託	56
10	手続の進行	56
11	手続の終結	57
12	調停合意の効力	57
第八	仲裁	58
1	仲裁の意義	58
2	関連法令	58
3	仲裁の種類及び仲裁機関	59
	(1) 全国各地に設置される仲裁委員会	59
	(2) 渉外仲裁委員会	60
4	一般国内仲裁（仲裁法の一般原則に基づく仲裁）	60
	(1) 仲裁の対象となる事件	61
	(2) 仲裁独立の原則	61
	(3) 仲裁委員会、仲裁人	61
	(4) 仲裁合意	62
	(5) 仲裁手続	64
	(6) 裁決の取消	69
	(7) 執行	70
5	渉外仲裁	71
	(1) 仲裁法に規定される渉外仲裁の一般原則	71
	(2) 中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）における渉外仲裁	73
第九	特定分野における紛争解決の特則	84
1	労働紛争に関する紛争解決制度	84
	(1) 「労働紛争」の範囲	84
	(2) 紛争解決の方法	84
	(3) 調停	85
	(4) 仲裁	86
2	農村土地経営請負紛争に関する紛争解決制度	90
	(1) 「農村土地経営請負紛争」の範囲	90
	(2) 紛争解決の方法	90
	(3) 調停合意、仲裁裁決の効力	91
第十	人民法院と訴訟外紛争解決手段との連携	92
1	訴訟外紛争解決に対する人民法院の関与（人民法院→訴訟外紛争解決手段の連携）	

.....	92
2 調停組織等による調停の受託等（訴訟外紛争解決手段→人民法院の連携）	92
(1) 調停優先の徹底	92
(2) 民事事件立件前の調停委託	93
(3) 民事事件立件後の調停委託	93
第十一 調停と仲裁との関係	94
1 仲裁委員会による調停	94
(1) 仲裁手続の過程で行う調停	94
(2) 仲裁手続とは独立して行う調停	94
2 調停と仲裁との関係	94
(1) 調停失敗後の次の紛争解決手段としての仲裁	94
(2) 調停合意の内容に従った仲裁裁決	95
第十二 「大調停工作体系」の構築	96
1 「大調停工作体系」の提唱	96
2 「大調停工作体系ネットワーク」の構築	96
3 「大調停工作体系」の下における人民調停と行政調停との連携・融合	97
(1) 公安機関が受理した治安事件の人民調停への委託	97
(2) 行政調停担当部門との協同による人民調停委員会設立	98
第十三 中国におけるADR制度の展望、在中国邦人・企業への影響等	99
1 中国におけるADR制度の展望	99
(1) 事件数の増加に伴う紛争解決インフラ増強の必要	99
(2) 人民調停の専門化	99
(3) 行政調停の規範化	99
(4) 民事訴訟における司法調停による解決の増加	100
(5) 民法、民事訴訟法の更なる整備による訴訟と調停との役割の明分化	100
2 日本人、日本企業への影響	101
(1) 人民調停	101
(2) 行政調停	102
(3) 商事調停	102
(4) 司法調停	103
(5) 仲裁	103
第十四 関連法令	104
1 人民調停	104
2 行政調停	105
3 商事調停	107
4 司法調停	107

5	仲裁に関する主な関連法令 .....	108
6	労働紛争、農村土地経営請負紛争 .....	110
7	訴訟・非訟の連携、「大調停工作体系」 .....	110

<別添資料>

中国 ADR 主要法令

## 第一 はじめに

中国では、昨年 8 月 28 日に「中華人民共和国人民調停法」(2010 年 8 月 28 日公布、2011 年 1 月 1 日施行。以下「人民調停法」という)が第 11 期全人代常務委員会第 16 回会議を通過して成立し、調停あるいはこれを含む訴訟外の紛争解決制度に対する注目が高まってきた。

その要因としては、近年民事紛争が急増し、人民法院の事件処理能力が限界に達しつつあることから、人民法院の負担を軽減すべく訴訟外の紛争解決制度を充実させる必要があることや、社会秩序維持を目指し、「調和のとれた社会」(「和諧社会」)の実現を図る中国にとって、明確に勝敗を分ける民事訴訟よりも当事者双方の利害を柔軟に調整できる調停等訴訟外の紛争解決制度の方がより適切であるとの再評価が行われていることが挙げられる。

本報告は中国における ADR 制度をテーマとする。ADR とは多義的な概念であるが、中国ではこれまでのところ ADR の定義について一定の明確な共通認識があるわけではないようである<sup>1</sup>。そこで、本報告では日本の「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」第 1 条における「裁判外紛争解決手続」の定義を一応の参考とし、訴訟手続によらずに第三者の関与の下に民事上の紛争解決を図る手続をいうものと理解するものとする。中国における民事紛争の紛争解決方法としては一般に①当事者間の協議、②調停、③仲裁、④訴訟が挙げられるが<sup>2</sup>、このうち上記の ADR の理解に該当するのは②調停と③仲裁であるため、本報告では中国の調停制度及び仲裁制度を中心に紹介することとする。なお、調停のうち、人民法院の主宰する「司法調停」<sup>3</sup>は、日本の「訴訟上の和解」に相当し、一般的には ADR には該当しないと思われるが、中国では「調停」の一種を構成するものであり、また近時その重要性が強調されてきているところでもあるので、本報告でも取り扱うものとする。

本報告は中国で入手可能な法令及び書籍、資料に基づくものであるが、中国では ADR に関連する研究はまだそれほど充実しているとは言い難く、民商法等と比較すると入手可能な資料には一定の限界がある。また、参考資料の正確性の検証も困難であり、調査には一定の限界があることについてはご了承ください。

本報告の作成にあたって参考とした書籍、資料を以下に掲げる。参考文献については本

---

<sup>1</sup> たとえば、範愉主編「多元化紛争解決機制」(後掲) 123 頁～130 頁も ADR 概念に関する広義説と狭義説を紹介するものの、中国において確定した理解があることについては触れられていない。

<sup>2</sup> 中国の多くの法令においても「紛争解決方法」として①協議、②調停、③仲裁、④訴訟が挙げられており(労働法 77 条、消費者權益保護法 34 条等)、中国の現行法上の民事紛争解決手段としてはほぼこの 4 種に帰することができるかと理解される。

<sup>3</sup> 「法院調停」、「訴訟調停」と呼ばれることもあるが、本報告では「司法調停」の名称で統一する。

報告中において「著者名（編集者名）・前掲○頁」又は「著者名（編集者名）「書名」○頁」等の形で言及する。以下の文献の中には本報告中において個別に言及していないものも含まれる。

- ・ 「中華人民共和国人民調停法解説」（全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室、中華人民共和国司法部法制司編著、中国法制出版社、2010年）
- ・ 「中華人民共和国人民調停法学習問答」（謝玲玉編、中国法制出版社、2010年）
- ・ 「行政調停、和解制度研究」（湛中樂編、法律出版社 2009年）
- ・ 「調停立法研究」（宋朝武編、中国政法大学出版社、2008年）
- ・ 「非訴訟手続（ADR）教程」（範愉著、人民大学出版社、2002年）
- ・ 「多元化紛争解決機制」（範愉主編、厦門大学出版社、2005年）
- ・ 「紛争解決・多元調停的方法与策略」（上海市高級人民法院、上海市司法局、上海市法学会編、中国法制出版社、2008年）
- ・ 「大調停—応対社会矛盾凸顯的東方經驗」（吳志明主編、法律出版社、2010年）
- ・ 「調停制度理論与实践」（河南省法学会編、鄭州大学出版社、2010年）
- ・ 「人民調停実務」（盛永彬著、暨南大学出版社、2008年）
- ・ 「中華人民共和国仲裁法注解与配套」（国务院法制办公室編、中国法制出版社、2008年）
- ・ 「中国仲裁制度研究」（葉青主編、上海社会科学院出版社、2009年）
- ・ 「中華人民共和国労働紛争調停仲裁法解説」（全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会行政法室編著、中国法制出版社、2008年）
- ・ 「民事訴訟法第四版」（江偉主編、中国人民大学出版社、2008年）
- ・ 「中国法律年鑑」（中国法律年鑑編集部、各年度）
- ・ 「人民法院工作年度報告（2009年）」（最高人民法院、人民法院出版社、2010年）
- ・ 「天津市高級人民法院公報（2010年総第2集）」（天津市高級人民法院編、法律出版社、2010年）
- ・ 「Q&A 中国ビジネス法務の現場」（三菱商事株式会社法務部・三菱（中国）有限公司法務部著商事法務、2006年）

## 第二 サマリー

### 1 中国における ADR 制度の全体像

- ・ 中国における調停は、一般に、その実施主体の性質に応じて、①人民調停委員会を実施主体とする「人民調停」、②行政機関又はその他の団体を実施主体とする「行政調停」、③人民法院を実施主体とする「司法調停」に分類される（ただし、「行政調停」についてはその範囲が明確ではなく、後述の「業界調停」や「商事調停」を別の類型として分類する考え方もありうる。本報告では「業界調停」は「行政調停」の章において、「商事調停」は独立の章を設けて紹介している）。
- ・ 調停は「自由意思」によることが原則であり、調停による解決が強制されてはならない。
- ・ 人民調停は、「民間紛争」を対象とし、中国全土に張り巡らされた人民調停委員会の組織網により草の根的な紛争解決を行う「大衆的」紛争解決システムである。
- ・ 行政調停は、行政機関又はその他の団体がその主管事項に関連する当事者間の紛争を調停するものである。
- ・ 司法調停は、人民法院が訴訟手続の中で行うものであり、日本の訴訟上の和解に相当する制度である。
- ・ 中国の仲裁は大きく分けて、国内仲裁と涉外仲裁に分類される。
- ・ 中国の仲裁機関である仲裁委員会には、仲裁法 10 条に基づき中国各地の市レベルの都市に置かれている仲裁委員会のほか、涉外仲裁委員会として涉外仲裁を主に扱う中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）及び海事事件を主に扱う中国海事仲裁委員会（CMAC）がある。
- ・ 労働紛争と農村土地経営請負紛争の紛争解決については特別法が設けられている。

### 2 人民調停

- ・ 人民調停に関する新しい基本法である人民調停法が 2010 年 8 月 28 日に成立し、2011 年 1 月 1 日に施行された。
- ・ 人民調停法の制定には、近年の民事紛争の急増により、次第に人民調停の機能に対する再評価が始まり、これを規律する新しい「法律」の登場が望まれたという背景がある。
- ・ 人民調停法の内容自体は、従来の規定から見てそれほど目新しいものではなく、新しい点としては以下の点が挙げられるにとどまる。
  - ① 調停員の救済等に関する 16 条
  - ② 人民調停を当事者に勧奨することに関する 18 条
  - ③ 手続の公開／非公開に関する当事者の選択権に関する 23 条 3 号
  - ④ 調停不成功時の他の紛争解決手段についての告知に関する 26 条
  - ⑤ 司法確認に関する 33 条
- ・ 人民調停の受理件数は、長い間減少を続けてきたが、近年になって急に回復を見せてきた。これは最高人民法院を初めとする「調停優先」路線の鮮明化が件数に反映したもの

と考えられる。2009年度の人民調停受理件数は7,676,064件であり、第一審民事訴訟受理件数5,800,144件を大きく上回っている（ただし、人民調停に関する統計については、正確性に疑問も呈されている）。

- ・ 人民調停を行う人民調停委員会には、①村民、居民委員会が設立する人民調停委員会、②郷鎮、街道が設立する人民調停委員会、③企業・事業単位が必要に応じて設立する人民調停委員会、④必要に応じて設立する区域性、業種性の人民調停委員会がある。
- ・ 近年、一部の人的・物的資源に比較的恵まれた地域では、専門的な事件を扱う人民調停委員会が現れてきている。たとえば、医療問題を取り扱う医療紛争人民調停委員会、不動産問題を取り扱う物業紛争人民調停委員会等がある（機能としては後述の「業界調停」と競合しうると思われる）。
- ・ 人民調停は、当事者の申立てによる場合と、人民調停委員会が主導的に開始する場合がある。ただし、いずれの場合にも人民調停によることを望まない当事者は人民調停による解決を拒絶することができる。
- ・ 有効な人民調停合意が民事権利義務の内容を有する場合、「民事契約の性質」を有するとされ、法的拘束力を有する。
- ・ 人民調停合意が執行力を有するためには、①管轄権を有する人民法院に対して「司法確認」を求める、②公証機関による公証を受けるといった方法がある。また、管轄権を有する基層人民法院に対して支払命令を申し立てることもできる。
- ・ 人民調停は無料であり、財源は地方政府により賄われる。

### 3 行政調停

- ・ 行政調停には、行政機関がその主管事項について職権に基づいて調停を行うものと、行政機関以外の主体が法令による授権を経て調停機能を有しているものがある。
- ・ 中国では（少なくとも潜在的には）あらゆる行政機関に調停機能が備わっていると理解されており、行政機関の数だけ行政調停は存在しうる。
- ・ 行政調停のうち代表的なものを挙げると、①人民政府によるもの（民間紛争処理、社会の安全に関わる紛争の調停、土地請負経営に関する紛争の調停、農村における女性の権利侵害等に関する紛争の調停等）、②公安機関によるもの（治安調停、交通事故調停）、③工商行政管理機関によるもの（契約紛争の調停、消費者紛争の調停、商標、標識専用権に関する紛争の調停）、④環境保護行政主管部門による環境汚染紛争調停、⑤知識産権局による特許紛争調停、⑥商務部による国際大型案件に関する調停といった政府機関によるものや、律師協会（弁護士協会）による調停、婦女連合会による調停、消費者協会による消費者紛争調停、著作権紛争調停委員会による著作権紛争調停といった非政府機関によるものがある。中国の仲裁委員会も一般に調停を扱っている。
- ・ 近年の傾向として、各業界団体が「調停センター」を設立し、当該業界に関わる紛争を調停する「業界調停」（「行業調停」）も増えてきている。具体的には、物流、不動産管理、保険等の業種でこのような業界調停が行われているようである。

- 行政調停により達成した調停合意の効力については、従来明確な規定がなく、議論が分かれていたが、2009年の「訴訟と非訟を相互に連携させた紛争解決システムの構築と健全化に関する最高人民法院の若干の意見」（2009年7月24日発布。以下「訴訟非訟連携意見」という）により、原則として民事契約の性質を有することが明らかにされた。
- 行政調停合意が執行力を有するためには、人民調停と同様、①人民法院に対して「司法確認」を求める、②公証機関による公証を受けるといった方法がある。また、支払命令を申し立てることもできる。
- これまでのところ「行政調停法」のような行政調停に関する統一規範は制定されておらず、行政調停の規定は各種の法令に分散している状況である。
- 行政調停については、行政等の職責として明確に規範化されていないため一部の行政機関が労力のかかる調停業務に積極的でないという問題、各地、各部門において独自にルールを定めているため、それぞれが取り扱う行政調停の範囲が交錯し、しばしば権限の衝突が発生するという問題、調停開始に関する手続、調停手続の期限、行政調停機関の調査権限、行政調停の終結、秘密保持等に関するルールが整備されていないといった問題が指摘されている。

#### 4 商事調停

- 商事紛争、とりわけ国際商事紛争の調停については、人民調停委員会や行政機関等による調停で対応することは（商務部が大型案件について調停に乗り出すような場合を除き）通常は困難であり、商事紛争を専門的に取り扱っている調停組織に持ち込まれることになる。
- 商事紛争を専門的に取り扱っている調停組織としては、中国国際貿易促進委員会及び中国国際商会が設立した「中国国際貿易促進委員会／中国国際商会調停センター」が挙げられる。
- 2011年1月8日、上海市において「上海経貿商事調停センター」が設立され、今後、商事紛争分野での調停が更に利用しやすくなることが期待される。
- これらの調停センターの受理範囲は、貿易、投資、金融、証券、知的財産権、技術移転、不動産、工事請負、運輸、保険その他商事、海事等の領域の紛争調停であり、涉外事件も扱っている。
- これらの調停センターによる調停を通じて達成した調停合意（和解合意）についても、人民調停や他の行政調停と同様、①人民法院による「司法確認」、②公証機関による公証を通じての執行力の付与が認められている。また、支払命令を申し立てることもできる。

#### 5 司法調停

- 司法調停は、訴訟手続の過程において、人民法院の裁判官の主宰のもと、双方当事人が民事権利利益にかかる紛争について、自由意思により、平等に協議を行い、同意を達成し、紛争を解決する訴訟活動であり、日本の「訴訟上の和解」に相当する。

- ・ 民事訴訟において、調停で事件が終結する比率は 1990 年代、2000 年代前半は低下し続けていたが（調停で終結する事件数は横ばいだが、民事事件全体と判決で終結する事件の増加により比率が低下）、近年の「調停優先」の方針の下、2009 年の統計では一定の回復を見せている。
- ・ 調停優先の原則は以前からも唱えられていたが、最高人民法院は 2010 年に「『調停を優先し、調停と判決を結合する』業務原則を更に徹底することに関する若干の意見」（2010 年 6 月 7 日発布。以下「調停優先若干意見」という）を出し、民事訴訟の全過程において調停を優先すべきことを徹底する方針を示した。
- ・ 司法調停においては、関連機関や専門家を招聘して協力させることができ、また、人民調停組織、行政調停組織等に調停を委託することもできる。
- ・ 司法調停を通じて調停合意に達し、人民法院の確認を経た有効な調停合意は、確定判決と同一の効力を有すると理解されている。

## 6 仲裁

- ・ 中国の仲裁機関である「仲裁委員会」には、仲裁法 10 条に基づき全国に設置されるものと、仲裁法 7 章 66 条に基づき設置される涉外仲裁委員会（CIETAC、CMAC）がある。もっとも、近年ではいずれの種類の仲裁委員会でも国内事件、涉外事件の双方を扱っている。
- ・ 国内仲裁は仲裁法の一般規定に従って行われ、涉外仲裁は仲裁法 7 章の涉外仲裁に関する特別規定に従って行われる。手続の詳細については各仲裁委員会が個別に規則を定めている。近年の仲裁規則では、当事者による仲裁ルールの選択が比較的認められるようになってきている。
- ・ 中国では、仲裁法 16 条が仲裁合意の内容として仲裁を行う仲裁機関を明確に約定しなければならないことを要求しており、仲裁機関の約定が不明確である場合は仲裁合意は無効となることから（同法 18 条）、機関仲裁のみが認められ、いわゆるアドホック仲裁は認められていないと考えられている。
- ・ 当事者は、仲裁裁決について法定の事由があることを証明することにより、人民法院に対し、仲裁裁決の取消しや仲裁裁決の執行停止を求めることができる。
- ・ 中国は、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）に加盟しており、同条約加盟国との間では仲裁判断の相互執行が認められている。
- ・ 涉外仲裁を最も多く取り扱っているのは中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）である。CIETAC の本部は北京にあり、そのほか深圳に華南分会、上海に上海分会、重慶に西南分会、天津に天津国際経済金融仲裁センターが置かれている。

## 7 労働紛争、農村土地紛争

- ・ 近時、労働紛争に関する紛争解決について「中華人民共和国労働紛争調停仲裁法」が、農村土地経営請負紛争に関する紛争解決について「中華人民共和国農村土地経営請負紛争調停仲裁法」がそれぞれ制定され、それぞれの分野における紛争解決の詳細について

定めている。

#### 8 人民法院と訴訟外紛争解決との連携

- ・ 人民法院は、人民調停、行政調停との関係では①達成した調停合意に関する紛争についての訴訟提起、②調停合意の司法確認による執行力の付与及び執行力のある調停合意の執行③公証を経た調停合意の執行、④支払命令といった形で関与し、仲裁との関係では①仲裁裁決の取消の判断、②仲裁裁決の執行（あるいは執行中止の判断）といった形で関与している。
- ・ 近年の「調停優先」の流れの中で、人民法院から人民調停、行政調停組織への調停の委託が以前に増して推進されてきているように見える。

#### 9 調停と仲裁の関係

- ・ 仲裁委員会も一般に調停業務を行っている。仲裁委員会が行う調停には、①仲裁手続の過程において仲裁裁決を行う前に当該仲裁事件に関して調停を行う場合と、②仲裁手続と関係なく、仲裁委員会が調停事件として事件を受理する場合がある。
- ・ 近時、「仲裁と調停との協調」（「仲裁与調停相结合」）の実践として、多くの仲裁委員会において、当事者が仲裁手続外で行った調停によって達成した調停合意の内容に従って仲裁裁決書を作成するというサービスを提供している（あくまでも仲裁手続として行うものであるため、当事者は調停合意のほか、当該仲裁委員会で紛争解決する旨の仲裁合意を締結する必要がある）。

#### 10 「大調停工作体系」の構築

- ・ 2006年、2007年ころから「大調停工作体系」の構築の推進が唱えられるようになり、人民調停、行政調停、司法調停の相互連携に関する研究が進んでいる。
- ・ 具体的には、人民法院主導の「大調停工作体系ネットワーク」の構築や、行政調停機関の関与による専門的人民調停委員会の設立といった形で現れている。

#### 11 中国におけるADR制度の展望、在中国邦人・企業への影響等

- ・ 民事事件の急増により、人民調停組織、人員の更なる増強が必要となる。
- ・ 人民調停の専門化が進む。
- ・ 行政調停の統一ルールが登場が望まれている。
- ・ 民事訴訟における司法調停による解決が今後も増加すると思われる。
- ・ 民法、民事訴訟法の更なる整備により、訴訟と調停の役割がより明分化することが期待される。
- ・ 一般論としては、人民調停制度は日本人、日本企業に対する影響は少ないと思われるが、今後増えるであろう特定分野の専門的な人民調停については利用する機会もありうる。
- ・ 行政調停では、工商行政管理局の商標、標識専用権に関する紛争に関する調停や、各地の知識産権局が行っている特許紛争に関する調停、消費者協会による調停、著作権紛争調停委員会による調停などが日本人、日本企業が関わりうるものであると思われる。
- ・ 国際的な大型紛争に関しては商務部が調停を試みる事例もあり、日本企業に関連する紛

争に商務部が関与してくる場合もあり得る。

- 2011年1月に上海経貿商事調停センターが設立されたが、今後同様の調停センターが他の地域でも設立される可能性もあり、商事調停の分野がより活発になれば、日本企業においても利用する機会が多くなるのではないかと予想される。
- 仲裁についてはこれまで CIETAC で行うことが多かったが、今後、国内各地の仲裁委員会においても渉外仲裁の経験が蓄積され、一定の信頼が得られるようになれば日本企業としては仲裁機関の選択の幅が広がる可能性がある。

### 第三 中国における ADR 制度の全体像

#### 1 中国における調停制度の俯瞰

中国における調停は、一般に、その実施主体の性質に応じて、①人民調停委員会を実施主体とする「人民調停」、②行政機関又はその他の授権を受けた団体を実施主体とする「行政調停」、③人民法院を実施主体とする「司法調停」に分類される。

人民調停は、「民間紛争」を対象とし、中国全土に張り巡らされた人民調停委員会の組織網により草の根的な紛争解決を行う「大衆的」紛争解決システムである。

人民調停委員会には、①村民、居民委員会<sup>4</sup>が設立する人民調停委員会、②郷鎮、街道<sup>5</sup>が設立する人民調停委員会、③企業・事業単位が必要に応じて設立する人民調停委員会、④必要に応じて設立する区域性、業種性の人民調停委員会がある。

行政調停は、行政機関又はその他の団体がその主管事項に関連する当事者間の紛争を調停するものである。

行政調停には、①行政機関（人民政府、公安機関、工商行政管理機関等）が主宰するものと、②法律による授権を受けた各種の業界団体、協会その他の社会団体（消費者協会、律師協会、婦女連合会等）が主宰するものがある。なお、「業界調停」や「商事調停」について「行政調停」と別個の分類とする考え方もありうる（本報告では「業界調停」は「行政調停」の章において、「商事調停」は独立の章を設けて紹介している）。

司法調停は、人民法院が訴訟手続の中で行うものであり、日本の訴訟上の和解に相当する制度である<sup>6</sup>。司法調停は訴訟の第一審、第二審、再審、執行の各段階で行うことができ、また、最近の調停優先の潮流の中、調停が可能な民事事件はすべてまず調停による解決を試みなければならないとされる。

#### 2 中国における仲裁制度の俯瞰

仲裁については、1994年8月31日に制定された「中華人民共和国仲裁法」（1995年9月1日施行）が統一的ルールとなっている。同法は涉外仲裁について一章を設けて特別規定を置き、涉外仲裁について国内仲裁と異なる取扱いをしている。なお、労働紛争及び農村土地経営請負（農民の土地利用）に関する紛争についても「仲裁」のシステムが採用さ

---

<sup>4</sup> 村民委員会、居民委員会とは、農村、都市における居住地区ごとに設置される大衆性自治組織であり、当該居住地区における公共事務、公益事業、民間紛争調停、社会治安維持の協力等を行うものとされている（中国憲法 111 条）。

<sup>5</sup> 「郷鎮」、「街道」はいずれも中国の基礎的行政区分である。

<sup>6</sup> 司法調停は、訴訟手続の中で行われるものであるがゆえに一般的には「ADR」に含まれないと理解されることが多いが、中国では人民調停、行政調停と並ぶ「調停」の一種として分類され、しばしば一緒に議論されるため、本報告では司法調停も報告の対象とする。

れているものの、これらについては仲裁法の適用を受けず、特別法によることとされている<sup>7</sup>。これを受け、労働紛争については 2007 年に「中華人民共和国労働紛争調停仲裁法」が、農村土地経営請負紛争については 2009 年に「中華人民共和国農村土地経営請負紛争調停仲裁法」が近年それぞれ制定されている。

中国の仲裁機関である仲裁委員会には、仲裁法 10 条に基づき中国各地の市レベルの都市に置かれている仲裁委員会のほか、涉外仲裁委員会として涉外仲裁を主に取り扱う中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）及び海事事件を主に取り扱う中国海事仲裁委員会（CMAC）がある。

また、労働紛争を取り扱う仲裁機関として労働紛争仲裁委員会が、農村土地経営請負に関する紛争を取り扱う仲裁機関として農村土地請負仲裁委員会が全国各地に置かれている。

#### ＜調停、仲裁の俯瞰＞

	調停主体	主な取扱範囲	
調停	人民調停 人民調停委員会	民間紛争	
	行政調停 行政機関 その他の主体	主管事項に関連する紛争	
	商事調停 商事調停センター	商事紛争	
仲裁	司法調停 人民法院	訴訟紛争	
	国内仲裁 各地の仲裁委員会	国内紛争（※涉外仲裁も可能）	
	涉外仲裁 CIETAC	涉外紛争（※国内仲裁も可能）	
		CMAC	海事紛争
	労働仲裁 労働紛争仲裁委員会	労働紛争	
農村土地 紛争仲裁 農村土地請負仲裁委員会	農村の土地利用に関する紛争		

<sup>7</sup> 仲裁法 77 条。

## 第四 人民調停

### 1 人民調停の関連法令及び人民調停法の立法背景

人民調停に関する新しい基本法である人民調停法が 2010 年 8 月 28 日に成立し、2011 年 1 月 1 日に施行された。

人民調停法が登場するまでは、1989 年に国務院が制定した「人民調停委員会組織条例」<sup>8</sup> 及び 2002 年に司法部が制定した「人民調停工作若干規定」<sup>9</sup>が基本的な法規であった（これらは人民調停法施行後においてもなお有効である）。また、調停合意に関しては、最高人民法院の「人民調停合意に係わる民事事件の審理に関する最高人民法院の若干の規定」<sup>10</sup>（以下「人民調停合意規定」という）に定めがある（その他の関連法令については後述第十四関連法令参照）。

人民調停法の制定には、今世紀に入り、急増する民事紛争に人民法院による訴訟システムが対応しきれなくなったことから、次第に人民調停の機能に対する再評価が始まり<sup>11</sup>、これを規律する新しい「法律」の登場が望まれるようになったという背景がある。すなわち、従前の基本法令であった「人民調停委員会組織条例」は国務院の制定に係る条例であるが、制定から既に 20 年以上が経過し、内容が抽象的過ぎて実務の規範として使用するに耐えなくなっていること、その後司法部が制定した「人民調停工作若干規定」は、内容は比較的详细であるが、司法部の部門規章に過ぎず、権威性に乏しいとの問題があり、「法律」の形による統一規範の登場が望まれたのである。

そのような背景で登場した人民調停法ではあるが、その中身については司法部の「人民調停工作若干規定」から見て目新しいものは実はそれほど多くない。細かな相違は捨象すると、人民調停法によって新しく登場したと言えるものとして挙げられるのは以下にとどまる。

#### ①調停員の救済等

第 16 条「人民調停員が調停業務に従事したときは、適当な休業手当を支給しなければならない。調停業務に従事したことにより負傷し障害を負い、生活に困難が生じた場合には、現地の人民政府は必要な医療及び生活援助を提供しなければならない。人民調停業務で殉職した人民調停員については、その

<sup>8</sup> 1989 年 6 月 17 日発布・施行。

<sup>9</sup> 2002 年 9 月 11 日発布、2002 年 11 月 1 日施行。

<sup>10</sup> 2002 年 9 月 16 日公布、2002 年 11 月 1 日施行。

<sup>11</sup> 中国では民事訴訟法（現行民事訴訟法の前身の「民事訴訟法（試行）」）が 1982 年になって初めて制定されたことから分かる通り、それまで民事訴訟は長らく低調であったが、1990 年代から、民事訴訟の件数が急増し、「重判軽調」という調停軽視、判決重視の傾向すら生まれた。ところが 21 世紀に入ると、民事事件の急増に人民法院が対応しきれない状況となり、人民法院の負担を軽減するための受け皿として人民調停が再度注目されるようになった。

配偶者及び子女は、国家の規定に従い救済及び優遇を受ける。」

## ②人民調停の勧奨

第 18 条「基層人民法院、公安機関は、人民調停の方法による解決に適した紛争について、受理する前に、人民調停委員会に調停を申し立てるよう当事者に通知することができる。」

## ③手続の公開／非公開に関する当事者の選択権

第 23 条「第 23 条 当事者は、人民調停活動において以下の権利を有する。

(1) (省略)

(2) (省略)

(3) 調停を公開で行うこと又は非公開で行うことを要求すること。

(4) (省略)」

## ④調停不成功時の他の紛争解決手段に関する告知

第 26 条「人民調停員が紛争を調停し、調停が成立しない場合には、調停を終了し、かつ、関連の法律、法規の規定に従い、当事者に対して法に従い仲裁、行政、司法等の方法で自己の権利を保護することができる旨を告知しなければならない。」

## ⑤司法確認

第 33 条「人民調停委員会の調停を経て調停合意に達した後に、当事者双方が必要であると認識する場合には、調停合意が発効した日から 30 日以内に、人民法院に対して共同で司法確認を申し立てることができる。人民法院は、適時に調停合意について審査を行い、法に従い調停合意の効力を確認しなければならない。

2 人民法院が法に従い調停合意が有効であると確認した場合に、当事者の一方が履行を拒絶し、又は全部を履行しないときは、相手方当事者は人民法院に対して強制執行を申し立てることができる。

3 人民法院が法に従い調停合意が無効であると確認した場合には、当事者は、人民調停の方法で元の調停合意を変更し、若しくは新しい調停合意に達することができ、又は人民法院に対して訴訟を提起することもできる。」

上記のうち、①調停員の救済等に関する規定が取り入れられたのは、実際に人民調停において、当事者からの暴行等によって負傷する例や、死亡に至る例（後述）があり、問題とされていたからである。

②人民調停の勧奨と④調停不成功時の他の紛争解決手段に関する告知は、訴訟と ADR の連携強化に関わる。②については「調停の優先」という近年の方針の下、基層人民法院や公安機関という民事紛争に最も近い存在である二機関に対して、人民調停に関する当事者への告知を求めることで人民調停による事件解決を増やす趣旨であり、④については、人

民調停委員会による調停が成功しなかった場合にはただちに訴訟等の解決手段に訴えるよう当事者に告知することで、当事者が別の手段による紛争解決の機会を失わないように配慮したものである。

③については、新しい制度というよりは手続の公開／非公開についても当事者の選択によることを明確に確認したものといえる<sup>12</sup>。一般的には非公開で調停を行うことを望む当事者が多いであろう。

⑤司法確認は、人民法院の確認を経ることにより調停合意に執行力を与えるものである。調停合意に確認を与えるということ自体は、司法調停においては以前から行われていたが、人民調停、行政調停についても司法確認を認めるようになったのは2009年の訴訟非訟連携意見以降のことであると思われる。人民調停法以外にも最近登場した調停関係の規則（例えば後述する「上海経貿商事調停センター調停規則」）では司法確認についての規定が置かれている。

## 2 人民調停の意義

人民調停とは、人民調停委員会が説得、指導等の方法によって、当事者が平等な協議に基づき自ら望んで調停合意に達するよう促し、民間紛争を解決する活動であると定義される<sup>13</sup>。

人民調停委員会が調停する「民間紛争」については「人民調停工作若干規定」20条が「公民と公民との間、公民と法人その他の社会組織との間の民事上の権利義務に係わる紛争を含む各種の紛争をいう」と定めている<sup>14</sup>。

## 3 人民調停の事件数及び事件類別

以下の表は、人民調停の受理件数の中期的な変動を観測するため、1992年、1999年、2004年、2009年における受理件数を抽出し、第一審民事訴訟事件の受理件数との比較において示したものである。

---

<sup>12</sup> なお、2009年の訴訟非訟連携意見19条は、調停一般について非公開を原則とし、当事者双方の要求又は同意により公開できる旨を定めている。

<sup>13</sup> 人民調停法2条。

<sup>14</sup> 従来、「民間紛争」とは公民と公民との間における紛争に限られ、その内容も婚姻、相続、扶養、相隣関係、小額債権・債務、軽微な権利侵害事件等といった日常的なもののみを対象とすると考えられていたが、社会・経済の発展・変化により、人民調停が取り扱う範囲も拡大し、法人が関わる紛争や日常的に生じる紛争を超えて比較的複雑な紛争も取り扱われるようになってきているとされる（全国人民代表大会常務委員会民法室「中華人民共和国人民調停法解説」13頁、14頁）。

＜人民調停事件数と第一審民事訴訟事件数の推移＞<sup>15</sup>

年	人民調停受理件数 (件)	第一審民事訴訟受理 件数 (件)	合計 (件)	人民調停の 比率 (%)
1992	6,173,209	1,948,786	8,121,995	76.0
1999	5,188,646	3,519,244	8,707,890	59.6
2004	4,414,233	4,332,727	8,746,960	50.5
2009	7,676,064	5,800,144	13,476,208	57.0

上の表によると、1992年から2004年にかけては、人民調停と第一審民事訴訟の受理件数の合計はそれほど大きな変化はないが（12年間で60万件程度の増加）、民事訴訟事件が大きく増加しているのと対照的に人民調停の事件数は減少の一途を辿っている。この時期は紛争解決方法として訴訟の役割が急拡大してきた時期であるが、訴訟の受理件数が増えたことが事件数全体の増加にはあまり繋がっておらず、訴訟の受理件数が伸びた分だけ人民調停の受理件数が減少している関係が伺える。

一方、2004年から2009年にかけては事件数全体が大きく伸び、訴訟受理件数も依然として伸び続けている上、人民調停の受理件数が大きく回復している点が特徴的である。

2009年は、4月に人民調停法草案が國務院で審議されたり、7月に最高人民法院が「訴訟と非訟を相互に連携させた紛争解決システムの構築と健全化に関する最高人民法院の若干の意見」を發布するなど、人民調停ないしADR制度全体が社会の注目を集めるようになった時期であり、人民調停に対する再評価が始まったことに伴ってこれを利用する動きが出始めたものと思われる。

＜人民調停事件類別＞<sup>16</sup>

	1992年	1999年	2003年 <sup>17</sup>	2009年 (単位：件)
合計	6,173,209	5,188,646	4,492,157	5,797,300 <sup>18</sup>
婚姻家庭	2,479,592	1,923,175	1,657,030	1,143,913
婚姻	1,183,317	868,585	752,010	(内訳不明)

<sup>15</sup> 中国法律年鑑編集部「中国法律年鑑（1993年）」83頁、141頁、956頁、同「中国法律年鑑（2000年）」124頁、1230頁、同「中国法律年鑑（2005年）」151頁、1078頁、同「中国法律年鑑（2010年）」162頁、240頁。

<sup>16</sup> 中国法律年鑑編集部「中国法律年鑑（1993年）」956頁、同「中国法律年鑑（2000年）」1230頁、同「中国法律年鑑（2005年）」1078頁、同「中国法律年鑑（2010年）」240頁、936頁。

<sup>17</sup> 2004年のデータが不完全であるため、本表では2003年のデータを記載した。

<sup>18</sup> 2009年の人民調停の受理件数は7676064件であるが、「統計項目に入り、かつ、書面による調停合意に達したもの」は5797300件であり、本表はこれがベースとなっている。

相続	280,448	270,751	248,858	(内訳不明)
扶養	413,476	372,193	326,451	(内訳不明)
その他	602,351	411,646	329,711	(内訳不明)
不動産	721,004	538,843	454,171	364,977
金銭債務	415,558	480,341	423,661	(不明)
生産経営	623,492	529,318	426,279	(不明)
相隣関係	946,080	764,541	690,547	1,241,838
損害賠償	464,736	387,208	335,132	545,094
その他	522,747	565,220	505,337	816,229

#### 4 人民調停の基本原則

人民調停法 3 条は、人民調停の原則として、①当事者が自ら望み、平等である前提で調停を行うこと、②法律、法規及び国家政策に違反しないこと、③当事者の権利を尊重し、当事者が法に従い仲裁、行政、司法等の方法で自己の権利を保護することを調停によって阻止してはならないことの 3 点を挙げている。

##### (1) 自由意思・平等原則

自由意思・平等の原則は、人民調停の最も基礎的な原則であり、本原則により、①当事者は調停によって紛争解決をすることを受け入れてもよいし、受け入れなくてもよいこと（人民調停の乗り降り自由）、②当事者は人民調停委員が指名した調停員を受け入れてもよいし、自ら調停員を選択してもよいこと（調停員の選択の自由）、③当事者は、調停員が提出した調停案を受け入れてもよいし、自ら調停案を提出してもよいこと（調停案提出の自由）が導かれる<sup>19</sup>。

##### (2) 法律、法規及び国家政策の遵守

人民調停は法律、法規及び国家政策に依拠して実施されなければならない。基層人民政府は、人民調停により達成した調停合意が法律、法規、規則、政策に違反している場合にはこれを是正しなければならない<sup>20</sup>。

紛争解決にあたって法律、法規及び国家政策に依拠することは、紛争当事者をして法律、法規、国家政策を正しく理解させ、法律意識を高めるという法制宣伝・教育活動としての側面もあるとされ、全国に分布する人民調停組織及び人民調停員による調停実務を通じて、法律・法規、政策等を宣伝し、公民の法律意識及び法律観念を高めるという効果も期待さ

<sup>19</sup> 民法室・前掲 16 頁。

<sup>20</sup> 人民調停委員会組織条例 10 条。

れている<sup>21</sup>。

### (3) 紛争解決についての当事者の選択権の尊重

人民調停機関は、当事者が法に従い仲裁、行政、司法等の方法で自己の権利を保護することを阻止してはならない。この原則を受け、人民調停法 26 条は、調停が成立せず調停を終了する場合、調停員は当事者に対し、仲裁、行政、司法等の方法で自己の権利を保護することができる旨を告知しなければならないことを定めている。

## 5 人民調停の実施機関

### (1) 人民調停委員会

#### ア 設立の形式

人民調停は、人民調停委員会が行う<sup>22</sup>。

人民調停委員会は、その設立主体に応じて以下の分類がある。<sup>23</sup>

- ① 村民、居民委員会が設立する人民調停委員会
- ② 郷鎮、街道が設立する人民調停委員会
- ③ 企業・事業単位が必要に応じて設立する人民調停委員会<sup>24</sup>
- ④ 必要に応じて設立する区域性、業種性の人民調停委員会

＜人民調停委員会及び調停員の人数の推移＞<sup>25</sup>

---

<sup>21</sup> 民法室・前掲 17 頁。

<sup>22</sup> 憲法 111 条 2 項「居民委員会、村民委員会は人民調停、治安保護、公共衛生等の委員会を設置し、本居住地区の公共事務及び公益事業を処理し、民間紛争を調停し、社会治安の維持・保護に協力し、かつ、人民政府に対して群衆の意見、要求及び提案を反映させる」民事訴訟法 16 条「人民調停委員会は、基層人民政府及び基層人民法院の指導の下に、民間紛争を調停する大衆的組織である。」

人民調停法 7 条「人民調停委員会は、法に従い設立される民間紛争を調停する大衆的組織である。」

<sup>23</sup> 人民調停法 8 条、34 条、人民調停工作若干規定 10 条。

<sup>24</sup> 企業内の調停組織としては、人民調停委員会とは別に、「労働法」、「労働紛争調停仲裁法」に基づく「労働紛争調停委員会」の制度が存在するため、さらに企業内に人民調停委員会の設置を認める必要性については立法の過程で異論も見られたようである（民法室・前掲 37 頁～38 頁）。実際に企業内に設置される調停組織が人民調停法に基づく企業内の「人民調停委員会」なのか、労働法、労働紛争調停仲裁法に基づく「労働紛争調停委員会」なのか実際には明確に判別されていないものも少なくないのではないかと、という推測も働く。なお、統計上、企業内人民調停委員会が 2009 年末時点で約 8 万箇所（民法室・前掲 37 頁。各級の司法行政部門の統計を纏めたものと考えられる）である一方、企業労働紛争調停委員会は 2006 年時点で 25 万 8 千箇所（全国総工会による統計。労働紛争調停仲裁法解説 34 頁）であるとされ、統計上でも両者は明確に区別されているようである。

<sup>25</sup> 中国法律年鑑編集部「中国法律年鑑（1993 年）」956 頁、同「中国法律年鑑（2000 年）」

	1993年	1999年	2004年	2009年
人民調停委員会（箇所）	1,011,221	974,100	853,300	823,700
調停員（人）	10,179,201	8,802,500	5,144,200	4,938,900
事件数（件）	6,173,209	5,188,646	4,414,233	7,676,064

1993年から2009年にかけて、人民調停委員会及び調停員のいずれも数量において減少を続けている。事件数は2009年に至って急増しており、今後、人民調停委員会及び調停員について増員が急務の課題となると思われる。

なお、2009年の時点における人民調停委員会の数は上記のとおり約82万4千箇所あるが、そのうち村民、居民委員会が設立する人民調停委員会が約67万箇所<sup>26</sup>、郷鎮、街道が設立する人民調停委員会が約4万箇所、企業・事業単位が設立する調停委員会が約8万箇所、区域性、業種性の人民調停委員会が約1万2千箇所存在するとされる。<sup>27</sup>

#### イ 任務

人民調停委員会の任務は以下のとおりである：<sup>28</sup>

- ①民間紛争の調停を行い、民間紛争の激化を防止する。
- ②調停によって、法律、法規、規則および政策を広め、法を遵守し、社会の道徳を尊重するよう公民を教育し、民間紛争の発生を予防する。
- ③村民委員会、居民委員会、所在機関および基層人民政府に民間紛争および調停業務の状況を報告する。
- ④各種の調停業務制度を構築・健全化する。
- ⑤大衆の意見を聴取し、大衆の監督を受ける。

#### ウ 各種調停業務制度

人民調停委員会が制定すべき「調停業務制度」（上記（イ）④）には、一般に以下のものが含まれるとされる。<sup>29</sup>

##### ①職務責任制度

職務責任制度は、人民調停委員会の調停業務制度の核心的内容をなすものであり、調停員の責任を明確にし、具体的な任務を確定し、任務の完成状況に基づいて考査・賞罰を行う。

##### ②紛争登記制度

1226頁、同「中国法律年鑑（2005年）」1077頁、同「中国法律年鑑（2010年）」935頁。

<sup>26</sup> 村民、居民委員会が人民調停委員会を設置するのは憲法上の要請である（憲法111条2項）。民法室・前掲37頁の解説によれば、全国の村民、居民委員会のうち人民調停委員会を設置しているものの割合は98%にのぼり、ほぼ中国全土に普及している模様である。

<sup>27</sup> 民法室・前掲1頁、9頁、35頁～37頁。

<sup>28</sup> 人民調停工作若干規定3条（①～③）、人民調停法11条（④～⑤）。

<sup>29</sup> 民法室・前掲47頁～49頁。

人民調停委員会は、紛争当事者の申立て又は人民調停委員会の自主的な立件によって開始される紛争調停の状況について、すべて登記を行わなければならない。登記には、当事者の住所、氏名、性別、年齢、職場、紛争事由、記録者の署名又は押印、登記日等を記載する。人民調停委員会は、専用の紛争登記簿を作成し、定期的に取り纏めて司法行政部門に送付しなければならない。

#### ③統計制度

人民調停委員会は、専門の統計員を置き、各種統計台帳を作成し、司法行政部門が作成する統計報告表の各項目に記入し、報告を行う。

#### ④文書管理制度

人民調停委員会は、文書管理制度を制定し、保管人員、文書閲覧、機密管理方法、調停文書の審査、装丁等について定める。一般に保管期間は3年である。文書には、紛争登記の原始記録、調査記録、調停記録、調停合意書、調停が成功しなかった事件について人民調停委員会が付した処理意見、各種証明資料等が含まれる。

#### ⑤訪問確認<sup>30</sup>制度

訪問確認制度とは、人民調停委員会が既に終了した調停事件について（特に比較的複雑で紛争が再発しそうな事件について）、当事者への訪問等を行い、状況を把握する制度である。人民調停委員会は、訪問確認を通じて紛争解決の状況を適時に把握することができる。訪問確認により把握する主要な内容には、調停合意の履行状況、当事者の調停合意に対する態度の変化の有無、不審な行動の有無、新たな紛争の火種の有無、当事者の調停業務に対する意見・提案等が含まれるとされる。

#### ⑥紛争調査制度

紛争調査制度とは、人民調停委員会が定期又は不定期に、管轄区内の民間紛争について調査・分類等を行う業務制度である。人民調停委員会は、司法行政部門、治安維持部門による集中的調査に参加することができ、あるいは、紛争の種類、地区の重要性によっては自ら調査を行うこともできる。調査にあたっては、調査の目的を明らかにし、調査時間、範囲、方法を把握し、戸別・人別訪問により、紛争の重点対象を把握し、調査業務統計表に記入し、調査した紛争について適切に処置しなければならない。

#### ⑦紛争情報伝達・フィードバック制度

紛争情報伝達・フィードバック制度とは、基層人民政府、関連部門及び社会組織が各種のルートを通じて民間紛争の兆候及びその情報を人民調停委員会に伝達し、人民調停委員会は当該紛争情報について研究・分析を行い、加工処理した後に、具体的な調停意見を関連部門にフィードバックし、民事紛争の科学的な予測、予防、融和のための依拠を与える制度である。

---

<sup>30</sup> 原文は「回訪」。

## エ 人民調停委員会の構成

人民調停委員会は、3名から9名で構成され、主任を1名置く。必要な場合は、副主任を若干名置くことができる<sup>31</sup>。

人民調停委員会は女性の構成員を有さなければならず、多民族が居住する地区では人数の比較的少ない民族の構成員を有さなければならない<sup>32</sup>。なお、規定はないものの、人民調停委員会の構成は、多数決の便宜を考え奇数がよいとされる<sup>33</sup>。

人民調停委員会の構成員に女性を含むことが要求される趣旨は、①男女平等の理念から女性をしてできるだけ多くの社会的業務に参加させる機会を作ること、②女性を含むことで、婚姻、家庭、相隣関係の調停によりよい効果をもたらすことが期待されることが挙げられている<sup>34</sup>。

また、「人数の比較的少ない民族の構成員」とは必ずしもいわゆる「少数民族」を指すのではなく、当該地区において人数が比較的少ない民族をいう。従って、中国で最も人数の多い漢民族が地域によってはこれに該当する可能性もある。このように「人数の比較的少ない民族の構成員」を人民調停委員会の構成員として要求する趣旨は、①民族の平等の理念、②各民族の思想、生活習慣等が理解できる構成員がいた方が紛争の調停において問題の原因の把握や当事者の心情の把握等によりよい効果をもたらすことが期待されることが挙げられている<sup>35</sup>。

村民委員会、居民委員会の人民調停委員会の委員は、村民会議若しくは村民代表会議又は居民会議の推薦により選出される。企業・事業機関が設立する人民調停委員会の委員は、労働者大会、労働者代表大会又は労働組合組織の推薦により選出される<sup>36</sup>。人民調停委員会の委員の任期は3年とし、連続して選出・就任することができる<sup>37</sup>。

## オ 人民調停委員会の専門化

近年、一部の人的・物的資源に比較的恵まれた地域では、専門的な事件を扱う人民調停委員会が現れてきている。たとえば、医療問題を取り扱う医療紛争人民調停委員会、不動産問題を取り扱う物業紛争人民調停委員会等がある<sup>38</sup>。これらの人民調停委員会では、

---

<sup>31</sup> 人民調停法 8 条 2 項。

<sup>32</sup> 人民調停法 8 条 3 項。

<sup>33</sup> 民法室・前掲 40 頁。

<sup>34</sup> 民法室・前掲 40 頁。

<sup>35</sup> 民法室・前掲 40 頁。

<sup>36</sup> 人民調停法 9 条 1 項。

<sup>37</sup> 人民調停法 9 条 2 項。なお、3 年という任期は、村民委員会、居民委員会の委員の任期と同じであり、一般に同じ時期に選出が行われる。このようにすることで、人民調停委員会委員の選出のために村民会議、居民会議を開催しなくともよいように考慮されたものである（民法室・前掲 44 頁）。

<sup>38</sup> 医療紛争人民調停委員会、物業紛争人民調停委員会の設置に関するインターネット上の報道等：

医療紛争人民調停委員会：

<http://cxnews.zjol.com.cn/cxnews/system/2010/08/26/012557630.shtml>

医者や不動産関連機関の担当者といった専門家や法律の専門家等が参加することにより、専門的な紛争解決を可能としているようである<sup>39</sup>。また、このような専門化された人民調停委員会の設立には、本来当該分野について行政調停を担当すべき政府部門が協力している場合も多く（人民調停と行政調停の統一化）、その意味では人民調停と行政調停の連携の一場面であるとも言える（後述）。

もっとも、後述のとおり、近年、業界団体が調停センターを設立して調停を行っているものも増えてきており（「業界調停」）、機能としては競合すると思われる。

## (2) 人民調停員

### ア 人民調停員の選任、資格

人民調停員は、人民調停委員会の委員及び人民調停委員会が招聘した者が担当する<sup>40</sup>。

人民調停員は、公明正大で、人民調停業務に熱心で、かつ一定の学歴、政治的水準及び法律知識を有する成年<sup>41</sup>の公民により担当されなければならない<sup>42</sup>。

### イ 人民調停員に対する訓練

県級人民政府の司法行政部門は、定期的に人民調停員に対して業務訓練を行わなければならない<sup>43</sup>。

業務訓練には、様々な方法を採用することができ、現場実習、講義聴講、資料の視聴、経験交流、知識テスト等の方法によることができる。

訓練の内容には、政策理論、法律知識、調停技法等が含まれる。このうち、政策理論には党及び国家の政策方針等が含まれ、法律知識には契約法、物権法、労働法、婚姻法といった人民調停業務において多用される法律知識が含まれる。特に人民調停に関わる法律が新しく出た場合、県級人民政府の司法行政部門は速やかに当該新法律の訓練を行わなければならない。調停技術には、当事者とのコミュニケーション、調停の時機の把握、どのように調停のリズムをコントロールするかといった実務的な知識及び技能が含まれる<sup>44</sup>。

なお、2003年7月、司法部は「人民調停員の訓練業務を強化することに関する意見」（司発通[2003]63号）を発し、人民調停員の訓練の思想、目標、内容、方法等について

---

[http://www.gov.cn/fwxx/sh/2009-07/13/content\\_1363984.htm](http://www.gov.cn/fwxx/sh/2009-07/13/content_1363984.htm)

[http://news.xinhuanet.com/health/2010-07/27/c\\_12379219.htm](http://news.xinhuanet.com/health/2010-07/27/c_12379219.htm)

物業紛争人民調停委員会：

<http://su.people.com.cn/GB/155006/156602/11627151.html>

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2315/node15343/userobject21ai458962.html>

<sup>39</sup> 吳志明「大調停—一応対社会矛盾凸顯的東方經驗」45頁。

<sup>40</sup> 人民調停法13条。

<sup>41</sup> 中国では18歳で成年となる。

<sup>42</sup> 人民調停法14条1項。

<sup>43</sup> 人民調停法14条2項。

<sup>44</sup> 民法室・前掲57頁。

定めている。

#### ウ 非違行為

調停業務において、人民調停員に以下の行為のいずれかがあった場合には、その所属する人民調停委員会が批判教育を行い、改善を命令する。情状が重大である場合には、推薦機関又は招聘機関が罷免又は解雇する。<sup>45</sup>

- ①一方の当事者に加担したとき。
- ②当事者を侮辱したとき。
- ③財物を要求、收受し、又はその他の不正な利益を受け取ったとき。
- ④当事者のプライバシー、商業上の秘密を暴露したとき。

#### エ 人民調停員に対する手当、援助

人民調停は当事者から費用を徴収せず、人民調停員もまた原則として無償で行うこととされており、多くの場合、調停員は自らの仕事を休んだり、交通費、通信費等の費用を自己負担することによる経済的な負担を負っている。また、それにとどまらず、人民調停の仕事は危険を伴うことがあり、情緒的に不安定となっている当事者から攻撃を受けることもある。統計によれば、中国全土で毎年3名～5名の人民調停員が人民調停の現場で命を落としており<sup>46</sup>、傷害を負うものは数千件に上るとされる<sup>47</sup>。

しかしながら、これまでは制度が整っておらず、人民調停員の経済的負担及び人身被害等の損害を受けた場合に対する十分な措置が行われてこなかった。このような問題意識から、人民調停法 16 条は、人民調停員やその家族に対して以下のような補償を与えることを定めている。

- ① 人民調停員が調停業務に従事したときは、適当な休業手当を支給しなければならない。
- ② 調停業務に従事したことにより負傷し障害を負い、生活に困難が生じた場合には、現地の人民政府は必要な医療及び生活援助を提供しなければならない。
- ③ 人民調停業務で殉職した人民調停員については、その配偶者及び子女は、国家の規定に従い救済及び優遇を受ける。

## 6 人民調停の手続

### (1) 開始の契機

人民調停は、当事者の申立てによって始まる場合と、人民調停委員会の主導で始まる場合があるが、いずれの場合も当事者の一方が調停を明確に拒絶する場合には調停を行うこ

---

<sup>45</sup> 人民調停法 15 条。

<sup>46</sup> 人民調停員が命を落とした事件としては、「楊秀臣事件」や「王光躍事件」などが報道されている。

「楊秀臣事件」 <http://www.0437.gov.cn/gov/zf/onews.asp?id=497>

「王光躍事件」 <http://jiceng.rmtj.org.cn/content.php?id=3>

<sup>47</sup> 民法室・前掲 62 頁。

とができない<sup>48</sup>。

#### ア 当事者の申立てによる開始

紛争発生後、当事者の一方が人民調停委員会に調停を申し立てることができ、当事者双方が共同で申し立てることもできる。実際上は当事者の一方が申立てを行うことが多い。

当事者の親戚、隣人、同僚等が当事者を代理して申立てを行うこともできる。また、申立ては、口頭でも、書面でも可能である。管轄に関する規定はない。

人民調停には特別な受理手続は設けられておらず、人民調停委員会は、申立てを受けた事件が自らの業務範囲と認識すれば調停を開始することができ、それをもって受理したものと見なすことができる<sup>49</sup>。当事者から申し立てられた内容が民間紛争に属さない場合は、人民調停委員会はその旨を当事者に説明し、管轄権を有する機関に申立てを行うよう指導する<sup>50</sup>。

#### イ 人民調停委員会の主導による開始<sup>51</sup>

人民調停委員会の主導で調停が開始される場合としては、以下の場面が挙げられる。

- ①人民調停委員会が定期的に民衆に対して紛争調査を行い、紛争を発見した場合に遅滞なくこれを調停し、紛争の激化を予防する。
- ②基層人民政府が人民調停委員会に紛争の調停を求める場合がある。基層人民法院、公安部門又は政府の関係部門も、人民調停の方法で解決するのに適した紛争を発見した場合には人民調停委員会に告知することができる<sup>52</sup>。
- ③人民調停委員会が業務に関連して紛争を発見した場合。人民調停委員会は紛争を調停する場合、関連する他の紛争に気づく場合があり、そのような場合には人民調停委員会が主導的に当該紛争を解決することができる。
- ④社会組織や民衆から持ち込まれた紛争についても、人民調停委員会が調停に適すると認識する場合は、主導的に調停を行うことができる。<sup>53</sup>

#### ウ 当事者が調停を拒絶した場合の処理

人民調停は、当事者の自由意思に基づいて行うことが原則であり、当事者は調停による紛争解決を受け入れてもよいし、拒絶してもよい。

当事者が人民調停を拒絶する場合、その旨を口頭又は書面で明確に示さなければなら

---

<sup>48</sup> 人民調停法 17 条。

<sup>49</sup> 民法室・前掲 67 頁。人民調停に明確な受理手続がないことは、統計上受理件数を操作することを容易にし、人民調停の「成功率」（受理したとされる件数のうち調停合意に達したものの比率）が（極端に）高いことの原因の一つとなっているようにも思われる（人民調停の成功率に関する考察については後述する）。

<sup>50</sup> 民法室・前掲 67 頁。

<sup>51</sup> 人民調停の大部分は、当事者による申立ての前に人民調停員が主体的に介入して調停を行う場合である（民法室・前掲 79 頁）。

<sup>52</sup> 人民調停法 18 条。

<sup>53</sup> 民法室・前掲 68 頁。

ない。人民調停員は当事者に人民調停による解決を希望するかどうかの意思確認を行う必要はなく、当事者が人民調停を拒絶する旨を明確に示さない限り、黙認しているものと理解される。

当事者が感情的に強く対立している場合等、往々にして当事者は人民調停を拒否することも多いが、そのような場合、人民調停員はまず人民調停の利点等を説明することにより、人民調停によることを適切に勧めることができる。ただし、それでも当事者がなお人民調停を拒絶する場合には、調停手続を終了しなければならない。この場合、仲裁人は、人民調停法 26 条の規定に基づき、当事者に仲裁、行政、司法による紛争解決の方法があることを伝えなければならない。

## (2) 調停の担当者の選任、親族、専門家等の参加

### ア 調停の担当者の選任

具体的な事件を担当する調停員（1 名～数名）は、人民調停委員会が選ぶ場合と、当事者が選ぶ場合がある<sup>54</sup>。

自由意思によることが原則とされる人民調停においては、調停員も当事者が選択するのが望ましいが、人民調停委員会が調停員を選択する場合としては一般に、①紛争が生じているものの当事者がまだ調停を申し立てていない段階で、適時に民間紛争を解決して社会の不安要素を取り除くために人民調停委員会が主体的に調停員を指定して調停を開始する場合、②当事者が人民調停委員会に調停を申し立てたものの調停員を選択せず、人民調停委員会による選択に委ねる場合、③当事者間で調停員の選択について意見が一致しない場合などがあるとされる<sup>55</sup>。

### イ 親族、専門家等の参加

人民調停員は、紛争調停の必要に基づき、当事者の同意を得て、当事者の親族、隣人、同僚等を招聘して調停に参加させることができ、また専門知識、特定の経験を有する者又は関連する社会組織の者を招聘して調停に参加させることもできる<sup>56</sup>。

また、人民調停委員会は、公明正大で、調停に熱心で、大衆に認められている社会人士<sup>57</sup>が調停に参加することを支援する<sup>58</sup>。

## (3) 人民調停実践における指導原理

### ア 人民調停の原則の遵守

人民調停員は、民間紛争を調停するにあたり、原則を堅持し、法を明らかにし、道理を弁え、公正を維持しなければならない。また、民間紛争の調停は、適時かつ実地におい

---

<sup>54</sup> 人民調停法 19 条。

<sup>55</sup> 民法室・前掲 76 頁、77 頁。

<sup>56</sup> 人民調停法 20 条 1 項。

<sup>57</sup> ここでいう「社会人士」には外国人も含まれる（民法室・前掲 82 頁）。

<sup>58</sup> 人民調停法 20 条 2 項。

て行い、対立の激化を防止しなければならないとされる<sup>59</sup>。

ここでいう「原則」とは、人民調停法第 3 条に掲げられる基本原則であり、①当事者が自ら望み、平等である前提で調停を行うこと、②法律、法規及び国家政策に違反しないこと、③当事者の権利を尊重し、当事者が法に従い仲裁、行政、司法等の方法で自己の権利を保護することを調停によって阻止してはならないことをいう。

また、調停員には、法を明らかにし、道理をわきまえることにより調停を行うことが求められる。とくに農村地区の住民等法律知識が十分でない者が当事者となる場合にあっては、住民の法律知識や遵法意識の欠如を調停員が補うことが期待されている。また、調停は事実に基づき行わなければならない、客観的事実をもって調停における判断の依拠としなければならない。

人民調停法には手続終了に関する具体的な期限は定められていないが、「適時に」行うことが求められている。また、人民調停は、調停室に限らず、紛争の「現場」において行うこともできる。

#### イ 調停員の役割、心掛け

人民調停員は、紛争の状況の違いに基づき、多種の方法を採用して民間紛争を調停し、当事者の陳述を十分に聴取し、関連の法律、法規及び国家政策を説明し、根気強く指導し、当事者の平等な協議、互譲を基礎として紛争解決案を提案し、当事者が自ら望んで調停合意に達するよう支援することが求められる<sup>60</sup>。

### (4) 当事者の権利、義務

#### ア 当事者の権利

人民調停の当事者は、人民調停活動において以下の権利を有する<sup>61</sup>。

①人民調停員を選択し、又は受け入れること。

人民調停においては、公権力による紛争解決方式である裁判とは異なり、当事者に調停に対する一定のコントロール権が認められており、人民調停員の選択についても当事者の自由が認められている。

②調停を受け入れ、調停を拒絶し、又は調停の終結を要求すること。

人民調停の終結についても当事者の自由意思に委ねられ、一方の当事者が調停手続から脱退し、又は人民調停の終結を求めた場合、調停は直ちに終結する。

③ 調停を公開で行うこと又は非公開で行うことを要求すること。

人民調停の当事者は、調停を公開で行うことを要求してもよいし、非公開で行うことを要求してもよい。もっとも、当事者間で公開・非公開につき意見の相違がある場合にいかに取り扱うかについては規定上明確ではない。この点一般的には公開を望ま

---

<sup>59</sup> 人民調停法 21 条。

<sup>60</sup> 人民調停法 22 条。

<sup>61</sup> 人民調停法 23 条。

ない当事者の意見が尊重されるべきであろう。2009年の訴訟非訟連携意見19条の規定も調停一般について非公開とすることを原則としており、当事者双方の同意があつてはじめて公開手続によるものと思われる。

④自ら希望を表明し、自ら望んで調停合意に達すること。

人民調停において、当事者は自らの意見を自由に述べることができ、調停員はそれに耳を傾けなければならない。調停合意は当事者双方が話し合いを通じて納得をしてはじめて締結に至ることができる。

#### イ 当事者の義務

人民調停の当事者には以下の義務が課されている<sup>62</sup>。

①事実のとおり紛争の事実を陳述すること。

「実事求是」（真実や本質を求めること）による調停実現の前提として、当事者は調停において事実のとおり陳述することが求められる。

なお、証拠の真実性に関する規定は置かれていない。

②調停現場の秩序を順守し、人民調停員を尊重すること。

良好な調停環境は人民調停の円滑な運営の前提であり、当事者は調停現場の秩序の乱す言動をしないことが求められる。また、当事者は人民調停員を侮辱し、誹謗中傷し、威嚇し、又は暴力を加えてはならず、人民調停員を尊重しなければならない。

③相手方当事者の権利の行使を尊重すること。

人民調停は当事者双方の自由意思によることが前提であり、当事者双方の権利行使が妨げられないことが基本となることから、当事者は相互に権利行使を尊重しなければならない。

なお、人民調停法には、上記の当事者の義務違反についての罰則は置かれていない（調停員への暴行等刑罰法規その他の法規に触れるものは当該法規により処罰される）。義務違反が是正されない場合は、一般的には人民調停を打ち切るほかないであろう。

#### (5) 調停の終了

人民調停による話し合いを経ても調停が成立しない場合には、調停を終了する。この場合、調停員は当事者に対して、法に従い仲裁、行政、司法等の方法で自己の権利を保護することができる旨を告知しなければならない<sup>63</sup>。

#### (6) 調停の記録

人民調停員は、調停の状況を記録しなければならない。また、人民調停委員会は、調停業務ファイルを作成し、調停登録、調停業務記録、調停合意書等の資料を記録・保存しな

---

<sup>62</sup> 人民調停法 24 条。

<sup>63</sup> 人民調停法 26 条、人民調停委員会組織条例 9 条 2 項。

なければならない<sup>64</sup>。

調停記録は、調停合意が成立したか、あるいは調停合意が書面で行われたか口頭で行われたかにかかわらず作成されなければならない。調停記録には、当事者の氏名、受理の日時、紛争の内容、調停合意の成立の有無、成立した場合は書面で行われたか口頭で行われたか、調停合意の履行状況といった内容が含まれる<sup>65</sup>。

調停業務ファイルには、一般に、①調停ネットワーク構成員の名簿、②会議記録及び政治業務学習記録、③紛争受理、調停登記記録、④紛争事件ファイル、⑤月次報告表、半年報告表及び年次報告表並びに半年、年次業務総括、⑥紛争事件集中調査関連資料、⑦その他ファイルすべき文書・資料がファイリングされる。

## 7 調停合意

### (1) 調停合意書の作成

人民調停委員会の調停を経て調停合意に達した場合、原則として調停合意書を作成することになる。調停合意書は当事者の意思の合致の客観的な現れであって、当事者が合意に従って履行を行う基礎となるものであり、また当事者が人民法院に対して「司法確認」（後述）を行う際の資料となる。

一方、人民調停で取り扱われる事件の多くは、婚姻家庭、相隣関係の紛争といった、法律問題としては比較的単純なものであり、書面による合意の作成を強調することがふさわしくないものが多いことから、当事者が調停合意書を作成する必要がないと認識する場合には、口頭合意の方法を採用することも認められている。この場合、人民調停員は合意の内容を別途記録しなければならない<sup>66</sup>。

### (2) 調停合意書の記載事項

調停合意書には、以下の事項を記載することができる<sup>67</sup>。

- ①当事者の基本的状況。
- ②紛争の主要な事実、紛争事項及び各当事者の責任。
- ③当事者が達した調停合意の内容、履行の方法、期限。

上記記載事項については、記載することが「できる」とされ、必要的記載事項ではないのは、人民調停があくまでも当事者の自由意思に立脚するため、調停合意書の記載事項についても当事者の自由に委ねる趣旨であり、本規定は強制的規定ではなく「提示性の規定」であるとされる<sup>68</sup>。また各項目については一般的に以下の内容を含むとされる。

---

<sup>64</sup> 人民調停法 27 条。

<sup>65</sup> 民法室・前掲 110 頁。

<sup>66</sup> 人民調停法 28 条。

<sup>67</sup> 人民調停法 29 条 1 項。

<sup>68</sup> 民法室・前掲 116 頁。

①当事者の基本的状況。

当事者の氏名、住所、職業、年齢。紛争が婚姻・家庭に関するものである場合は当事者間の関係等。

②紛争の主要な事実、紛争事項及び各当事者の責任。

紛争がどのようにして生じたか、なぜ生じたか、誰が紛争を引き起こしたか等。ただし、円満な調停合意達成のためには当事者の責任を明らかにすることがふさわしくない場合も多いため、調停合意書への記載については当該紛争の状況に応じて具体的に判断する。

③当事者が達した調停合意の内容、履行の方法、期限。

金銭債権に関わる場合、返済すべき金額、履行期限、一括払いか分割払いか、銀行を通じて支払うか手渡しで支払うか等。

### (3) 調停合意の効力

#### ア 発効の時期

調停合意書は、各当事者が署名し、押印又は拇印を押し、人民調停員が署名し、かつ人民調停委員会の印章を押印した日から発効する。調停合意書は、当事者がそれぞれ一部を保管し、人民調停員会が一部を保存する<sup>69</sup>。

口頭の調停合意は、各当事者が合意に達した日から発効する<sup>70</sup>。

#### イ 調停合意の拘束力

人民調停委員会の調停を経て達した調停合意は、法的拘束力を有し、当事者は約定に従い履行しなければならない<sup>71</sup>。

人民調停法には「法的拘束力」としか書かれていないが、調停合意の効力について、2002年の人民調停合意規定では、「民事権利義務の内容を有し、当事者双方が署名または捺印した調停合意」は、「民事契約の性質」を有することが明確にされている<sup>72</sup>。従って、調停合意が効力を生じた後においては、当事者は民事契約の場合と同様に、調停合意の約定に従って履行することが法的に求められる。

#### ウ 調停合意の無効、取消事由

以下の事由のいずれかに当てはまる場合、調停合意は無効となる<sup>73</sup>。

- ①国家、集団または第三者の利益を損ねる場合。
- ②合法的な形式で違法な目的を掩盖する場合。
- ③社会公共の利益を損ねる場合。
- ④法律、行政法規の強制的規定に違反する場合。

---

<sup>69</sup> 人民調停法 29 条 2 項。

<sup>70</sup> 人民調停法 30 条。

<sup>71</sup> 人民調停法 31 条 1 項。

<sup>72</sup> 人民調停合意規定 1 条。

<sup>73</sup> 人民調停合意規定 5 条。

⑤人民調停委員会が調停を強要した場合。

以下の事由のいずれかに当てはまる場合、当事者の一方は、人民法院に調停合意の変更または取消を請求する権利を有する<sup>74</sup>。

①重大な誤解によって締結した場合。

②調停合意の締結時に明らかに公平性を失っていた場合。

③一方が詐欺、脅迫の手段または相手方の危機に乗じて、相手方に真実の意思に背く状況で調停合意に締結させた場合。

取消権を有する当事者が取消事由を知り、または知るべき日から起算して一年以内に取消権を行使しなかった場合や、取消権を有する当事者が取消事由を知った後に取消権を放棄する旨を明確に表示した場合には、取消権は消滅する<sup>75</sup>。

無効の調停合意または取り消された調停合意は当初に遡って効力を有しない。調停合意のうち無効となるべき部分がある場合、当該無効事由はその他の部分の有効性に影響しない<sup>76</sup>。

#### (4) 調停合意の履行監督及び不服申立て

##### ア 人民調停委員会による履行監督

人民調停委員会は、調停合意の履行状況について監督を行い、当事者が約定の義務を履行するよう促さなければならない<sup>77</sup>。一方当事者が調停合意の約定を履行しない場合、相手方当事者は人民調停委員会に対し、履行をしない当事者に対する履行の督促を求めることができる。

人民調停委員会は、通常、調停合意による履行期が到来した後に当事者に対して電話又は訪問により当事者の履行状況を確認し、未だ完全に履行されていない状況がある場合には、人民調停委員会は積極的な措置をとり、遅滞なく履行するよう当事者を説得・督促する。また、調停合意の内容が不当であることが確認された場合には、当事者双方の同意を得た上で再度調停合意を変更し、又は取り消して新しい調停合意を締結させる。

人民調停委員会は、調停合意を履行しない当事者に対して履行を「督促」することはできるが、それでも当該当事者が履行しようとしなない場合に履行を強制することはできない。<sup>78</sup>

##### イ 基層人民政府への「処理」の請求

調停合意成立後に当事者が翻意した場合、当事者は基層人民政府に「処理」を求めることができる<sup>79</sup>。

---

<sup>74</sup> 人民調停合意規定 6 条。

<sup>75</sup> 人民調停合意規定 7 条。

<sup>76</sup> 人民調停合意規定 8 条。

<sup>77</sup> 人民調停法 31 条 2 項。

<sup>78</sup> 民法室・前掲 124 頁～126 頁。

<sup>79</sup> 人民調停委員会組織条例 9 条 2 項。当事者からの「処理」の要求を受理した基層人民政

#### ウ 人民法院への訴え提起

人民調停委員会の調停を経て調停合意に達した後、当事者間で調停合意の履行又は調停合意の内容について争いが発生した場合、一方の当事者は人民法院に対し訴訟を提起することができる<sup>80</sup>。人民調停合意に関する人民法院への訴えには、①履行を請求する場合、②調停合意の変更を求める場合及び③調停合意の取消を求める場合がある<sup>81</sup>。

基層人民法院やその出先の人民法廷が人民調停合意に関する民事事件を審理する場合、通常は簡易手続を適用しなければならないとされている<sup>82</sup>。

なお、2009年に人民調停を経た後に人民法院に対して訴えを提起した件数は人民調停紛争総数の1%であり、人民法院が調停合意を維持したものはそのうちの86.9%であるとされる<sup>83</sup>。

#### (5) 調停合意への執行力の付与

##### ア 司法確認

人民調停委員会の調停を経て調停合意に達した後に、当事者双方が必要であると認識する場合には、調停合意が発効した日から30日以内に、人民法院に対して共同で司法確認を申し立てることができる<sup>84</sup>。

司法確認の申立ては当事者双方が共同で行わなければならないが、一方の当事者が申立てを行い、他方がこれに同意した場合には共同で申立てを行ったと見なすことができる<sup>85</sup>。

人民法院は、適時に調停合意について審査を行い、法に従い調停合意の効力を確認しなければならない。人民法院が法に従い調停合意が有効であると確認した場合に、当事者の一方が履行を拒絶し、又は全部を履行しないときは、相手方当事者は人民法院に対して強制執行を申し立てることができる。人民法院が法に従い調停合意が無効であると確認した場合には、当事者は、人民調停の方法で元の調停合意を変更し、若しくは新しい調停合意に達することができ、又は人民法院に対して訴訟を提起することもできる<sup>86</sup>。

##### イ 公証機関による強制執行力の付与

調停合意が給付内容を有する場合、当事者は「中華人民共和國公証法」の規定に従い

---

府（実際上は司法助理員が担当する）は、「民間紛争処理弁法」（1990年4月19日司法部發布）に基づく民間紛争処理手続に従って事件を処理し、最終的に「処理決定」を下す。基層人民政府の処理決定を当事者が履行しない場合、基層人民政府はその職権の範囲内において必要な措置をとり執行することができる（民間紛争処理弁法21条）。基層人民政府による民間紛争処理については行政調停の項においても言及する。

<sup>80</sup> 人民調停法32条。

<sup>81</sup> 人民調停合意規定2条1項、2項。

<sup>82</sup> 人民調停合意規定11条。

<sup>83</sup> 謝玲玉「中華人民共和國人民調停法学習問答」1頁。

<sup>84</sup> 人民調停法33条1項。

<sup>85</sup> 訴訟非訟連携意見22条。

<sup>86</sup> 人民調停法33条1項～3項。

公証機関が法に従い強制執行力を賦与することを申し立てることができる。債務者が強制執行力を有する調停合意を履行せず、または適切に履行しない場合、債権者は、被執行者の住所又は被執行者の財産所在地の人民法院に執行を申し立てることができる<sup>87</sup>。

#### ウ 支払命令の申立て

給付内容を有する調停合意について、債権者は「中華人民共和國民事訴訟法」（以下「民事訴訟法」という）と関連司法解釈の規定に従い管轄権を有する基層人民法院に対して支払命令を申し立てることができる<sup>88</sup>。

基層人民法院による支払命令が出された場合、債務者は、支払命令を受領した日から15日以内に債務を弁済するか、又は当該人民法院に対して書面による異議を提出しなければならず、債務者が弁済もせず、異議も提出しない場合には、債権者は人民法院に対し執行を申し立てることができる<sup>89</sup>。他方、債務者が異議を提出した場合、支払命令は自動的に失効する<sup>90</sup>。この場合債権者は別途民事訴訟を提起するほかない。

#### エ 調停合意の内容に従った仲裁裁決の取得

近時、中国内の多くの仲裁委員会において、当事者が仲裁手続外で行った調停等によって達成した合意の内容に従って仲裁裁決書を作成するというサービスを提供している（ただし当該仲裁委員会で紛争解決する旨の仲裁合意が必要）<sup>91</sup>。仲裁裁決書は執行力を有するので、調停合意に執行力を与える一つの方法となる。

#### オ 調停合意への執行力付与の実効性に関する限界

以上のとおり、人民調停（後述の行政調停についても同様）について、特に近年の法整備により、執行力を付与する途が広がりつつあると言える。

もともと、司法確認、公証については当事者双方で申し立てることが必要であり、仲裁裁決の取得も仲裁合意が別途必要となりやはり当事者双方による協力が必要であることから、債務者が任意に履行しない場面では結局のところ執行力付与まで至ること自体が通常は困難であると思われる。支払命令については債権者のみの申立てで可能であるが、債務者からの異議により自動的に失効することを考えれば執行力付与に至ることが容易でないと思われる状況はそれほど変わらない。このことは当事者の自由意思を前提とし、和解の仲立ちをするにすぎない調停の本質に基づく限界であるとも言える。

また、中国における民事執行一般の問題として、執行制度の未整備や「地方保護主義」等社会的要因による「執行難」の問題があり、執行力を得た調停合意であっても、執行により権利が実現されるには一般的になお相当の困難が伴いうることについて留意する必要がある。

<sup>87</sup> 訴訟非訟連携意見 12 条、人民調停合意規定 10 条。

<sup>88</sup> 訴訟非訟連携意見 13 条 1 項。

<sup>89</sup> 民事訴訟法 193 条 2 項、3 項。

<sup>90</sup> 民事訴訟法 194 条。

<sup>91</sup> CIETAC 規則（後述）40 条 1 項等。

## 8 調停業務に対する指導

### (1) 司法行政部門の人民調停業務に対する指導

国務院司法行政部門は全国の人民調停業務の指導を担い、県級以上の地方人民政府司法行政部門は同行政区域の人民調停業務の指導を担う<sup>92</sup>。なお、人民調停委員会の日常業務の実際的な指導は、「司法助理員」と呼ばれる地方人民政府の職員が行うことが人民調停委員会組織条例に定められている<sup>93</sup>。

司法行政部門の人民調停業務に対する指導は、具体的には以下の通りである。<sup>94</sup>

#### ア 人民調停業務に関する規範

- ①政策、規章を制定する。共産党の路線、方針、政策及び国家の法律に基づき、人民調停業務に関する規範性文書、人民調停業務の発展方向、目標・計画について定め、その履行を促し、検査する。
- ②調査研究を行い、当該区域内の紛争の特徴等を調査し、人民調停委員会を改善するために指導を行う。
- ③経験を交流し、人民調停業務の方法と経験を広く共有し、人民調停業務における典型例や模範となる調停員等について宣伝を行う。
- ④人民調停委員会の組織、チーム建設に努力する。

#### イ 人民調停委員会の日常業務に対する指導

人民調停員の日常業務に対する指導は、主に郷鎮・街道の司法所を通じて行われる。その内容には主に以下のものが含まれる。

- ①人民調停委員会や当事者からの人民調停業務に関する問い合わせに回答する。
- ②人民調停員からの求めに応じて、紛争の調停業務に協力する。
- ③人民調停委員会が主宰して締結された調停合意について検査を行い、法律法規、規章、政策、公序良俗に反する場合は、修正するように指導する。

### (2) 人民法院の人民調停業務に対する指導

基層人民法院は、人民調停委員会の民間紛争の調停に対して業務指導を行う<sup>95</sup>。具体的には以下の通りである。<sup>96</sup>

#### ア 人民調停合意に関わる民事事件の審理を通じた指導

人民調停による調停合意が成立した後に、紛争当事者は必要があると考える場合には所定の期間内に人民法院に対して司法確認を求めることができ、人民法院はこれに対して遅滞なく審査を行い、人民調停合意の有効性について法に基づく確認を行う。人民法

<sup>92</sup> 人民調停法 5 条 1 項。

<sup>93</sup> 人民調停委員会組織条例 2 条 2 項。

<sup>94</sup> 民法室・前掲 22 頁～24 頁。

<sup>95</sup> 人民調停法 5 条 2 項。

<sup>96</sup> 民法室・前掲 25 頁～26 頁。

院は、このような司法確認の業務を通じて人民調停委員会の業務に対する指導を行うことになる。

人民調停委員会の業務に問題がある場合には、人民法院は適当な方法で主管の司法行政部門及び当該調停合意を担当した人民調停委員会に通知し、意見及び提案を行い、以後の調停業務が改善されるよう促す。

#### イ 司法行政部門と協力して行う指導

人民調停活動に対する指導を強化するため、県級司法行政部門及び基層の司法所は、基層人民法院との連携、協力を強化し、当事者が人民調停合意について人民法院に訴えを提起した状況について適時に把握し、人民法院の判断によって明らかになった人民調停業務の問題点を改善することが求められる。

基層人民法院は、司法行政部門が行う人民調停員の訓練に参加し、人民調停員に業務知識、法律知識、調停技法を教授する。また、人民調停員をして民事事件の法廷審理を傍聴させ、あるいは裁判の事前準備に補助的な事務をさせたり、人民調停員を陪審員として招聘するなどして、人民調停員の法律的素養を高め、調停業務の改善に努める。

#### ウ 司法調停と人民調停の有機的連結による指導

司法調停と人民調停との連結を実現すべく努力し、人民調停指導業務と審判の質と効率の評価システムを結合させ、基層人民法院の法官が実務において訴訟活動と非訟活動を調和させて実践することを指導・奨励する。また、人民調停合意と人民法院の裁判の効力の連結を正確に行うことを目指す。

また、基層人民法院に「人民調停窓口」を設置し、日常生活に起因する簡単な民事事件については、当事者の訴え提起時又はその前に、人民調停によって紛争解決をするよう当事者を積極的に導くようにする。

### (3) 設立状況に関する統計

県級人民政府の司法行政部門は、当該行政区域内の人民調停委員会の設立状況について統計を行い、かつ人民調停委員会及び委員の構成及び調整状況について適時に現地の基層人民法院に報告しなければならない<sup>97</sup>。

統計の対象は、当該地区において設立されたすべての人民調停委員会であり、「設立状況」には人民調停委員会の設立時期、設立機関、名称、類型、所在地及び構成員が含まれるほか、これらの変更状況も含まれる。統計の結果については、通常、統計を行ってから半月内に基層人民法院に報告すべきものとされる。<sup>98</sup>

## 9 経費負担

---

<sup>97</sup> 人民調停法 10 条。

<sup>98</sup> 民法室・前掲 45～46 頁。

人民調停による紛争解決について、人民調停委員会は当事者からいかなる費用も徴収しない<sup>99</sup>。

人民調停に必要な業務条件（人民調停委員会の事務所、什器機材、交通・通信施設等）及び経費（紙、文房具、印章、証書、胸章制作費、水、電気、暖房、通信費、交通費、人民調停員の手当等）は、人民調停委員会の設立主体である村民委員会、居民委員会及び企業・事業機関等が提供する<sup>100</sup>。

ただし、近年、地方（県、郷）の税制が改革され、2006年1月1日に「農業税条例」が廃止されて農業税が廃止されたことにより、村民委員会、居民委員会の収入が大きく減少し、人民調停の実施に必要な費用が十分確保されず、人民調停が本来あるべき役割を十分果たすことができない大きな原因として問題視されるようになっていた。<sup>101</sup>

そこで、人民調停法は、県級以上（即ち、県、市、省（自治区、直轄市））の地方人民政府に人民調停に必要な経費について必要な支援と保障を行うよう要求している<sup>102</sup>。

## 10 人民調停制度の効果、問題点等

### (1) 事件数

人民調停の事件数は、2009年に700万件を超えるなど極めて多数に上り（なお直近の5年間では2904万件に上るとされる<sup>103</sup>）、訴訟事件数をも上回っている。

このように人民調停が多数利用されている理由としては、①人民調停委員会が中国全土に極めて多数設置されており、庶民にとって最も身近な紛争解決方法として利用しやすいこと、②費用が無料であり経済的に負担とならないこと、③手続が柔軟で利用しやすいこと、④訴訟よりも当事者間の対立を先鋭化させることなく解決を図るのに適していることといった点が庶民にとって利用しやすいことや、人民調停委員会や調停員たちがが庶民の生活の身近なところに存在し、紛争の端緒を把握しやすいことなどが挙げられる。

### (2) 成功率

直近の5年間で全国の人民調停機関が取り扱った2904万件の民事紛争のうち、「成功」したものは2795万件余り（「成功率」96%）に上るとされる<sup>104</sup>。また、2008年の単年度でも、人民調停委員会が取り扱った約500万件の民間紛争のうち、調停が成功し、かつ、債

---

<sup>99</sup> 人民調停法4条。

<sup>100</sup> 人民調停法12条。

<sup>101</sup> 民法室・前掲27頁。

<sup>102</sup> 人民調停法6条。

<sup>103</sup> 民法室・前掲9頁。

<sup>104</sup> 民法室・前掲9頁、108頁。この「成功」の意味は明記されていないが調停合意に至ったことを指すものと思われる。

務者の自発的な履行に至ったものが 96.9%に上るとされる<sup>105</sup>。

法的な強制力を持たない人民調停において、履行も含めてかかる高率な「成功」を収めるというのはわかには信じがたい。あくまでも推測であるが、受理手続が厳格でない人民調停において、「成功」したもののみが記録にとどめられて政府に報告され、「成功しなかったもの」（調停合意に達しなかったもの、履行がなされなかったもの）の多くについては当初から受理していないものとして取り扱われているのではないかと思われる。この点、行政調停についてであるが、「調停が成功したものについてのみ後で受理登記を補充し、調停が成立しなかったものについては受理登記を行わないといった扱いも見られる」といった指摘もある<sup>106</sup>。

また、2010年10月14日に河南省鄭州市で開催された全国人民調停統計工作座談会において、司法部基層工作指導司の王珏司長は、全国の人民調停組織及び調停員の数に鑑みて人民調停事件数が少なすぎることや、一部の地方の統計では人民調停の事件数が毎年一定の数値で伸びていることなどから、人民調停事件数に関する統計データに対して疑問を呈している<sup>107</sup>。

このように、人民調停の「成功率」については疑問を感じざるを得ないが、実際に人民調停を通じて調停合意が締結され、それが履行された例も少なからず存在していること自体は事実であると仮定して、その原因を探るとすれば、①人民調停組織が最も身近な行政組織である村民委員会や居民委員会あるいは勤務先企業によって組織され、人民の生活に密着しており、当事者に事実上の強い影響力を有していること、②いわゆる「地元の名士」が人民調停員となっている場合等において<sup>108</sup>、当事者に対して説得力、感銘力を含む一定の影響力を与えやすいこと、③自由意思を原則とする「乗り降り自由」の手続とは言え、地域社会や所属団体における密接な社会的関係を背景として調停合意達成に向けて一定の心理的な強制力が働き易いこと、④調停合意達成後もその履行についての監督が行き届き、履行についても事実上の強制力が働き易いことなどが挙げられ、これらの要因が単独又は複合的に作用している可能性がある。

### (3) 問題点

その一方で、人民調停の問題点としては、①社会の変化により、これまでの地域・団体中心の構造が崩れつつあり、地元の調停者による説得、教育といった伝統的な調停手法が従来の効果を薄めつつあること、②人民調停はあくまでも「大衆的組織による紛争解決」であって、それ自体に権威性も強制力もないため、当事者による自発的な履行を導きにくく（上記の高い「成功率」とは異なる状況認識に基づくと思われる）、最終的な紛争解決と

<sup>105</sup> 民法室・前掲 128 頁。

<sup>106</sup> 河南省法学会「調停制度理論与实践」79 頁。

<sup>107</sup> <http://jiceng.rmtj.org.cn/content.php?id=91>

<sup>108</sup> 調停員は「一定の学歴、政治的水準及び法律知識を有する」ことが求められている（人民調停法 14 条 1 項）。

なりにくい場合もあること、③調停員の資質により調停の効果に大きな影響があること、また調停員の資格に専門性に関する要件はなく、専門的知識が求められる紛争解決には十分対応できないこと、④人民調停員には兼職の者が多いことや、数年従事した後で別の部門に異動になることが多いことなどにより経験豊富な調停員が蓄積しにくいこと、⑤一部の地域では政府による支援が十分でないために調停員が自ら経費を負担している場合も少なくなく、このような状況が調停員の士気を下げていることといった点が指摘されている<sup>109</sup>。

また、調停合意への執行力の付与に関する制度が拡大されつつあるものの、その実効性について限界があると思われる点については前述のとおりである。

---

<sup>109</sup> 範愉「非訴訟手続（ADR）教程」246頁～247頁、盛永彬「人民調停実務」10頁、呉・前掲67頁～68頁、144頁。

## 第五 行政調停

### 1 行政調停の概念

行政調停とは、行政主体が主宰し、国家の法律・法規及び政策に従い、自由意思の原則により、平等な主体の間における民事紛争を対象とし、説得・教育等の方法を通じ、双方の当事者の平等な協議、互譲を促進して合意を達成させ、紛争を解決する一種の具体的な行政行為をいう<sup>110</sup>。

### 2 関連法令

行政調停は、後述のとおり多種多様な主体がそれぞれのルールに従って実施しているというのが現状であり、統一的な規範はこれまでのところ存在しない。各行政調停に関する関連法令については後述第十四関連法令参照。

### 3 行政調停の主体及び調停の内容

中国の行政機関は、一般にその主管事項に関連して当事者の紛争を調停する固有の権限を有しており、個別の規定による授権を必要とせず調停を行う権能があると考えられている<sup>111</sup>。従って、行政調停の中心は、行政機関がその主管事項に関連して当事者の紛争を調停するものである。

そのほかにも、律師協会、消費者協会といった非政府団体が行う調停（一般には公益目的）についても行政機関による調停に準じるものとして一般に行政調停に分類されている<sup>112</sup>。

以下、行政調停の主体に応じて主な行政調停を取り上げて紹介する。ただし、上記のと

---

<sup>110</sup> 湛中樂「行政調停、和解制度研究」35頁。

<sup>111</sup> 湛・前掲73頁、河南法学会・前掲79頁。

<sup>112</sup> 「人民調停」、「司法調停」がその主体の範囲が明確であるのと異なり、「行政調停」についてはその範囲が必ずしも明確であるとはいえない。調停の分類を「人民調停」、「行政調停」、「司法調停」の三種類のみとする従来の分類によれば、「人民調停」又は「司法調停」に該当しないもの、すなわち人民調停委員会又は人民法院以外の主体が行う調停については分類上は全て「行政調停」に含まれることになるが、例えば後述の「商事調停」のように、比較的高額な費用を徴収し、非営利とは言い難い団体が行うものについてまで「行政調停」に分類するのは疑問であり、また、後述の「業界調停」についても行政機関による調停に準じるものと言いうるか疑問もありうる（本報告では業界調停については本章において、商事調停については「行政調停」とは章を分けて紹介している）。近年の法令では、「商業調停」や「業界調停」を概念上「行政調停」と分けて規定しているものもあり（訴訟非訟連携意見2条等）、今後は従来の三分法に代わり更に実態に適合した分類がなされることが望まれる。

おり、中国では（少なくとも潜在的には）あらゆる行政機関に調停機能が備わっていると理解されており、行政機関の数だけ行政調停は存在しうることとなる。下記に紹介するのはあくまでも代表的なものを挙げるものである。

## (1) 行政機関による調停

### ア 人民政府による調停

#### (ア) 民間紛争処理<sup>113</sup>

基層人民政府は、当事者の申し立てにより、民間紛争を処理する職責を負う<sup>114</sup>。

ここでいう「民間紛争」の範囲は、人民調停の対象たる「民間紛争」の範囲と同じである。

基層人民政府による民間紛争処理は、人民調停を経て調停合意に至らない場合又は調停合意成立後に当事者が翻意した場合に当事者から申し立てられる場合<sup>115</sup>と、初めから基層人民政府に持ち込まれる場合とがあるが、初めから基層人民政府に持ち込まれる場合であっても、まずは人民調停による調停を優先させるべきとの考え方がとられており、基層人民政府はまず人民調停を行うよう当事者を説得しなければならない<sup>116</sup>。もっとも、自由意思を原則とする人民調停を強制することはできないので、当事者が人民調停によることを望まなければ人民調停を経ないまま基層人民政府により紛争処理が行われることになる。

人民調停を経ないで基層人民政府による民間紛争処理が申し立てられた場合であっても、まずは紛争の処理に進む前に基層人民政府は自ら調停を行うことが要求されており、調停の段階で合意が成立した場合には調停合意書を作成する。調停を経ても調停合意に至らない場合は、基層人民政府は処理決定を行う<sup>117</sup>。

基層人民政府の処理決定について、当事者に異議がある場合は、人民法院に訴えを提起することができる。処理決定から 15 日を経過しても当事者が人民法院に訴えを提起せず、履行もしない場合は、基層人民政府は当事者の申し立てによりその職権の範囲内において必要な措置をとり執行する<sup>118</sup>。

#### (イ) 社会の安全に関わる紛争の調停

県級の人民政府及びその関連部門、郷級人民政府、街道事務所、居民委員会、村民

---

<sup>113</sup> 基層人民政府による民間紛争処理は、行政による強制執行が認められるなど、「調停」とは異なるが、行政調停と同じく行政機関による紛争処理の実質を有することから、行政による ADR の一つとしてここで取り上げる。

<sup>114</sup> 民間紛争処理弁法 2 条。実際の紛争処理については、基層人民政府の司法行政職員である「司法助理員」が担当する（同条）。

<sup>115</sup> 人民調停委員会組織条例 9 条 2 項。なお、人民調停の当事者は、基層人民政府による紛争処理を経ずに人民法院に訴えを提起することも可能である。

<sup>116</sup> 民間紛争処理弁法 10 条。

<sup>117</sup> 民間紛争処理弁法 15 条～17 条。

<sup>118</sup> 民間紛争処理弁法 21 条。

委員会は、社会の安全に関わる事件を引き起こす可能性のある紛争を遅滞なく調停する<sup>119</sup>。

(ウ) 農村土地請負経営に関する紛争の調停

農村土地請負経営により紛争が生じた場合、当事者双方は、村民委員会、郷鎮人民政府等に調停を申し立てることができる<sup>120</sup>。

(エ) 農村における婦女の権利侵害等に関する紛争の調停

農村の集団経済組織における婦女の各権利が侵害され、又は、結婚した男性が女性側に入籍したことにより、男性及び子女の所在地の農村集団経済組織構成員との平等権益が侵害された場合、郷鎮人民政府が法に従い調停を行う<sup>121</sup>。

イ 公安機関による調停

(ア) 治安調停

民間紛争により、暴行や他人の財物毀損等の治安管理に違反する行為を行い、情状が軽い場合には、公安機関は調停により処理することができる<sup>122</sup>。治安管理に関する調停については、公安部の「公安機関治安調停工作規範」(2007年12月8日発布・施行)に規定があるほか、地方ごとに具体的なルールを定めているところもある<sup>123</sup>。

(イ) 交通事故調停

交通事故損害賠償紛争について、当事者は公安機関の交通管理部門に調停を申し立てることができる<sup>124</sup>。また、交通事故の現場に駆けつけた交通警察も、当事者双方の申立てにより、現場で損害賠償についての調停を行うことができる(ただし人身事故の場合や事実関係が明らかでない場合を除く)<sup>125</sup>。

ウ 工商行政管理機関による調停

(ア) 契約紛争の調停

工商行政管理機関は、契約当事者の申立てにより、契約紛争について調停を行う。詳細については国家工商行政管理総局が定める「契約紛争行政調停弁法」<sup>126</sup>に規定がある。

(イ) 消費者紛争の調停

---

<sup>119</sup> 突発事件応対法 21 条。

<sup>120</sup> 農村土地請負法 51 条、農村土地経営請負紛争調停仲裁法 7 条、8 条。農村土地経営請負紛争調停仲裁法に基づく紛争解決については後述。

<sup>121</sup> 婦女権益保障法 55 条。

<sup>122</sup> 治安管理处罰法 9 条、公安機関治安調停工作規範 2 条、7 条。なお、公安機関行政事件処理手続規定 152 条、153 条は、治安調停の適用範囲について更に詳細な規定を置いている。

<sup>123</sup> たとえば、上海市では「上海市公安局調停処理治安事件暫定施行規定」(2008年2月3日改正・施行)が定められている。

<sup>124</sup> 道路交通安全法 74 条、道路交通事故処理弁法第 5 章。

<sup>125</sup> 道路交通安全法实施条例 89 条 2 項。

<sup>126</sup> 1997 年 11 月 3 日公布、施行。

工商行政管理機関は、その職権の範囲内において受理した消費者の申立てが民事紛争に属する場合には調停を行うことができる。詳細については国家工商行政管理総局が定める「工商行政機関消費者申立受理暫定施行弁法」及び「工商行政管理所消費者申立処理実施弁法」に規定がある。

#### (ウ) 商標、標識専用権に関する紛争の調停

工商行政管理機関は、法律の特別規定に基づき、商標、標識専用権に関する紛争について調停を行うことができる。例えば商標については商標法 53 条が根拠規定となる<sup>127</sup>。また、工商行政管理機関は、商標について権利侵害があると認識する場合には直ちに権利侵害行為を停止するよう命令し、権利侵害商品及びそれを製造した設備を没収又は廃棄し、罰金に処することができる（同条）。

#### エ 環境保護行政主管部門による調停

環境汚染に起因する損害賠償をめぐる紛争について、環境保護行政主管部門<sup>128</sup>は当事者の申立てに基づき調停を行う<sup>129</sup>。現状では環境に関わる紛争の 70%程度が行政調停によって解決されているとされる<sup>130</sup>。

#### オ 知識産権局による特許紛争調停

特許紛争については、各地の知識産権局が調停を行っている<sup>131</sup>（例えば上海市では「上海市知識産権局」が特許紛争について調停を行っている<sup>132</sup>）。

#### カ 商務部による国際大型事件に関する調停

通商問題の主管部門である商務部が国際大型紛争に関して調停を行う場合がある<sup>133</sup>。

#### キ その他の行政機関による調停

その他、医療事故に関する紛争について衛生行政主管部門が、海域の使用権に関する紛争について海洋行政主管部門が、一定の品種の植物の製造・販売に関する紛争について林業主管部門が調停を行うことが認められている<sup>134</sup>。

---

<sup>127</sup> 2008 年の北京オリンピック及び 2010 年の上海万博においては、これらの商標を保護するために「オリンピック標識保護条例」、「世界博覧会標識保護条例」が制定されたが、その中でも工商行政管理機関による調停に関する条項が置かれていた。

<sup>128</sup> 国家及び地方各級の環境保護局が通常はこれに該当する。

<sup>129</sup> 環境保護法 41 条 2 項、中華人民共和国大気汚染防止法 62 条、中華人民共和国固体廃物環境汚染防止法 84 条。

<sup>130</sup> 湛・前掲 86 頁。

<sup>131</sup> 特許法 57 条。

<sup>132</sup> 上海市特許保護条例 21 条、上海市特許紛争処理調停規定 2 条。

<sup>133</sup> 商務部が調停を行った（又は試みた）ことが報道された例として、①米国 GM 社と中国の自動車メーカーである奇瑞（Chery）自動車との間で発生した知的財産権紛争及び②仏国ダノン社と中国の飲料メーカーである娃哈哈（Wahaha）社との間の紛争がある。

<http://www.pcauto.com.cn/news/hyxw/0312/26018.html>

<http://business.sohu.com/20071223/n254246599.shtml>

<sup>134</sup> 医療事故処理条例 46 条、海域使用管理法 31 条、植物新品種保護条例 39 条。

## (2) 行政機関以外の主体による調停<sup>135</sup>

行政機関ではない社会団体が調停を行っている具体例としては、弁護士協会（弁護士協会）による調停、婦女連合会による調停、消費者協会による消費者紛争調停<sup>136</sup>、著作権紛争調停委員会<sup>137</sup>による著作権紛争調停などがある。また、中国の仲裁委員会も一般に調停業務を取り扱っている（仲裁委員会が行う調停には調停を単独で行う場合<sup>138</sup>と、仲裁裁決に至る前の和解の試みとして行う場合がある<sup>139</sup>）。

更に、近年の傾向として、各業界団体が「調停センター」を設立し、当該業界に関わる紛争を調停する「業界調停」<sup>140</sup>も増えてきている<sup>141</sup>。具体的には、物流、不動産管理、保険等の業種でこのような業界調停が行われているようである<sup>142</sup>。

## 4 行政調停により達成した調停合意の効力

行政調停により達成した調停合意の効力については、従来明確な規定がなく、議論が分かれていたが<sup>143</sup>、2009年の訴訟非訟連携意見により、原則として民事契約の性質を有することが明らかにされた<sup>144</sup>。

行政機関が行った調停について不服がある場合、当事者は人民法院に訴えを提起することができ、この場合人民法院はこれを民事事件として受理する<sup>145</sup>。

行政調停の当事者は、管轄権を有する人民法院に対して調停合意の効力について司法確

---

135 行政機関でない社会団体が行う調停は「本来行政機関が行うべき調停を社会団体が行なっているもの」として行政調停に分類されるのが一般的であるようであるが（湛・前掲 73 頁、呉・前掲 82 頁、94 頁等）、「社会団体」は必要に基づき人民調停委員会を設立することも可能であるため（人民調停法 34 条。同法成立以前も「人民調停工作若干規定」10 条で「必要に応じて設立される区域性、業種性の人民調停委員会」が認められている）、「社会団体」が設立する調停組織が「人民調停委員会」に当たり「人民調停」として調停を行なっているのか、それとも「行政調停」に分類されるのかという点は明確でない場合もある（あるいはケースバイケースである）ようにも思われる。

136 消費者権益保護法 32 条 1 項 4 号、34 条 2 号。

137 著作権紛争調停委員会は、中国作家協会が設立する社会団体である。

138 訴訟非訟連携意見 9 条。

139 仲裁法 51 条、労働紛争調停仲裁法 42 条 1 項、農村土地経営請負紛争調停仲裁法 11 条。

140 中国語では「行業調停」という。

141 前述のとおり、「業界調停」を「行政調停」に分類することについては疑問もありうる。

142 業界調停に関連するインターネット上の報道：

<http://www.gdwlhy.com.cn/Info.aspx?ModelId=1&Id=3064>

<http://220.194.44.52/?action-viewnews-itemid-1340>

[http://www.ccpit.org/Contents/Channel\\_64/2006/0629/2151/content\\_2151.htm](http://www.ccpit.org/Contents/Channel_64/2006/0629/2151/content_2151.htm)

<http://insurance.rji.com.cn/2010/04/2606517355105.shtml>

[http://pingan.hebei.com.cn/ztl/ztml1/swytxztj/201008/t20100802\\_1930112.html](http://pingan.hebei.com.cn/ztl/ztml1/swytxztj/201008/t20100802_1930112.html)

143 湛・前掲 92 頁～93 頁。

144 訴訟非訟連携意見 8 条、10 条。

145 訴訟非訟連携意見 8 条。

認を求めることができ、人民法院の確認を経た調停合意は執行力を有する<sup>146</sup>。また、当事者は、「中華人民共和國公証法」の規定に従い、公証機関に対して調停合意に執行力を付与するよう申し立てることもできる<sup>147</sup>。

更に、当事者は調停合意に定められる給付について、管轄権を有する基層人民法院に対して支払命令を申し立てることができる<sup>148</sup>。

なお、調停合意への執行力付与の実効性については人民調停と同様の問題（前述）がある。

## 5 行政調停の特徴及び問題点

### (1) 多様性

行政調停は様々な行政主体が実施し、各行政主体が有する行政権限は多種多様であるため、一口に行政調停と言ってもその特徴や実態もまた多様であり、この点が行政調停を他の紛争解決制度と比較した場合の大きな特徴である。

例えば、公安機関は治安紛争の当事者に対して一定の強制権ないし処罰権を有しており、公安機関による行政調停はかかる強力な権限を背景に行われる。一般に他の行政調停は当事者の申立てにより開始されるものが多いが、公安機関の調停は公安機関が職権に基づく積極的介入により開始されることが多いのが特徴である<sup>149</sup>。また、自由意思の原則は公安機関による行政調停においても一般論としては妥当するとされるものの、軽微な暴力事件等についての行政調停は、処罰に代替するものという側面があるため<sup>150</sup>、特に加害者側は極めて受動的な立場に立つこととなる。また、公安機関による調停は専門技術的な知識に関係することは少なく、当事者の人間関係の調整といった社会関係の問題の解決に大きな比重が置かれる。

これに対して、例えば工商行政管理機関が行う商標侵害についての損害賠償金額に関する調停<sup>151</sup>は、公安機関ほど強力な職権を背景に行うものではなく、当事者の申立てに基づいて開始される。取り扱う問題ももっぱら損害賠償額という純粋な経済問題であり、専門技術的な知識が必要とされる反面、人間関係の調整といった問題の比重は小さい。

---

<sup>146</sup> 訴訟非訟連携意見 25 条。

<sup>147</sup> 訴訟非訟連携意見 12 条。

<sup>148</sup> 訴訟非訟連携意見 13 条 1 項。

<sup>149</sup> 湛・前掲 79 頁。

<sup>150</sup> 軽微な暴力事件等について、公安機関の調停により当事者が合意に達した場合には処罰しないとされており（治安管理条例 9 条）、調停で解決することによって処罰に代替するという側面がある。逆に言えば、かかる行政調停（公安機関による治安調停）において、加害者側は調停合意に至らない場合はそのまま自己の処罰に直結しうるので、調停合意達成について極めて大きな圧力を受けることになる。

<sup>151</sup> 商標法 53 条。

## (2) 明確なルールの欠如

以上に述べたような多様性のゆえに、これまでのところ「行政調停法」のような行政調停に関する統一規範は制定されておらず<sup>152</sup>、行政調停の規定は各種の法令に分散している状況である<sup>153</sup>。これらの規定の中には調停の原則、職権範囲、手続等について相互に一致していない部分もあり、また相互の連携にも乏しい。また、行政等の職責として明確に規範化されていないため、労力のかかる調停業務に積極的でない機関が本来調停で解決されるにふさわしい問題を放置するという状況に対処できないという問題もある。

また、各地、各部門において独自にルールを定めているため、それぞれが取り扱う行政調停の範囲が相互に広範であったり、又は明確でないことにより、しばしば権限の衝突が発生するという問題も生じる。例えば、軽微な暴力事件等に関する調停（治安調停）については、公安機関が調停をすることができるほか、当地の基層人民政府も調停をすることができる場合があり、どちらが調停を行うべきか十分に明確となっていない。

その他、調停開始に関する手続、調停手続における各種期限、行政調停機関の調査権限、行政調停の終結、秘密保持等に関するルールの欠如が指摘されている<sup>154</sup>。

---

<sup>152</sup> 訴訟非訟連携意見は「調停」全般について若干の規定を置いており、数少ない共通ルールを提供するものと言える（業界慣例等の適用、当事者が重要事実の隠蔽をした場合等の措置、手続の非公開等定めている）。もっとも同意見はあくまでも最高人民法院の通知に過ぎず、行政機関等に対する拘束力については議論の余地がある。

<sup>153</sup> 2007年11月時点で、行政調停を専門に扱ったものは部門規章が6件、地方性法規が3件あり、「行政調停」に言及したものは法律が23件、行政法規が32件、その他多数の部門規章、地方性法規があるとされる（湛・前掲90頁）。

<sup>154</sup> 湛・前掲91頁～92頁。

## 第六 商事調停<sup>155</sup>

### 1 商事調停の意義

商事紛争、とりわけ国際商事紛争の調停については、人民調停委員会や行政機関等による調停で対応することは（商務部が調停に乗り出すような場合を除き）通常は困難であり、商事紛争を専門的に取り扱っている調停組織に持ち込まれることになる。現状において、「商事調停」という明確な分類があるわけではないが、2009年の訴訟非訟連携意見では「商事調停」が「人民調停」や「行政調停」と分けて言及されており、今後は商事事件に関する調停の重要性も高まってくるものと思われる。

### 2 実施機関

中国国際貿易促進委員会及び中国国際商會が設立した「中国国際貿易促進委員会／中国国際商會調停センター」（以下「中国国際商會調停センター」という）<sup>156</sup>は、1987年に設立され、主に貿易、投資、金融、証券、知的財産権、技術移転、不動産、工事請負、運輸、保険その他の商事、海事の分野にわたる国内外の紛争を取り扱う調停組織である。同センターの地方拠点是中国全土で42箇所に上り、同一の調停規則に基づく調停業務を行っている。

また、2011年1月8日には、上海市に「上海経貿商事調停センター」<sup>157</sup>が設立された。紛争の受理範囲は中国国際商會調停センターと同様であり、今後の有力な商事調停組織として注目されている。同センターの設立主体は「上海現代サービス業連合会」<sup>158</sup>という業界団体である。

上記組織のほか、仲裁委員会が扱う調停事件においても商事事件が相当の比率を占めると考えられる。

### 3 調停規則

中国国際商會調停センターと上海経貿商事調停センターのいずれもがそれぞれの調停規則を有するが、上海経貿商事調停センターの調停規則は基本的に中国国際商會調停センタ

---

<sup>155</sup> 商事調停は「人民調停」、「行政調停」、「司法調停」という三分類でいえば行政調停（そのうちの行政機関以外の主体による調停）に含まれるとの理解もありうるが、比較的高額な調停費用を徴収するなど営利性が高く、「行政調停」の概念になじみにくい面もある。そこで、本報告では「行政調停」とは項目を分けることとした。

<sup>156</sup> 中国国際商會調停センターのウェブサイト：<http://lad.ccpit.org/tjzx/tjzx.aspx>

<sup>157</sup> 上海経貿商事調停センターのウェブサイト：<http://www.scmc.org.cn/>

<sup>158</sup> 上海現代サービス業連合会のウェブサイト：<http://www.ssfcn.com/>

一の調停規則を参照していると思われ、内容は相当似通っている。以下、これらの調停規則に基づき、商事調停手続の概要について紹介する（以下の既述は、特に断りのない限り、両調停センター規則に共通する内容である）。

### (1) 規則の適用

調停にあたっては、原則として当該調停センターの規則が適用されるが、当事者が適用すべき調停規則について別途約定している場合には、当該調停センターの同意を経て当事者の約定に従うことができる。

本センター規則を適用する場合でも、当事者双方が合意すれば、中国の強行法規に反しない範囲で、必要に応じて本センター規則の規定を選択して使用し、又は本規則の条項に変更を加えることができる。

### (2) 調停合意

調停センターによる紛争解決は、原則として当事者間で調停によって紛争を解決する旨の合意（「調停合意」<sup>159</sup>）を締結していることが前提となる（調停合意の締結自体は紛争発生前後を問わない）。ただし、調停合意がない場合でも、一方の当事者が調停を申し立て、他方の当事者が同意した場合には本センターで調停を行うことができる。

### (3) 調停の実施

調停員は、当事者が和解合意を達成するのに有利であると考える方式を採用して調停を行うことができる。その具体例として以下のルールが挙げられている（以下の例示は、上海経貿商事調停センターの調停規則に基づく。中国国際商会調停センターの調停規則もほぼこれと同様の例示があるが、若干の相違がある）。

- ① 調停手続の開始後、調停員は、当事者双方及び／又はその代理人と同時に面会して調停を行わなければならない。
- ② 調停員は、他方当事者の同意を得て、単独で一方当事者に面会できる。ただし、当事者が別段の要求をする場合を除き、調停員は、他方当事者に対して単独面会の状況を報告しなければならない。
- ③ 調停員は、紛争について対席で調停を行わなければならない。当事者双方が同意する場合には、交互に調停を行うこともできる。
- ④ 調停の途中で、調停員は、当事者に対し書面又は口頭の形式で意見又は計画を提案するよう求めることができる。

---

<sup>159</sup> ここでいう「調停合意」とは、仲裁における「仲裁合意」と同様、紛争解決手段についての合意であり、調停の結果として達成される合意ではない。調停センターによる調停の結果として達成される合意は「和解合意」という。他の調停における場合と用語の使い方が異なっており、注意する必要がある。

- ⑤ 調停員は、具体的な事件の内容に基づき、当事者の同意を得た後、関係する専門家に指導意見を求めることができる。
- ⑥ 調停員は、当事者に対し補充資料の提出を求めることができる。
- ⑦ 調停の途中で、調停員は、既に把握している状況に基づき、公平合理原則に従い、当事者に対して紛争解決の意見を提案することができる。
- ⑧ 調停を経て、当事者間に未だ和解が達成する方法がない場合において、調停員は、最後の意見又は計画を提案することができる。

#### (4) 和解合意の効力

上海経貿商事調停センターの調停規則では、調停により達成した和解合意の効力について、以下の規定がある。

##### ア 法的効力

効力を生じた和解合意及び調停書は、民事契約の性質を有する。

##### イ 支払命令

効力を生じた和解合意及び調停書のうち給付の性質を有するものについて、当事者は民事訴訟法に基づき人民法院に対して支払命令を申し立てることができる。

##### ウ 司法確認

当事者は、人民法院に対して、和解合意及び調停書の効力の確認（司法確認）を申し立てることができる。

##### エ 公証による執行力の付与

給付義務がある和解合意について、当事者は、中華人民共和国公証法<sup>160</sup>の規定に基づき強制執行の効力を賦与するよう公証機関に申し立てることができる。債務者が強制力を有する公証文書を履行しない場合等には、債権者は、人民法院に対して強制執行を申し立てることができる。

##### オ 和解合意に基づく仲裁裁決の作成

当事者双方が和解合意を締結する際、和解合意中に仲裁条項を加え、かつ、具体的な仲裁委員会の裁決を指定することができる。仲裁庭は、和解合意の内容に基づき裁決書を作成する。

他方、中国国際商会調停センターの調停規則では、上記のうちわずかに（オ）「和解合意に基づく仲裁裁決の作成」と同様の規定があるのみである。これは、両調停規則の制定時期が異なることから（中国国際商会調停センター調停規則は2005年7月1日の施行であるが、上海経貿商事調停センター調停規則は2011年1月1日の施行である）、上海経貿商事調停センター調停規則においては近年の調停合意（和解合意）への執行力付与等に関する制度整備を反映したものになっているのに対し、中国国際商会調停センター調停規則ではそれが反映されていないことによると考えられる。

<sup>160</sup> 全人代常委会 2005 年 8 月 28 日採択、2006 年 3 月 1 日施行

もつとも、①民事契約としての効力、②支払命令、③司法確認、④公証による執行力の付与についてはいずれも2009年の訴訟非訟連携意見において調停一般に関して認められているので<sup>161</sup>、中国国際商会調停センターにおける調停による和解合意についても適用されると考えられる。

なお、調停合意への執行力付与の実効性については人民調停と同様の問題（前述）がある。

#### 4 調停費用

中国国際商会調停センターと上海経貿商事調停センターの調停費用は2011年2月時点のウェブサイトでの紹介<sup>162</sup>によれば以下のとおりである（なお、上海経貿商事調停センターによる調停は、当事者一人につき300人民元の登録料も必要である）。

中国国際商会調停センター		上海経貿商事調停センター		
係争金額 (人民元)	費用 (人民元)	係争金額 (人民元)	費用 (人民元)	タイムチャージ費用 (人民元)
10 万元以下	係争金額の 4%～6% 但し、1500 元を最小金額とする。	50 万元以下	係争金額の 4% 但し、3000 元を最小金額とする。	又は 3000 元/時間
10 万元～50 万元	係争金額の 2.5%～4%			
50 万元～100 万元	係争金額の 1.75%～2.5%	50 万元～100 万元	係争金額の 2.5% 但し、5000 元を最小金額とする。	4000 元/時間
100 万元～500 万元	係争金額の 1%～1.75%	100 万元以上	係争金額の 1.75% 但し、10000 元を最小金額とする。	5000 元/時間
500 万元～1000 万元	係争金額の 0.75%～1%			
1000 万元～5000 万元	係争金額の 0.5%～0.75%			

<sup>161</sup> 訴訟非訟連携意見 10 条、12 条、13 条、20 条～25 条。

<sup>162</sup> 中国国際商会調停センター：<http://lad.ccpit.org/tjzx/wytjTJSF.aspx>

上海経貿商事調停センター：<http://www.scmc.org.cn/chinese/cxfy/sf/2010-12-20/164.html>

5000 万元以 係争金額の 0.5%  
上

## 第七 司法調停

### 1 司法調停の意義

司法調停は、訴訟手続の過程において、人民法院の裁判官の主宰のもと、双方当事者が民事権利利益にかかる紛争について、自由意思により、平等に協議を行い、同意を達成し、紛争を解決する訴訟活動である<sup>163</sup>。

司法調停はあくまでも訴訟手続の過程において行うものであり、日本の民事調停のように裁判所や裁判官が訴訟手続外で独立して調停を行う制度は今のところ中国には存在しない。

### 2 関連法令

司法調停については、民事訴訟法の第8章、民事訴訟法に関する最高人民法院の通知である『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に係る若干問題に関する最高人民法院の意見』の第5章に原則的な規定があるが、最高人民法院は2004年に「人民法院民事調停業務に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定」<sup>164</sup>（以下「法院調停若干規定」という）を定めて具体的な手続に関する規律を置いた。

更に、近年の調停重視の潮流の中、最高人民法院は2010年に調停優先若干意見を発布し、判決よりも司法調停を優先すべきことを各法院に徹底した。

### 3 第一審民事事件における判決と調停の比率

＜第一審民事事件の調停／判決比率＞<sup>165</sup>

年度	事件終結総数 (件)	調停終結数 (件)	調停終結率 (%)	判決終結数 (件)	判決終結率 (%)
1992	1,948,949	1,136,970	58.3	460,932	23.7
1999	3,517,324	1,500,269	42.7	1,257,467	35.8
2004	4,303,744	1,334,792	31.0	1,754,045	40.8

<sup>163</sup> ①裁判官の主宰によること（通常は訴訟と同じ裁判官が担当する）、②自由意思が原則であり、合意に達することが強制されないこと、③達成した合意には判決と同等の効力が与えられることといった点において日本の訴訟上の和解と同じであり、両者に本質的な差異はない（江偉・前掲225頁～226頁）。

<sup>164</sup> 2004年9月16日公布。2004年11月1日施行。

<sup>165</sup> 中国法律年鑑編集部「中国法律年鑑（1993年）」936頁、同「中国法律年鑑（2000年）」1210頁、同「中国法律年鑑（2005年）」1065頁、同「中国法律年鑑（2010年）」163頁、920頁。

2009	5,797,160	2,099,024	36.2	1,959,772	33.8
------	-----------	-----------	------	-----------	------

上の表によると、1992年から2009年にかけて、人民法院が審理した第一審民事事件の総数及び判決による終結件数は右肩上がりであり、調停終結件数は1992年から2004年にかけては伸び悩み、2004年から2009年にかけて回復している。

調停終結件数は1992年から2004年にかけては伸び悩んでいるのは、1990年代～2000年代前半にかけて「重判軽調」（判決を重視し調停を軽視する）傾向があったことが表れたものである。2009年の調停終結件数が増えたことは、近年になって次第に調停の重要性が再評価され始めたことが数字上にも表れたものと考えられる。

#### 4 自由意思の原則

司法調停は、当事者の自由意思を前提としなければならない<sup>166</sup>。紛争解決のために司法調停を利用することについては当事者の自由意思に基づかなければならず（手続選択における自由意思尊重）、かつ、調停合意の内容についても当事者の自由意思によるものでなければならない（実体における自由意思尊重）。

#### 5 司法調停の開始

司法調停の手続の開始には、①当事者の一方又は双方が調停を申し立てて開始する場合、②人民法院が当事者の意見を聞き、同意を得た上で職権により開始する場合及び③特殊な事件について人民法院が当事者の同意にかかわらず職権で開始する場合の3通りがあり、実務上は②が多い。司法調停は、民事事件の第一審、第二審、執行<sup>167</sup>、再審、申訴<sup>168</sup>、信

---

<sup>166</sup> 民事訴訟法9条、85条、88条、民訴法意見91条、92条、調停優先若干意見15条。

<sup>167</sup> 執行における司法調停とは、主に執行難事件において被執行人に現実的な履行を促すための調停活動であり、被執行人の財産発見等に向けた活動を含む。

調停優先若干意見7条：

「執行事件の和解業務の実施に努力しなければならない。執行方式を更に整備し、調停手段と執行措置を十分に運用し、和解を積極的に促し、執行における課題を効果的に解決しなければならない。執行対象の財産の発見が難しい場合、執行連動抑止メカニズムの役割を十分に発揮し、高消費制限措置、被執行人財産報告制度及び弁護士委託調査、強制監査、公安機関の協力調査等の方法を通し、被執行人の財産を最大限に発見し、被執行人が適切で実行可能な債務返済計画を提出するよう促さなければならない。被執行人が困難、制度改編又は破産予定の企業である場合、関連部門と被執行人に協力し、執行担保、物による債務の返済、債務の株式化等の方法を総合的に運用し、当事者双方が執行和解合意に達するよう促さなければならない。」

<sup>168</sup> 「申訴」とは、一般に、既に発生した判決等について上級機関に再度の審理を申し立てることをいう。民事訴訟においては当事者が再審を申し立てる行為をいう（「再審」のほか「申訴」についても言及されているのは「再審」の審理に入る前の「申訴」の段階でも

訪<sup>169</sup>の各段階において行うことができる<sup>170</sup>。

## 6 調停の優先

人民法院は、事件の性質に従い調停することができないものを除き、調停で解決することができる民事事件についてはまず調停を試みなければならない<sup>171</sup>。なお、①婚姻・家庭紛争及び相続紛争、②労働契約紛争、③交通事故及び労災事故に関する損害賠償紛争、④宅地及び相隣関係紛争、⑤パートナー合意紛争及び⑥訴訟目的額が比較的小さな紛争については、原則として調停前置が法定されており<sup>172</sup>、この場合の司法調停の開始については当事者の同意も不要であると考えられている<sup>173</sup>。

また、①民生と大衆の利益に係り、政府と関連部門の協力が必要な事件、②社会の調和的安定に影響する集合的事件、③集団訴訟事件及び破産事件、④民間債務、婚姻・相続等の民事紛争事件、⑤状況が複雑で、証拠による優位性を形成できない事件、⑥当事者間の感情が深刻に対立している事件、⑦関連する法律・法規が規定しておらず、又は規定が不明確であり、法律適用に一定の困難がある事件、⑧判決後に執行できない事件、⑨社会が普遍的に注目する敏感な事件、⑩当事者の感情が激しく、矛盾が激化した再審事件及び信訪事件については、特に調停業務に力を尽くさなければならないとされている<sup>174</sup>。

その一方で、調停優先若干意見 17 条は、①当事者の権利を犠牲にして調停率の一方的に追及してはならないこと、②当事者が調停によって不当に訴訟の引き延ばしを図る場合には法に従い適時に調停を中止して裁判を行わなければならないこと、③一方の当事者が提出した計画が明らかに不公平で、強引に調停を行うと違法者、違約方を利し、適法者、遵守方の適法な権益を損ねる場合、法に従い適時に裁判を行わなければならないこと、④調停に費やす時間、労力及びコストが解決効果に見合わない場合、法に従い適時に裁判を行わなければならないこと、⑤国家の利益又は社会の公共の利益に係る事件、法律適用に指導的意義のある事件、又は社会の規則及び意識の形成に積極的意義のある事件については、法に従い適時に裁判で事件を終結し、是非を明確に区別し、行為を規範化し、悪を処罰し善を奨励する上での裁判の積極的役割を十分に発揮しなければならないことについて指摘し、調停への過度の傾斜に対して抑制を図っている。

---

調停ができることを確認する趣旨であると考えられる)。

<sup>169</sup> 「信訪」とは、公民、法人その他の組織が手紙、電話、訪問等の方法で、政府機関に対して状況を報告し、意見を提出し、又は提案・要求をする行為をいう(信訪条例 2 条参照)。

<sup>170</sup> 法院調停若干規定 1 条では「第一審、第二審及び再審」とのみ規定されていたが、調停優先若干意見 2 条により「一審、二審、執行、再審、申訴、信訪の全過程」に拡大された。

<sup>171</sup> 法院調停若干規定 2 条本文、調停優先若干意見 2 条、3 条。

<sup>172</sup> 最高人民法院「簡易手続を適用し民事事件を審理することに関する若干意見」(2003 年 12 月 1 日施行) 14 条、調停優先若干意見 4 条第 2 文。

<sup>173</sup> 江偉・前掲 229 頁。

<sup>174</sup> 調停優先若干意見 4 条第 3 文。

## 7 司法調停をすることができない事件

特別手続、督促手続、公示催告手続及び破産・債務返済手続を適用する事件、婚姻関係及び身分関係確認事件その他事件の性質に従い調停することができない民事事件については司法調停を行うことができない<sup>175</sup>。

## 8 専門家等の招聘

人民法院は、当事者や事件と一定の関係や専門知識があり調停を促すことに資すると考えられる個人や団体<sup>176</sup>を調停業務の協力者として招聘することができる<sup>177</sup>。招聘の対象となる具体例としては「関連機関、技術専門家、弁護士等」が想定されている<sup>178</sup>。

## 9 調停の委託

人民法院は、当事者双方の同意を経て、調停組織等に、事件について調停を行うことを委託することができる<sup>179</sup>。詳細については「第十人民法院と訴訟外紛争解決手段との連携」において後述する。

## 10 手続の進行

司法調停の手続は、公開で行ってもよいし、非公開で行ってもよい。当事者が非公開による調停を希望する場合には、人民法院はこれを認めなければならない<sup>180</sup>。

司法調停の進行には、開廷審理の手続を準用する。司法調停の開始前に、人民法院は、当事者に対して、関連する権利義務、担当する裁判官や書記官の氏名等を通知し、かつ、忌避するかどうかを確認する<sup>181</sup>。

司法調停の開始後は、まず、当事者双方が事件の事実及び理由を陳述し、かつ、関連する証拠を提示し、証拠調べ（中国語：「質証」）及び弁論を行う。調停担当者（裁判官）は、

---

<sup>175</sup> 法院調停若干規定 2 条但書、調停優先若干意見 4 条第 4 文。

<sup>176</sup> 調停優先若干意見 11 条は、具体例として「関連機関、技術専門家、弁護士等」を挙げている。

<sup>177</sup> 民事訴訟法 87 条、法院調停若干規定 3 条 1 項、訴訟非訟連携意見 16 条、調停優先若干意見 11 条。

<sup>178</sup> 調停優先若干意見 11 条

<sup>179</sup> 法院調停若干規定 3 条 2 項、訴訟非訟連携意見 14 条、15 条、調停優先若干意見 11 条。

<sup>180</sup> 法院調停若干規定 7 条 1 項。

<sup>181</sup> 法院調停若干規定 5 条。

当事者間の証拠調べや弁論の状況に基づき、事件の基本的事実を明らかにする<sup>182</sup>。

調停手続中、当事者は自ら調停案を提出することができる。一方、調停担当者も調停案を提出して当事者の協議の参考に供することができる<sup>183</sup>。ただし、当事者に対して人民法院の調停案を受け入れるよう強要してはならない。

## 11 手続の終結

当事者が調停合意に至った場合、人民法院は当該調停合意に対して審査を行い、法律の禁止規定に反しないときは調停合意に対して確認を与える<sup>184</sup>。そして、調停書を作成すべきものについては、人民法院は調停合意の内容に従い調停書を作成し、双方当事者に送付して署名受領させる。調停書を作成する必要がないものについては<sup>185</sup>、書記官が調停合意に記入し、又は書類を添付する<sup>186</sup>。

調停を経て合意に至らなかった場合、調停合意の内容が違法でかつ当事者が修正に応じない場合、又は当事者が調停書の受領を拒絶する場合は、人民法院は遅滞なく調停手続を終了し、事件の審理に戻り、裁判を行わなければならない。

## 12 調停合意の効力

調停同意は、調停合意書に署名して受領した後に発効する。発効した調停合意は、確定判決と同一の効力を有する。具体的には、(1) 当事者間の権利義務を確認する効力、(2) 訴訟手続を終了させる効力及び(3) 執行力を有する<sup>187</sup>。

---

<sup>182</sup> ただし、開廷審理が開始される前に調停が行われる場合は、予断を排除するため、双方当事者の同意がある場合を除き、原則として証拠調査を行ってはならない。

<sup>183</sup> 法院調停若干規定 8 条。

<sup>184</sup> 調停合意が次のいずれかに該当する場合、人民法院は確認を与えない；①国家の利益及び社会の公共の利益を侵害する場合、②第三者の利益を侵害する場合、③当事者の真実の意思に背く場合、④法律及び行政法規の禁止規定に違反する場合(法院調停若干規定 12 条)。

<sup>185</sup> 調停書を作成しなくてもよい場合には、①調停により和合した離婚事件、②調停により養親子関係を維持する事件、③即時に履行することができる事件及び④調停書を作成する必要がないその他の事件がある(民事訴訟法 90 条 1 項)。

<sup>186</sup> 民事訴訟法 90 条 2 項、法院調停若干規定 13 条。

<sup>187</sup> 江偉・前掲 232 頁、233 頁。

## 第八 仲裁

### 1 仲裁の意義

仲裁とは、当事者間で生じた紛争について、直接的利害関係のない第三者に仲立ちを依頼して一定の手続に従って双方当事者に対して拘束力のある裁決を行わせ、紛争を解決する方法である<sup>188</sup>。

裁判所でない第三者に紛争解決の仲立ちを委ねる点は調停と共通するが、仲裁にて紛争解決する旨の有効な仲裁合意を当事者が事前に締結していることが前提となり、かつ、有効な仲裁合意がある以上は紛争が発生した場合に当該仲裁合意に基づく解決以外の紛争解決手段に訴えることができず当事者を拘束する点が調停とは異なる。

### 2 関連法令

仲裁の基本法は 1994 年に制定された「中華人民共和国仲裁法」<sup>189</sup>（以下「仲裁法」という）である。

仲裁法は、第 7 章で涉外仲裁に関する特別規定を設け、涉外仲裁について国内仲裁とは異なる取扱いをしている。

また、労働紛争及び農村土地請負契約紛争（農村の土地利用に関する紛争）に関する仲裁については別途立法するものとし、異なる紛争解決システムを設けることを予定している<sup>190</sup>。これを受けて、2007 年に「中華人民共和国労働紛争調停仲裁法」<sup>191</sup>が、2009 年に「中華人民共和国農村土地経営請負紛争調停仲裁法」<sup>192</sup>が制定された。詳細は後述する<sup>193</sup>。

実際の仲裁手続では、各仲裁機関が制定するそれぞれの仲裁規則に従って仲裁が行われる（なお各仲裁機関の仲裁規則において仲裁規則の選択の自由が広く認められており<sup>194</sup>、仲裁を行う仲裁機関が制定する仲裁規則以外のルールに従った仲裁も可能であることが多い）。

また、中国は、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）に加

---

<sup>188</sup> 葉青・前掲 19 頁。

<sup>189</sup> 1994 年 8 月 31 日公布、2009 年 8 月 27 日改正。

<sup>190</sup> 仲裁法 77 条。

<sup>191</sup> 2007 年 12 月 29 日公布、2008 年 5 月 1 日施行。

<sup>192</sup> 2009 年 6 月 27 日公布、2010 年 1 月 1 日施行。

<sup>193</sup> 労働紛争仲裁及び農村土地経営請負紛争仲裁は、仲裁合意の存在を前提としないこと、仲裁機関も行政機関により設置され行政の指導監督を強く受けることといった点で契約紛争仲裁とは性質上大きく異なり、また、それぞれ調停と仲裁がセットになって紛争解決システムが構築されているなど、一般の仲裁手続とは大きく異なることから、「第九 特定分野における紛争解決の特則」において別途紹介する。

<sup>194</sup> たとえば、北京仲裁委員会規則 2 条、CIETAC 規則 4 条 2 項。

盟しており<sup>195</sup>、同条約加盟国との間では仲裁判断の相互執行が認められている。

### 3 仲裁の種類及び仲裁機関

中国の仲裁機関は「仲裁委員会」と呼ばれるが（以下「仲裁委員会」の呼称を用いる）、仲裁委員会は、仲裁法 10 条に基づき設立される全国各地の仲裁委員会と、涉外仲裁の特別規定である第 7 章 66 条に基づいて中国国際商会により設置される涉外仲裁委員会に大きく分類される。

また、これらとは別に、労働紛争仲裁及び農村土地請負契約紛争仲裁については、それぞれの特別規定に基づき、労働紛争仲裁委員会及び農村土地請負仲裁委員会が全国各地に設置されている（これらについては後述）。

#### (1) 全国各地に設置される仲裁委員会

仲裁法 10 条に基づいて設立される仲裁委員会（以下「10 条仲裁委員会」という）は、通常、直轄市、省及び自治区の人民政府所在地の市に設立され、必要に基づきその他の区を設けている市に設立することもできる<sup>196</sup>。10 条仲裁委員会は、当該市の人民政府の主管部門と当地の商会とが共同で設立し<sup>197</sup>、その所在市の地名を名称の頭に冠するものとされている（「地名＋仲裁委員会」）<sup>198</sup>。例えば、北京仲裁委員会、上海仲裁委員会、広州仲裁委員会、深セン仲裁委員会といった仲裁委員会は全てこれに該当する。

10 条仲裁委員会は、一般的には国内仲裁を対象とするが、1996 年に国务院弁公庁が発布した『中華人民共和国仲裁法』の実施の貫徹について明確にする必要のあるいくつかの問題に関する通知<sup>199</sup>により、涉外仲裁を受理することが可能であることが明確化された。近年、多くの涉外仲裁が 10 条仲裁委員会に申し立てられるようになってきている<sup>200</sup>。

2004 年に全国の 10 条仲裁委員会（185 箇所）が受理した事件数は、37304 件であり、係争金額の合計は約 515 億元である<sup>201</sup>。

2009 年に全国の 10 条仲裁委員会（202 箇所）が受理した事件数は、74811 件であり、係争金額の合計は約 961 億元である<sup>202</sup>。

---

<sup>195</sup> 1987 年 4 月 22 日に中国に対して発効。

<sup>196</sup> 仲裁法 10 条 1 項。

<sup>197</sup> 仲裁法 10 条 2 項。

<sup>198</sup> 仲裁機関再構築方案（1995 年 7 月 28 日発布）2 条 2 項。

<sup>199</sup> 1996 年 6 月 8 日発布。

<sup>200</sup> 例えば、北京仲裁委員会は、2005 年～2007 年の 3 年間で 162 件の涉外仲裁を取り扱っている（同仲裁委員会のウェブサイト（<http://www.bjac.org.cn/introduce/index.html>）による紹介に基づく）。また、多くの仲裁委員会の仲裁規則において涉外仲裁に関する特別規定が置かれている（北京仲裁委員会規則第 8 章、上海仲裁委員会規則第 9 章等）。

<sup>201</sup> 中国法律年鑑編集部「法律年鑑（2005 年）」243 頁。

<sup>202</sup> 中国法律年鑑編集部「法律年鑑（2010 年）」261 頁。

## (2) 渉外仲裁委員会

仲裁法第7章66条に基づいて、中国国際商会により設置される仲裁委員会は、現在のところ①中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）と中国海事仲裁委員会（CMAC）の2つである。

### ア 中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）

中国国際経済貿易仲裁委員会（以下「CIETAC」という）は、1956年4月に設立された渉外仲裁委員会である<sup>203</sup>。

CIETACは、渉外仲裁委員会として設立されたものではあるが、2000年のCIETAC規則改正以降、正式に国内仲裁の受理も開始し<sup>204</sup>、實際上、近年の取扱件数の半分以上は国内仲裁事件である（後述の5(2)タ「CIETACの受理件数の推移」参照）。

CIETACにおける仲裁手続等については後に詳述する。

### イ 中国海事仲裁委員会（CMAC）

中国海事仲裁委員会（以下「CMAC」という）は、1959年1月に設立された渉外仲裁委員会である<sup>205</sup>。北京に本部があり、上海に分会がある。更に海事紛争に関する調停業務に対応するために、組織内に「上海海事調停センター」、「漁業紛争解決センター」、「物流紛争解決センター」を置いている。

CMACの仲裁員名簿に登載されている仲裁員は、2011年1月時点で243名であり、そのうち中国国籍の仲裁員（ただし香港、マカオ、台湾籍の仲裁員を除く）が198名、香港、マカオ、台湾及び外国籍の仲裁員は45名である<sup>206</sup>。そのうち日本人は相馬達雄氏（弁護士）のみである。

CMACも渉外仲裁委員会であるものの、国内事件も取り扱っている。

## 4 一般国内仲裁（仲裁法の一般原則に基づく仲裁）

以下、仲裁法の一般規定に定められる仲裁手続について概観する。これは一般の国内仲裁に適用されるものであるが、渉外仲裁においても特別規定に別段の規定がない場合は仲裁法の一般原則が適用されるのであり<sup>207</sup>、仲裁一般に通用する一般原則としての性格を有

<sup>203</sup> CIETACは設立当初は「対外貿易仲裁委員会」という名称であったが、1980年に「対外経済貿易仲裁委員会」となり、1988年に現在の「中国国際経済貿易仲裁委員会」という名称となった。2000年からは「中国国際商会仲裁院」という名称も同時に使用している。

<sup>204</sup> ただし、「中国法律年鑑（2000年）」218頁のデータによれば1999年度も若干の国内仲裁を扱っていたようであり、2000年の規則改正以前においても国内仲裁を事実上取り扱っていたと思われる。

<sup>205</sup> CMACは当初「中国国際貿易促進委員会海事仲裁委員会」として設立され、1988年に現在の名称となった。

<sup>206</sup> CMACのウェブサイトによる紹介（<http://www.cmac-sh.org/file/zzjg.htm>）に基づく。

<sup>207</sup> 仲裁法65条。

する。

### (1) 仲裁の対象となる事件

仲裁は、「平等な主体である公民、法人その他の組織の間で生じた契約紛争その他の財産権益紛争」を対象とする<sup>208</sup>。当事者に処分権がある財産権に関する紛争のみが対象であり、婚姻、養子縁組、監護（後見）、扶養、相続紛争及び法により行政機関が処理すべきとされる行政紛争については仲裁を行うことができない<sup>209</sup>。

仲裁を行うためには仲裁合意があることが必要である（仲裁合意については後述）<sup>210</sup>。有効な仲裁合意がある紛争について、当事者の一方が人民法院に訴えを提起しても人民法院はこれを受理しない<sup>211</sup>。

### (2) 仲裁独立の原則

仲裁は、法に従い、独立して行われ、行政機関、社会团体及び個人による干渉を受けない<sup>212</sup>。

仲裁委員会は、行政機関から独立し、行政機関に隷属関係する関係にない。また、仲裁委員会相互間においても隷属関係は存在しない<sup>213</sup>。

このように、仲裁委員会の独立性については仲裁法上明確である。

一方、仲裁人の仲裁委員会からの独立性の有無については同法の明文上の規定はないが、仲裁人は仲裁委員会と指導・被指導の関係ないしは上下関係がなく、仲裁委員会からも独立性が認められ、事件審理について干渉を受けないとされる<sup>214</sup>。

### (3) 仲裁委員会、仲裁人

#### ア 仲裁委員会（10条仲裁委員会）の構成

仲裁委員会は、主任1名、副主任2ないし4名及び委員7ないし11名により構成する<sup>215</sup>。

仲裁委員会の主任、副主任及び委員は、法律及び経済貿易の専門家並びに実務経験を有する人員が担当する。仲裁委員会の構成員のうち、法律及び経済貿易の専門家は、3分の2を下回ってはならない<sup>216</sup>。

#### イ 仲裁人

---

<sup>208</sup> 仲裁法 2 条。

<sup>209</sup> 仲裁法 3 条。

<sup>210</sup> 仲裁法 4 条。

<sup>211</sup> 仲裁法 5 条。

<sup>212</sup> 仲裁法 8 条。

<sup>213</sup> 仲裁法 14 条。

<sup>214</sup> 国务院法制办公室「中華人民共和国仲裁法注解与配套」10 頁。

<sup>215</sup> 仲裁法 12 条 1 項。

<sup>216</sup> 仲裁法 12 条 2 項。

仲裁委員会は、公明正大な人員の中から仲裁人を招聘・任命しなければならない<sup>217</sup>。  
仲裁人は、次の各号に掲げる条件の一に適合しなければならない<sup>218</sup>。

- ① 仲裁業務に 8 年従事する者
- ② 弁護士業務に 8 年従事する者
- ③ 以前に裁判官を 8 年担当した者
- ④ 法律の研究又は教学の業務に従事し、かつ、高級職称を有する者
- ⑤ 法律知識を有し、又は経済貿易等の専門業務に従事し、かつ、高級職称を有し、又は同等の専門的水準を有する者

仲裁委員会は、専門別に従って仲裁人名簿を作成する<sup>219</sup>。

#### (4) 仲裁合意

##### ア 記載事項

仲裁合意は、契約の中で仲裁条項を定める場合のほか、その他の書面の方式<sup>220</sup>により紛争発生前又は紛争発生後に仲裁を合意する場合がある<sup>221</sup>。

仲裁合意は、次の各号に掲げる内容を有しなければならない<sup>222</sup>。

- ① 仲裁請求の意思表示<sup>223</sup>
- ② 仲裁事項
- ③ 選定する仲裁委員会<sup>224</sup>

##### イ 無効事由

次の各号に掲げる事由の一がある場合には、仲裁合意は、無効となる。<sup>225</sup>

- ① 約定の仲裁事項が法律に定める仲裁範囲を超える場合
- ② 民事行為無能力者又は民事行為制限能力者が取り決めた仲裁合意
- ③ 一方が脅迫の手段を講じ、相手方に仲裁合意の取決めを迫った場合

---

<sup>217</sup> 仲裁法 13 条 1 項。

<sup>218</sup> 仲裁法 13 条 2 項。

<sup>219</sup> 仲裁法 13 条 3 項。

<sup>220</sup> 「その他の書面による形式」の仲裁合意には、契約書、信書及びデータ電文（電報、テレックス、ファクシミリ、電子データ交換及び電子メールを含む。）等の形式により達成される仲裁請求に係る合意が含まれる（仲裁法解釈 1 条）。

<sup>221</sup> 仲裁法 16 条 1 項。

<sup>222</sup> 仲裁法 16 条 2 項。

<sup>223</sup> 仲裁を申し立ててもよいし、人民法院に訴えを提起してもよいとの合意は無効である（ただし、一方が仲裁機構に対し仲裁を申し立て、他の一方が仲裁法の定める期間内に異議を提出しない場合を除く）（仲裁法解釈 7 条）。

<sup>224</sup> 中国では、仲裁法 16 条が仲裁合意の内容として仲裁を行う仲裁機関を明確に約定しなければならないことを要求しており、仲裁機関の約定が不明確である場合には仲裁合意は無効となることから（同法 18 条）、機関仲裁のみが認められ、いわゆるアドホック仲裁は認められていないと考えられている（国务院法制弁公室・前掲 16 頁、葉青・前掲 102 頁）。

<sup>225</sup> 仲裁法 17 条。

仲裁合意が仲裁事項又は仲裁委員会に対する約定を有せず、又は約定が不明確な場合には、当事者は、補充合意することができる。補充合意が達しない場合には、仲裁合意は、無効となる<sup>226</sup>。

#### ウ 仲裁合意の効力

仲裁合意がある場合、当事者は当該紛争について仲裁によって解決しなければならず、人民法院に対し訴えを提起した場合、人民法院はこれを受理せず、仲裁機構に対し仲裁を申し立てるよう原告に告知する<sup>227</sup>。<sup>228</sup>

仲裁合意は契約から独立し、契約の変更、解除、終了又は無効は、仲裁合意の効力に影響を及ぼさない<sup>229</sup>。また、契約が成立した後に発効せず、又は取り消された場合や、契約締結時に紛争につき仲裁合意を達成したものの契約が未成立となった場合についても仲裁合意の効力に影響を及ぼさない<sup>230</sup>。なお、仲裁廷は、契約の効力について確認を行う権限を有する<sup>231</sup>。

当事者は、仲裁合意の効力に対して異議のある場合には、仲裁委員会に決定を請求し、又は人民法院に裁定を請求することができる<sup>232</sup>。一方が仲裁委員会に決定を請求し、相

---

<sup>226</sup> 仲裁法 18 条。実務上しばしば問題となるのが、仲裁委員会が明確に定められていない場合である。この点、仲裁法解釈は次のようないくつかの補充ルールを設けている。

仲裁法解釈 3 条：「仲裁合意により約定される仲裁機構の名称が正確でないけれども具体的な仲裁機構を確定することができる場合には、仲裁機構を選定したものと認定しなければならない。」

仲裁法解釈 4 条：「仲裁合意により紛争に適用される仲裁規則のみが約定された場合には、仲裁機構が約定されていないものとみなす。ただし、当事者が補充合意を達成し、又は約定された仲裁規則に従い仲裁機構を確定することができる場合を除く。」

仲裁法解釈 5 条：「仲裁合意により 2 つ以上の仲裁機構が約定された場合には、当事者は、そのうちの 1 つの仲裁機構を選択して仲裁を申し立てる旨を合意することができる。当事者が仲裁機構の選択について一致を達成することができない場合には、仲裁合意は、無効とする。」

仲裁法解釈 6 条：「仲裁合意により特定の地方の仲裁機構が仲裁する旨が約定され、かつ、当該地方に 1 つの仲裁機構のみがある場合には、当該仲裁機構は、約定された仲裁機構であるとみなす。当該地方に 2 つ以上の仲裁機構がある場合には、当事者は、そのうちの 1 つの仲裁機構を選択して仲裁を申し立てる旨を合意することができる。当事者が仲裁機構の選択について一致を達成することができない場合には、仲裁合意は、無効とする。」

<sup>227</sup> 民事訴訟法 111 条 2 号。

<sup>228</sup> ただし、当事者の一方が人民法院に対して訴えを提起する際に仲裁合意がある旨を主張せず、人民法院が受理した後に相手方当事者もまたこれに対して応訴答弁をした場合には、当該人民法院に管轄権があるものとみなされる（民訴法意見 148 条）。

<sup>229</sup> 仲裁法 19 条 1 項。

<sup>230</sup> 仲裁法解釈 10 条 1 項、2 項。

<sup>231</sup> 仲裁法 19 条 2 項。

<sup>232</sup> 当事者が人民法院に対し仲裁合意の効力の確認を申し立てる場合、仲裁合意により約定された仲裁機構の所在地の中級人民法院が管轄する。仲裁合意により約定された仲裁機構が明確でない場合には、仲裁合意締結地又は被申立人の住所地の中級人民法院が管轄する（仲裁法解釈 12 条 1 項）。

手方が人民法院に裁定を請求した場合には、人民法院が裁定する<sup>233</sup>。当事者は、仲裁合意の効力に対して異議のある場合には、仲裁廷が最初に開かれる前<sup>234</sup>に提出しなければならず<sup>235</sup>、当事者が仲裁廷の最初の開廷前に仲裁合意の効力について異議を提出せず、後に人民法院に対し仲裁合意の無効の確認を申し立てたとしても、人民法院はこれを受理しない<sup>236</sup>。また、仲裁機構が仲裁合意の効力について決定をした後において、当事者が人民法院に対し仲裁合意の効力の確認を申し立て、又は仲裁機構の決定の取消しを申し立てた場合も人民法院は受理しない<sup>237</sup>。実務上、仲裁裁決の執行の段階に至ってはじめて仲裁合意の無効を主張する例もあるが、仲裁手続において仲裁合意の効力について異議を提出せず、仲裁裁決がなされた後において、仲裁合意の無効を理由として仲裁裁決の取消しを主張し、又は執行しない旨の抗弁を提出したとしても人民法院はこれを支持しない<sup>238</sup>。

## (5) 仲裁手続

### ア 申立て

#### (ア) 申立ての条件

当事者による仲裁の申立ては、次の条件に適合しなければならない。<sup>239</sup>

- ① 仲裁合意を有する。
- ② 具体的な仲裁請求、事実及び理由を有する。
- ③ 仲裁委員会の受理範囲に属する。

当事者は、仲裁を申し立てる場合には、仲裁委員会に仲裁合意、仲裁申立書及び副本を提出しなければならない<sup>240</sup>。

#### (イ) 仲裁申立書の記載事項

仲裁申立書には、次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。<sup>241</sup>

- ① 当事者の姓名、性別、年齢、職業、業務単位及び住所若しくは法人その他の組織の名称、住所及び法定代表者又は主要責任者の姓名及び職務
- ② 仲裁請求並びに根拠とする事実及び理由

---

<sup>233</sup> 仲裁法 20 条 1 項。

<sup>234</sup> 「最初の開廷」とは、答弁期間が満了した後に人民法院が組織する第 1 回開廷審理をいい、審理前手続における各種活動を含まない（仲裁法解釈 14 条）。

<sup>235</sup> 仲裁法 20 条 2 項。

<sup>236</sup> 仲裁法解釈 13 条 1 項。

<sup>237</sup> 仲裁法解釈 13 条 2 項。

<sup>238</sup> 仲裁法解釈 27 条 1 項。他方、当事者が仲裁手続において仲裁合意の効力について異議を提出していた場合、仲裁裁決がなされた後において更に仲裁合意の無効を理由として仲裁裁決の取消しを主張し、又は執行しない旨の抗弁を提出することも認められうる（同条 2 項）。

<sup>239</sup> 仲裁法 21 条。

<sup>240</sup> 仲裁法 22 条。

<sup>241</sup> 仲裁法 23 条。

### ③証拠及び証拠の来源並びに証人の姓名及び住所

#### (ウ) 仲裁委員会による受理

仲裁委員会は、仲裁申立書を受け取った日から 5 日以内に、受理条件に適合すると認める場合には、これを受理しなければならない、かつ、当事者に通知する。受理条件に適合しないと認める場合には、書面により当事者に受理しない旨を通知しなければならない、かつ、理由を説明する。<sup>242</sup>

仲裁委員会は、仲裁の申立てを受理した後に、仲裁規則に定める期間内に仲裁規則及び仲裁人名簿を申立人に送達し、かつ、仲裁申立書副本、仲裁規則及び仲裁人名簿を被申立人に送達しなければならない<sup>243</sup>。被申立人は、仲裁申立書副本を受け取った後に、仲裁規則に定める期間内に仲裁委員会に対して答弁書を提出しなければならない。仲裁委員会は、答弁書を受け取った後に、仲裁規則に定める期間内に答弁書副本を申立人に送達しなければならない。被申立人が答弁書を提出しない場合には、仲裁手続の進行に影響しない<sup>244</sup>。

#### (エ) 仲裁合意をした一方当事者が人民法院へ訴えを提起した場合

仲裁合意があるにもかかわらず、一方が人民法院に訴えを提起して人民法院が受理した場合、相手方が最初の開廷前に有効な仲裁合意を人民法院に提出したときは、人民法院は、訴えを棄却しなければならない。相手方が最初の開廷前に人民法院に対して異議を提出しなかった場合には、仲裁合意を放棄したものとみなし、人民法院は、継続して審理しなければならない<sup>245</sup>。

#### イ 財産保全

当事者の一方が相手方の行為その他の原因により、仲裁判断を執行することができず、又は執行が困難となる虞がある場合には、財産の保全を申し立てることができる<sup>246</sup>。当事者が財産の保全を申し立てた場合には、仲裁委員会は、当事者の申立てを民事訴訟法の関係規定に従い人民法院に提出しなければならない<sup>247</sup>。申立てに錯誤のある場合には、申立人は、被申立人に財産保全により受けた損害を賠償しなければならない<sup>248</sup>。

仲裁過程で財産保全を申し立てた場合、人民法院は法に従い適時に処理しなければならない<sup>249</sup>。

#### ウ 仲裁廷の構成

##### (ア) 仲裁廷の構成

---

<sup>242</sup> 仲裁法 24 条。

<sup>243</sup> 仲裁法 25 条 1 項。

<sup>244</sup> 仲裁法 25 条 2 項

<sup>245</sup> 仲裁法 26 条。

<sup>246</sup> 仲裁法 28 条 1 項。なお、証拠保全については仲裁法 46 条参照（後述）。

<sup>247</sup> 仲裁法 28 条 2 項。

<sup>248</sup> 仲裁法 28 条 3 項。

<sup>249</sup> 訴訟非訟連携意見 4 条。

仲裁廷は、3名の仲裁人又は1名の仲裁人により構成される。3名の仲裁人で構成する場合には、首席仲裁人をおく<sup>250</sup>。

当事者が3名の仲裁人により仲裁廷を構成することを約定している場合には、仲裁人1名を各自が選定し、又は各自が仲裁委員会主任に委任して指定し、第3の仲裁人は、当事者が共同して選定し、又は共同して仲裁委員会主任に委任して指定しなければならない。第3の仲裁人は、首席仲裁人である<sup>251</sup>。当事者が1名の仲裁人により仲裁廷を構成することを約定している場合には、当事者は、仲裁人を共同して選定し、又は共同して仲裁委員会主任に委任して指定しなければならない<sup>252</sup>。

#### (イ) 仲裁人の忌避・回避事由

仲裁人に次の事由がある場合には、必ず回避しなければならず、当事者も忌避の申立てを提出する権利を有する。<sup>253</sup>

- ①当該事件の当事者又は当事者若しくは代理人の近親者である場合
- ②当該事件と利害関係のある場合
- ③当該事件の当事者又は代理人とその他の関係があり、公正な仲裁に影響を及ぼすおそれのある場合
- ④密かに当事者若しくは代理人と面会し、若しくは当事者又は代理人の接待・謝礼を受けた場合

当事者は、忌避の申立てを提出する場合には、理由を説明し、最初の開廷の前に提出しなければならない。忌避事由を最初の開廷の後に知った場合には、最終回の開廷が終了するまでは忌避の申立てをすることができる<sup>254</sup>。

仲裁人を忌避するか否かについては、仲裁委員会主任が決定する。仲裁委員会主任が仲裁人を担当している場合には、仲裁委員会全体で決定する<sup>255</sup>。

仲裁人は、忌避・回避その他の理由により職責を履行することができない場合には、仲裁法の規定に従って仲裁人を新たに選定し、又は指定しなければならない<sup>256</sup>。忌避・回避により仲裁人を新たに選定し、又は指定した後に、当事者は、既に行われた仲裁手続を新たに行うことを請求することができ、許可するか否かについては、仲裁廷が決定する。仲裁廷は、既に行われた仲裁手続を新たに行うか否かを自ら決定することもできる<sup>257</sup>。

#### エ 審理の方法

---

<sup>250</sup> 仲裁法 30 条。

<sup>251</sup> 仲裁法 31 条 1 項。

<sup>252</sup> 仲裁法 31 条 2 項。

<sup>253</sup> 仲裁法 34 条。

<sup>254</sup> 仲裁法 35 条。

<sup>255</sup> 仲裁法 36 条。

<sup>256</sup> 仲裁法 37 条 1 項。

<sup>257</sup> 仲裁法 37 条 2 項。

#### (ア) 開廷審理

仲裁は、開廷して行わなければならない。当事者が法廷を開かないことに同意した場合には、仲裁廷は、仲裁申立書、答弁書その他の資料に基づき判断することができる<sup>258</sup>。

#### (イ) 審理の非公開

仲裁は、非公開で行う。当事者が公開することに同意した場合には、公開することができる。ただし、国家秘密に及ぶ場合を除く<sup>259</sup>。

#### (ウ) 当事者の出廷

仲裁委員会は、仲裁規則に定める期間内に開廷日を当事者双方に通知する<sup>260</sup>。申立人が書面による通知を経て、正当な理由なく出廷せず、又は仲裁廷の許可を経ずに途中で退廷した場合には、仲裁申立てを撤回したものとみなすことができる<sup>261</sup>。この場合、仲裁廷は欠席判断をすることができる<sup>262</sup>。

#### オ 証拠

自己の主張に対して証拠を提出するのは原則として当事者の責任であるが、仲裁廷も収集する必要があると認める証拠を自ら収集することができる<sup>263</sup>。証拠は、開廷時において提示しなければならず、当事者は、証拠を正すことができる<sup>264</sup>。

また、仲裁廷は、専門的問題に対して鑑定が必要であると認める場合には、当事者の約定する鑑定部門又は仲裁廷の指定する鑑定部門に鑑定させることができる<sup>265</sup>。

証拠が滅失するおそれがあり、又は以後に取得することが困難である場合、当事者は、証拠の保全を申し立てることができる。当事者が証拠の保全を申し立てた場合、仲裁委員会は、当事者の申立てを証拠所在地の基層の人民法院に提出しなければならず<sup>266</sup>、人民法院は適時に処理しなければならない<sup>267</sup>。

#### カ 当事者の弁論

当事者は、仲裁過程中に弁論する権利を有する。弁論終了時において、首席仲裁人又は単独仲裁人は、当事者の最終意見を聴取しなければならない<sup>268</sup>。

#### キ 仲裁記録

仲裁廷は、開廷状況を記録しなければならない。当事者その他の仲裁参加人は、自己

---

<sup>258</sup> 仲裁法 39 条。

<sup>259</sup> 仲裁法 40 条。

<sup>260</sup> 仲裁法 41 条。

<sup>261</sup> 仲裁法 42 条 1 項。

<sup>262</sup> 仲裁法 42 条 2 項。

<sup>263</sup> 仲裁法 43 条。

<sup>264</sup> 仲裁法 45 条。

<sup>265</sup> 仲裁法 44 条 1 項。

<sup>266</sup> 仲裁法 46 条。なお財産保全については仲裁法 28 条 1 項参照（前述）。

<sup>267</sup> 訴訟非訟連携意見 4 条。

<sup>268</sup> 仲裁法 47 条。

の陳述の記録に対して遺漏又は錯誤があると認める場合には、補正を申し立てる権利を有する。補正がなされない場合には、当該申立てを記録しなければならない<sup>269</sup>。記録は、仲裁人、記録人、当事者その他の仲裁参加人が署名又は押印する<sup>270</sup>。

#### ク 仲裁裁決

仲裁裁決は、多数の仲裁人の意見に従って出されるが、少数の仲裁人の異なる意見についても記録することができる。仲裁廷が多数意見を形成することができないときは、判断は、首席仲裁人の意見に従って行われる<sup>271</sup>。

裁決書には、仲裁請求、紛争事実、裁決理由、裁決結果、仲裁費用の負担及び裁決日を明記しなければならない。当事者が紛争事実及び判断理由の明記を望まないことに合意した場合には、記入しないことができる。裁決書は、仲裁人が署名し、仲裁委員会の印章を押印する。裁決に対して異なる意見を有する仲裁人は、署名することができ、署名しないこともできる<sup>272</sup>。

判断書は、裁決がなされた日から法律的効力を生ずる<sup>273</sup>。

#### ケ 仲裁における和解

当事者は、仲裁を申し立てた後に、自ら和解することができる。和解合意に達したときは、仲裁申立てを取り下げることができるほか、仲裁廷に和解合意に基づき裁決書を作成することを請求することもできる<sup>274</sup>。当事者が和解合意に達し、仲裁の申立てを取り下げた後に翻意した場合には、再度仲裁合意に基づき仲裁を申し立てることができる<sup>275</sup>。

#### コ 仲裁廷による調停

仲裁廷は、判断をする前にまず調停することができる。当事者自らが調停を望む場合には、仲裁廷は調停をしなければならない。

調停が合意に達した場合には、合意の結果に基づき調停書又は裁決書が作成される。調停書及び裁決書は、同等の法律的効力を有する<sup>276</sup>。調停が不調であった場合には仲裁手続に戻り、速やかに裁決しなければならない<sup>277</sup>。

調停書には、仲裁請求及び当事者の合意の結果を明記しなければならない。調停書は、仲裁人が署名し、仲裁委員会の印章を押印し、当事者双方に送達しなければならない<sup>278</sup>。

---

<sup>269</sup> 仲裁法 48 条 1 項。

<sup>270</sup> 仲裁法 48 条 2 項。

<sup>271</sup> 仲裁法 53 条。

<sup>272</sup> 仲裁法 54 条。

<sup>273</sup> 仲裁法 57 条。

<sup>274</sup> 仲裁法 49 条。

<sup>275</sup> 仲裁法 50 条。

<sup>276</sup> 仲裁法 51 条 2 項。

<sup>277</sup> 仲裁法 51 条 1 項。

<sup>278</sup> 仲裁法 52 条 1 項。

調停書は、当事者双方の署名を経た後に、直ちに法的効力を生ずる<sup>279</sup>。調停書に署名する前に当事者が翻意した場合には、仲裁廷は、速やかに裁決を出さなければならない<sup>280</sup>。

仲裁合意を行っていない当事者が仲裁委員会に対して民事紛争の調停を申し立てた場合、同仲裁委員会が特別に設立した調停組織が調停を行う。この調停によって達成した民事権利義務内容を有する調停合意は、当事者双方の署名または押印を経て、民事契約の性質を有する<sup>281</sup>。

## (6) 裁決の取消

### ア 取消事由<sup>282</sup>

当事者は、仲裁裁決について次の事由があることを証明した場合には、仲裁委員会所在地の中級人民法院に仲裁裁決の取消しを申し立てることができる<sup>283</sup>。

- ① 仲裁合意がない場合
- ② 判断事項が、仲裁合意の範囲に属さず、又は仲裁委員会に仲裁する権限がない場合<sup>284</sup>
- ③ 仲裁廷の構成又は仲裁の手續が、法定の手續に違反している場合<sup>285</sup>
- ④ 判断の根拠とする証拠が、偽造されたものである場合
- ⑤ 相手方当事者が公正な判断に影響を及ぼすに足る証拠を隠蔽した場合
- ⑥ 当該事件を仲裁する際に、賄賂を要求し賄賂を収受し、私利のために不正を働き、法をまげて判断する行為が仲裁人にあった場合

人民法院は、合議廷を構成し、仲裁裁決につき上記の事由の一があることを審査確認した場合には、裁定を取り消さなければならない<sup>286</sup>。

また、人民法院は、当該裁定が社会公共の利益に反すると認める場合には、裁定を取り消さなければならない<sup>287</sup>。

### イ 裁決取消の申立て

当事者は、判断の取消しを申し立てる場合には、判断書を受け取った日から 6 月内に

---

<sup>279</sup> 仲裁法 52 条 2 項。

<sup>280</sup> 仲裁法 52 条 3 項。

<sup>281</sup> 訴訟非訟連携意見 9 条

<sup>282</sup> 仲裁裁決の取消及び仲裁裁決不執行（後述）が広く認められることが、仲裁裁決の終局性を大きく損ねているとの問題も指摘される。

<sup>283</sup> 仲裁法 58 条 1 項。

<sup>284</sup> 当事者が仲裁裁決事項が仲裁合意の範囲を超えることを理由として仲裁裁決の取消しを申し立て、審査を経て当該事由が認められる場合、仲裁合意の範囲を超える部分が他の裁決事項と可分であるときは仲裁裁決中の仲裁を超える部分が取り消されるが、仲裁合意の範囲を超える部分が他の裁決事項と不可分であるときは仲裁裁決全体が取り消される（仲裁法解釈 19 条）。

<sup>285</sup> 「法定手續に違反している」とは、仲裁法所定の仲裁手續及び当事者が選択した仲裁規則に違反して事件の正確な裁決に影響を及ぼすおそれがある状況をいう（仲裁法解釈 20 条）。

<sup>286</sup> 仲裁法 58 条 2 項。

<sup>287</sup> 仲裁法 58 条 3 項。

提出しなければならない<sup>288</sup>。人民法院は、判断取消しの申立てを受理した日から 2 月内に判断の取消し又は申立て却下の裁定をしなければならない<sup>289</sup>。

人民法院は、判断取消しの申立てを受理した後に、仲裁廷が新たに仲裁することができると認める場合には、仲裁廷に通知して一定期間内に新たに仲裁させ、かつ、取消手続の中止を裁定する。仲裁廷が新たに仲裁することを拒絶する場合には、人民法院は、取消手続の回復を裁定しなければならない<sup>290</sup>。

## (7) 執行

当事者の一方が仲裁裁決を履行しない場合には、相手方当事者は、民事訴訟法の関係規定に従い人民法院に執行を申し立てることができる<sup>291</sup>。仲裁裁決の執行申立事件については、被執行人の住所地又は執行される財産の所在地の中級人民法院が管轄する<sup>292</sup>。

被申立人が証拠を提出して仲裁裁決に民事訴訟法第 213 条第 2 項所定の状況<sup>293</sup>があることを証明した場合には、人民法院の合議廷による審査確認を経た上で、執行しない旨を裁定をする<sup>294</sup>。また、人民法院は、当該判断の執行が社会公共利益に違背すると認定する場合にも執行しない旨を裁定する<sup>295</sup>。仲裁判断が人民法院により執行しない旨を裁定された場合には、当事者は、双方が達成した書面による仲裁合意に基づき、改めて仲裁を申し立てることができ、また人民法院に対し訴えを提起することもできる<sup>296</sup>。

当事者の一方が仲裁裁決の執行を申し立て、相手方当事者が仲裁裁決の取消しを申し立てた場合には、人民法院は、執行中止の裁定をしなければならない<sup>297</sup>。人民法院は、仲裁裁決の取消しの裁定をする場合には、執行終了を裁定しなければならない。判断取消しの

---

<sup>288</sup> 仲裁法 59 条。

<sup>289</sup> 仲裁法 60 条。

<sup>290</sup> 仲裁法 61 条。

<sup>291</sup> 仲裁法 62 条 1 項、民事訴訟法 213 条 1 項。

<sup>292</sup> 仲裁法解釈 29 条。

<sup>293</sup> 民事訴訟法 213 条 2 項

被申立人が証拠を提出して仲裁判断に次に掲げる事由の 1 つがある旨を証明した場合には、人民法院が構成する合議廷による審査・確認を経て、執行しない旨を裁定する。

- (1)当事者が契約において仲裁条項を定めておらず、又は事後に書面による仲裁合意を達成しなかったこと。
- (2)判断された事項が仲裁合意の範囲に属さず、又は仲裁機構が仲裁する権限を有しなかったこと。
- (3)仲裁廷の構成又は仲裁手続が法定の手続に違反したこと。
- (4)事実認定に係る主たる証拠が不足したこと。
- (5)法律の適用に確実に誤りがあったこと。
- (6)当該事件を仲裁した際に、仲裁員が汚職・収賄行為、私情にとらわれて不正をする行為又は法をまげて判断する行為をしたこと。

<sup>294</sup> 仲裁法 63 条。

<sup>295</sup> 民事訴訟法 213 条 3 項。

<sup>296</sup> 民事訴訟法 213 条 4 項。

<sup>297</sup> 仲裁法 64 条 1 項。

申立てに対して棄却の裁定がされた場合には、人民法院は、執行回復を裁定しなければならない<sup>298</sup>。

## 5 涉外仲裁

### (1) 仲裁法に規定される涉外仲裁の一般原則

仲裁法は、涉外仲裁<sup>299</sup>（涉外経済貿易、運輸及び海事において発生した紛争の仲裁<sup>300</sup>）について、一章（第7章）を設けて特別規定を置いている。また、仲裁法解釈にも涉外仲裁に関する若干の規定がある。もっともこれらの特別規定は抽象的な内容にとどまり、手続の詳細については各涉外仲裁委員会の規則によることとなる<sup>301</sup>（規定が存在しない部分については仲裁法の一般規定も適用される<sup>302</sup>）。

#### ア 条約の遵守

涉外契約に適用すべき国際条約中に仲裁規定がある場合において、契約紛争が生じたときは、当事者は、国際条約中の仲裁規定に従い仲裁を申し立てなければならない<sup>303</sup>。

#### イ 仲裁合意

涉外仲裁合意の効力について争いが生じた場合、当該仲裁合意の効力を確認する事件については、仲裁合意により約定された仲裁機関の所在地、仲裁合意締結地又は申立人若しくは被申立人の住所地の中級人民法院が管轄する<sup>304</sup>。

涉外仲裁合意の効力について審査する場合には、当事者が約定した法律を適用する。当事者が適用する法律を約定していない場合でも、仲裁地を約定している場合には、仲裁地の法律を適用する。適用する法律を約定せず、かつ、仲裁地を約定せず、又は仲裁地の約定が不明である場合には、法院地の法律を適用する<sup>305</sup>。

#### ウ 涉外仲裁機関及びその構成

涉外仲裁について仲裁を行う涉外仲裁委員会は、中国国際商會が組織・設立することとされており<sup>306</sup>、本規定に基づき中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）及び中国海事仲裁委員会（CMAC）が設立されている<sup>307</sup>。

---

<sup>298</sup> 仲裁法 64 条 2 項。

<sup>299</sup> なお、外国企業が中国において設立する「外商投資企業」は中国の国内企業であり、外商投資企業が当事者であるということのみをもって涉外性が生じるものではない。

<sup>300</sup> 仲裁法 65 条。

<sup>301</sup> 中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）の仲裁規則に基づく手続については後述する。

<sup>302</sup> 仲裁法 65 条。

<sup>303</sup> 仲裁法解釈 11 条 2 項。

<sup>304</sup> 仲裁法解釈 12 条 2 項。

<sup>305</sup> 仲裁法解釈 16 条。なお、2011 年 4 月 1 日から施行される「中華人民共和国涉外民事関係法律適用法」18 条も同様の規定を置いている。

<sup>306</sup> 仲裁法 66 条 1 項。

<sup>307</sup> なお、CIETAC も CMAC もいずれも国内事件を取り扱うことも可能である。

涉外仲裁委員会は、主任 1 名、副主任若干名及び委員若干名で構成する<sup>308</sup>。涉外仲裁委員会の主任、副主任及び委員は、中国国際商會が招聘・任命することができる<sup>309</sup>。

涉外仲裁委員会は、法律、經濟貿易及び科学技術等の専門知識を有する外国国籍の者の中から仲裁委員を招聘・任命することができる<sup>310</sup>。

#### エ 財産保全、証拠保全

涉外仲裁の当事者は、涉外仲裁機構に財産保全を申し立てることができる。この場合、当該涉外仲裁機構は、当事者の申立てを被申立人の住所地又は財産所在地の中級人民法院に提出し、中級人民法院がこれを裁定する<sup>311</sup>。

また、涉外仲裁の当事者は、証拠保全を申し立てることもできる。この場合も涉外仲裁委員会は当事者の申立てを証拠所在地の中級人民法院に提出する<sup>312</sup>。

涉外仲裁における保全については、①仲裁申立て前の保全が現状では困難であること（この点は国内仲裁においても同様）、②日本や香港等外国（又は外国と同じ取扱いがなされる地域）の仲裁機関で仲裁を行う場合、法令上の根拠の欠如により中国国内での保全が現状では認められないと考えられることなどが実務上の問題として指摘されている<sup>313</sup>。

#### オ 記録

涉外仲裁の仲裁廷は、開廷状況を記録し、又は記録要旨を作成することができ、記録要旨は、当事者その他の仲裁参加人が署名し、又は押印することができる<sup>314</sup>。

#### カ 仲裁裁決の取消・不執行の申立て

当事者は、涉外仲裁裁決に民事訴訟法第 258 条第 1 項所定の事由<sup>315</sup>の一があることを証明することにより、人民法院に対して仲裁裁決の取消し又は不執行を申し立てることが

---

<sup>308</sup> 仲裁法 66 条 2 項。

<sup>309</sup> 仲裁法 66 条 3 項。

<sup>310</sup> 仲裁法 67 条。

<sup>311</sup> 民事訴訟法 256 条。

<sup>312</sup> 仲裁法 68 条。

<sup>313</sup> 三菱商事株式会社法務部等・前掲 71 頁～73 頁。

<sup>314</sup> 仲裁法 69 条。

<sup>315</sup> 民事訴訟法 258 条 1 項

「中華人民共和国の涉外仲裁機構がした判断について、被申立人が証拠を提出し、仲裁判断に次に掲げる事由の 1 つがある旨を証明した場合には、人民法院は、合議廷を構成し、審査・確認し、執行しない旨を裁定する。

- (1)当事者が契約に仲裁条項を定めておらず、又は事後に書面による仲裁合意を達成しなかったこと。
- (2)被申立人が仲裁員の指定若しくは仲裁手続進行の通知を得ておらず、又は被申立人の責任に属しないその他の理由により意見を陳述することができなかったこと。
- (3)仲裁廷の構成又は仲裁手続が仲裁規則に適合しなかったこと。
- (4)判断された事項が仲裁合意の範囲に属さず、又は仲裁機構が仲裁する権限を有しなかったこと。」

できる。人民法院は合議廷を開いて審査確認し、取消又は不執行を裁定する<sup>316</sup>。

国内仲裁が実体的瑕疵まで含めて人民法院による審査の対象としているのと異なり<sup>317</sup>、涉外仲裁裁決に対する人民法院の審査は手続上の瑕疵の有無のみにとどまる。

仲裁判断が人民法院により執行しない旨を裁定された場合には、当事者は、双方が達成した書面による仲裁合意に基づき、改めて仲裁を申し立てることができ、また人民法院に対し訴えを提起することもできる<sup>318</sup>。

キ 外国の裁判所への執行申立て

涉外仲裁委員会が出した法的効力を生ずる仲裁判断につき、当事者が執行を請求する際に、被執行人又はその財産が中華人民共和国国内にない場合には、当事者が直接管轄権を有する外国の裁判所に承認及び執行を申し立てなければならない<sup>319</sup>。

ク 涉外仲裁規則

涉外仲裁規則は、中国国際商會がこの法律及び民事訴訟法の関係規定により制定することができる<sup>320</sup>。CIETAC の「中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁規則」<sup>321</sup>及び CMAC の「中国海事仲裁委員会仲裁規則」<sup>322</sup>がこれにあたる。

## (2) 中国国際経済貿易仲裁委員会 (CIETAC) における涉外仲裁

中国において最も多くの涉外仲裁を取り扱っているのは CIETAC である。以下、CIETAC 及びそこにおける涉外仲裁手続の概要を、CIETAC の仲裁規則<sup>323</sup>による規律を中心として纏める。

ア 組織構成

CIETAC の本部は北京に置かれている。また、深圳に華南分会、上海に上海分会、重慶に西南分会、天津に天津国際経済金融仲裁センターが置かれている<sup>324</sup>。

イ 受理範囲

CIETAC は、①国際的又は渉外的紛争事件<sup>325</sup>、②香港特別行政区、マカオ特別行政区

<sup>316</sup> 仲裁法 70 条、71 条。

<sup>317</sup> 仲裁法 58 条、63 条、民事訴訟法 213 条 2 項。

<sup>318</sup> 民事訴訟法 259 条。

<sup>319</sup> 仲裁法 72 条。

<sup>320</sup> 仲裁法 73 条。

<sup>321</sup> 2005 年 5 月 1 日施行。

<sup>322</sup> 2004 年 10 月 1 日施行。

<sup>323</sup> 後述のとおり、CIETAC は現在規則の改正作業を進めているところである。本報告で紹介する概要は現行の 2005 年版 CIETAC 規則を前提とする。

<sup>324</sup> CIETAC 規則 2 条 7 項では北京本部、華南分会、上海分会についてのみ規定されている。西南分会は 2009 年 1 月に、天津国際経済金融仲裁センターは 2008 年 5 月に設立された比較的新しい組織である。天津国際経済金融仲裁センターは CIETAC 規則 2 条 9 項の「特定業種の仲裁センター」として設立されたものと考えられる。

<sup>325</sup> 2010 年に取り扱った涉外事件の当事者は世界 51 の国家又は地域に及ぶ（中国国際経済貿易仲裁委員会 2010 年工作報告及び 2011 年工作計画一（一）1（6）第三）。

又は台湾地区にかかわる紛争事件のほか、③国内紛争事件についても取り扱う<sup>326</sup>。

#### ウ 仲裁規則選択の自由

当事者が CIETAC を紛争解決機関とする仲裁合意をしている場合、原則として CIETAC 規則に従い仲裁をする旨にも同意しているものとみなされるが、当事者がその他の仲裁規則の適用を約定し、又は CIETAC 規則の内容について変更をする旨を約定した場合には、当該約定が実施可能であり、かつ、法律の強行規定に違反しない限り当該約定に従うこととされている<sup>327</sup>。従って、当事者は CIETAC を仲裁機関として選択しつつ、仲裁規則については CIETAC 規則とは異なる規則によることが可能である。

#### エ 仲裁合意及び／又は仲裁事件の管轄権に対する当事者の異議

仲裁合意及び／又は仲裁事件の管轄権に対する当事者の異議は、仲裁廷の最初の開廷前に書面によりこれを提出しなければならない。書面により審理する事件においては、第 1 回実体答弁前にこれを提出しなければならない<sup>328</sup>。仲裁合意及び／又は仲裁事件の管轄権に対する異議の提出は、仲裁手続に従い審理をすることに影響を及ぼさない<sup>329</sup>。

仲裁委員会は、表面的証拠により仲裁委員会が仲裁をする旨の合意が存在すると認める場合には、表面的証拠に基づき仲裁委員会が管轄権を有する旨の決定をし、仲裁手続を継続してすることができる。仲裁委員会が表面的証拠によりする管轄権に係る決定は、仲裁廷が審理の過程において発見した表面的証拠と一致しない事実及び／又は証拠に基づき仲裁委員会が新たに管轄権に係る決定をすることを妨げない<sup>330</sup>。

#### オ 仲裁の申立て、受理

仲裁手続は、CIETAC（本部、分会、仲裁センター）が仲裁申立書を接受した日から開始する<sup>331</sup>。

仲裁申立書には、次の事項を記載しなければならない<sup>332</sup>。

- ①申立人及び被申立人の名称及び住所。これには、郵便番号、電話、テレックス、ファクシミリ、電報番号、電子メールその他電子通信方式が含まれる。
- ②仲裁申立ての根拠となる仲裁合意
- ③事案及び紛争の要点
- ④申立人の仲裁請求

---

<http://cn.cietac.org/AboutUS/AboutUS3Read.asp?ptype=9&ptitle=%B9%A4%D7%F7%B1%A8%B8%E6&stitle=%D6%D0%B9%FA%B9%FA%BC%CA%BE%AD%BC%C3%C3%B3%D2%D7%D6%D9%B2%C3%CE%AF%D4%B1%BB%E12010%C4%EA%B9%A4%D7%F7%B1%A8%B8%E6%F4%DF2011%C4%EA%B9%A4%D7%F7%BC%C6%BB%AE>

<sup>326</sup> CIETAC 規則 3 条。

<sup>327</sup> CIETAC 規則 4 条 2 項。

<sup>328</sup> CIETAC 規則 6 条 3 項。

<sup>329</sup> CIETAC 規則 6 条 4 項。

<sup>330</sup> CIETAC 規則 6 条 2 項。

<sup>331</sup> CIETAC 規則 9 条。

<sup>332</sup> CIETAC 規則 10 条 1 項。

⑤ 仲裁請求の根拠となる事実及び理由

また、仲裁申立書には申立人の請求の根拠となる事実の証明文書を添付し、仲裁委員会の制定に係る仲裁費用表の規定に従い仲裁費を予納する<sup>333</sup>。

CIETAC は、申立人の仲裁申立書及びその附属書を接受した後、これを審査し、申立てが完備されていると認めるときはこれを受理する。この場合、CIETAC は当事者双方に仲裁通知を仲裁委員会の仲裁規則、仲裁員名簿及び仲裁費用表各 1 通とともに一括して発送する。被申立人には更に申立人の仲裁申立書及びその附属書も同時に発送する<sup>334</sup>。

当事者は、仲裁について代理人に委託することができる。代理人の資格については特に制限はなく、国籍も問われないため、外国人でも代理人となることができる<sup>335</sup>。

カ 答弁書又は反訴の提出

被申立人は、仲裁通知を受領した日から 45 日以内に、仲裁委員会の秘書局又はその分会の秘書処に対し答弁書を提出しなければならない<sup>336</sup>。

また、被申立人は、反訴のある場合にも、仲裁通知を受領した日から 45 日以内に書面により仲裁委員会に提出しなければならない<sup>337</sup>。

上記の期間については、仲裁廷は、正当な理由があると認める場合には、当該期間を適当に延長することができる<sup>338</sup>。

キ 財産保全、証拠保全

当事者は、CIETAC に財産保全及び証拠保全を申し立てることができる。この場合 CIETAC は、財産保全については当事者の申立てを被申立人の住所地又は財産所在地の法院に送致し、証拠保全については当事者の申立てを証拠所在地の法院に送致して、これを裁定させる<sup>339</sup>。

ク 仲裁地及び仲裁廷の構成

(ア) 仲裁地

仲裁地は、原則として当事者双方の書面による約定に従うが、当事者が仲裁地について約定をしていない場合には、当事者が仲裁を申し立てた CIETAC 本部又は分会所在地を仲裁地とする。仲裁裁決は、仲裁地において行ったものとみなされる<sup>340</sup>。

当事者は、仲裁委員会所在地以外の場所で開廷することを約定することができるが、その場合、それによって発生する出張費等を支払わなければならない<sup>341</sup>。

(イ) 仲裁廷の構成

---

<sup>333</sup> CIETAC 規則 10 条 2 項、3 項。

<sup>334</sup> CIETAC 規則 11 条 1 項。

<sup>335</sup> CIETAC 規則 16 条。

<sup>336</sup> CIETAC 規則 12 条 1 項。

<sup>337</sup> CIETAC 規則 13 条 1 項。

<sup>338</sup> CIETAC 規則 12 条 1 項、13 条 1 項。

<sup>339</sup> CIETAC 規則 17 条、18 条。民事訴訟法 256 条及び仲裁法 68 条と同様の規律。

<sup>340</sup> CIETAC 規則 31 条。

<sup>341</sup> CIETAC 規則 32 条 1 項、69 条 3 項。

仲裁廷は、1名又は3名の仲裁員で構成される（原則として3名）<sup>342</sup>。

当事者は、原則的には CIETAC の仲裁員名簿<sup>343</sup>の中から仲裁員を選定するものとされているが、当事者間の約定により CIETAC の仲裁員名簿以外から仲裁員を選定することも可能であり、この場合、当事者が指定した仲裁員は、CIETAC 主任の確認を経た後に、仲裁員となることができる<sup>344</sup>。なお、近年では、当事者が外国籍の仲裁員を選択する例が増加しつつあるようである<sup>345</sup>。

仲裁廷を3人で構成する場合、①仲裁通知を受領した日から15日以内に当事者双方がそれぞれ1名の仲裁員を選定する（仲裁委員会主任に任せることもできる。当事者が当該期間内に選定しない場合は仲裁委員会が指定する）。②首席仲裁員については、被申立人が仲裁通知を受領した日から15日以内に、当事者双方が共同で選定<sup>346</sup>し、又は仲裁委員会主任に指定するよう共同で委託する。当事者双方が首席仲裁員を共同で選定することのできない場合、最終的には仲裁委員会主任が指定する<sup>347</sup>。

仲裁廷を1名で構成する場合、上記の首席仲裁員と同様の方法で選定する<sup>348</sup>。

当事者が多数いる場合の仲裁員の選定については CIETAC 規則 24 条が別途定めている。

選定され、又は指定された仲裁員は、声明書に署名し、CIETAC に対し、その独立性又は公正性について合理的な懐疑を引き起こすおそれのあるいかなる事実又は状況についても書面により開示しなければならず、また、仲裁の過程において開示すべき事由が生じた場合にも、直ちに書面により CIETAC に報告することが求められている。仲裁員の声明書及び開示された情報については当事者にも通知される<sup>349</sup>。

当事者は、選定され、又は指定された仲裁員の公正性及び独立性について正当な理由のある懐疑が生じた場合には、書面により仲裁委員会に対し当該仲裁員の忌避を要求す

---

<sup>342</sup> CIETAC 規則 20 条。

<sup>343</sup> 2011 年 1 月現在、CIETAC の名簿に登録されている仲裁員は、中国国籍者（香港、マカオ、台湾を除く）が 689 名、香港、マカオ、台湾及び外国国籍者が 275 名である。そのうち日本国籍者は、土橋正氏、早崎卓三氏、射手矢好雄氏、川村明氏、長濱毅氏、谷口安平氏の 6 名である（<http://cn.cietac.org/Arbitration/ArbitrationBeadroll.shtml>）。

<sup>344</sup> CIETAC 規則 21 条。

<sup>345</sup> 中国国際経済貿易仲裁委員会 2010 年工作報告及び 2011 年工作計画（前掲）一（一）1（6）第五。

<sup>346</sup> 「共同で選定」する具体的方法は次の通りである。まず、当事者双方が1名ないし3名の仲裁員をそれぞれ推薦して首席仲裁員の候補者とし、推薦名簿を前項所定の期間内に仲裁委員会に提出する。当事者双方の推薦名簿にある1名の候補者が同一である場合には、当事者双方が共同で選定した首席仲裁員とする。1名以上の候補者が同一である場合には、CIETAC 主任が事件の具体的状況に基づき同一の候補者の中から1名の首席仲裁員を確定する。推薦名簿に同一の候補者がいない場合には、CIETAC 主任が推薦名簿外から首席仲裁員を指定する（CIETAC 規則 22 条 3 項）。

<sup>347</sup> CIETAC 規則 22 条。

<sup>348</sup> CIETAC 規則 23 条。

<sup>349</sup> CIETAC 規則 25 条。

る旨の請求を提出することができる。この場合、当該当事者は忌避の根拠となる具体的な事実及び理由を説明し、かつ、挙証しなければならない<sup>350</sup>。

#### ケ 審理手続

##### (ア) 審理方式

当事者に別段の約定のある場合を除き、仲裁廷は、当該仲裁廷が適当であると認める方式に従い事件を審理することができる<sup>351</sup>。仲裁廷は、原則として開廷して事件を審理しなければならないが、書面により審理することを当事者双方が申し立て、又は当事者双方が同意する場合で、かつ、仲裁廷も開廷審理が必要でないと認めるときは、書面のみにより審理をすることができる<sup>352</sup>。

##### (イ) 審理の非公開・秘密保持

仲裁廷の審理は原則として非公開であるが、当事者双方が公開審理を要求する場合には、仲裁廷が公開審理をするか否かの決定をする。非公開で審理する事件について、当事者双方及びその仲裁代理人、証人、通訳、仲裁員、仲裁廷の諮問する専門家及び指定する鑑定人並びに仲裁委員会の秘書局の関係者は、いずれも外部に対し事件の実体及び手続の関係状況を漏洩してはならない<sup>353</sup>。

##### (ウ) 当事者の欠席

申立人が正当な理由なくして開廷の際に仲裁廷に出席しない場合、又は開廷して審理する際に仲裁廷の許可を経ないで途中で退廷した場合、仲裁申立てを取り下げたものとみなすことができる。被申立人が反訴を提出している場合、仲裁廷が反訴について審理し、かつ、裁決をすることに影響を及ぼさない<sup>354</sup>。

被申立人が正当な理由なくして開廷の際に出席しない場合、又は開廷して審理する際に仲裁廷の許可を経ないで途中で退廷した場合には、仲裁廷は、欠席審理をし、かつ、裁決をすることができる。被申立人が反訴を提出している場合には、反訴を取り下げたものとみなすことができる<sup>355</sup>。

##### (エ) 挙証

当事者は、自らの申立て、答弁及び反訴の根拠となる事実について証拠を提供して証明する責任を負い、当該事項について所定の期間内に証拠を提出することができず、又はその主張を十分証明できなかった場合には、これにより生ずる不利益を負う<sup>356</sup>。

仲裁廷は、必要であると認める場合には、自ら事実を調査し、証拠を収集することが

---

<sup>350</sup> CIETAC 規則 26 条 2 項。

<sup>351</sup> CIETAC 規則 29 条 1 項。

<sup>352</sup> CIETAC 規則 29 条 2 項。

<sup>353</sup> CIETAC 規則 33 条。

<sup>354</sup> CIETAC 規則 34 条 1 項。

<sup>355</sup> CIETAC 規則 34 条 2 項。

<sup>356</sup> CIETAC 規則 36 条 1 項、3 項。

できる<sup>357</sup>。

当事者が提出した証拠資料は、相手方当事者に転送・交付され、開廷審理の際に当事者が「質証」<sup>358</sup>を行う<sup>359</sup>。

(オ) 専門家報告及び鑑定報告

仲裁廷は、事件における専門的問題について専門家に対し諮問し、又は鑑定人を指定して鑑定をさせることができる。この場合、仲裁廷は、当事者に対し、専門家又は鑑定人の調査、鑑定等に必要の関係資料を提供するよう要求する権限を有する<sup>360</sup>。

(カ) 仲裁と調停との結合

当事者は、仲裁手続外において協議又は調停を通じて和解合意を達成した場合、仲裁廷に対し、当該和解合意の内容に従って仲裁裁決をするよう請求することができる。この場合、仲裁委員会主任は、1名の独任仲裁員を指定して仲裁廷を構成させて審理・裁決をさせる<sup>361</sup>。

当事者双方が調停を希望する場合（一方の当事者に調停を希望し、他の一方がこれに同意した場合を含む）、仲裁廷は、仲裁手続の途中において、調停を行うことができる<sup>362</sup>。仲裁廷の調停を経て和解を達成した場合、当事者双方は書面による和解合意を締結し、仲裁廷は当事者の書面による和解合意の内容に基づき裁決書を作成して事件を結了する。調停が成功しない場合、仲裁廷は、仲裁手続の進行を継続し、裁決を行う<sup>363</sup>。

(キ) 裁決

仲裁廷による裁決は、仲裁廷構成の日から6か月内に行われるのが原則であるが、正当な理由及び必要性が確実にあると認める場合には、当該期間が延長されることがある<sup>364</sup>。

裁決書には、原則として、仲裁請求、紛争事実、裁決理由、裁決結果、仲裁費の負担並びに裁決の期日及び場所が記載されなければならないが、当事者が紛争事実及び裁決理由を記載しない旨を合意した場合や、当事者双方の和解合意の内容に従い裁決をする場合には、紛争事実及び裁決理由を記載しないことができる<sup>365</sup>。

(ク) 簡易手続

CIETAC 規則第4章は、簡易手続について定めており、紛争金額が人民幣50万元を

---

<sup>357</sup> CIETAC 規則 37 条 1 項。

<sup>358</sup> 「質証」とは、当事者が証拠の真実性、関連性、適法性、証明力について質疑を行う手続をいう（最高人民法院「民事訴訟の証拠に関する若干の規定」（2001年12月21日公布、2002年4月1日施行）50条）。

<sup>359</sup> CIETAC 規則 37 条 1 項。

<sup>360</sup> CIETAC 規則 39 条 1 項、2 項。

<sup>361</sup> CIETAC 規則 40 条 1 項。

<sup>362</sup> CIETAC 規則 40 条 2 項。

<sup>363</sup> CIETAC 規則 40 条 6 項、7 項。

<sup>364</sup> CIETAC 規則 42 条 1 項。

<sup>365</sup> CIETAC 規則 43 条 1 項、2 項。

超えない場合、又は紛争金額が人民幣 50 万元を超える場合でも一方の当事者の書面による申立てを経て、他の一方の当事者が書面で同意した場合には、簡易手続が適用される。

2010 年度は、簡易手続が利用された事件が全体の 45.3%を占めた<sup>366</sup>。

#### コ 裁決の効力及び履行の確保

##### (ア) 裁決の効力

裁決は、裁決書が作成された日に効力を生じる<sup>367</sup>。

裁決は、終局的なものであり、当事者双方に対しいずれも拘束力を有する。いずれの当事者も、法院に対し訴えを提起してはならず、かつ、その他のいかなる機構に対しても仲裁裁決を変更する旨の請求を提出してはならない<sup>368</sup>。

当事者は、裁決書に記載された期間により仲裁裁決を履行しなければならない。裁決書に履行期間が記載されていない場合には、直ちに履行しなければならない<sup>369</sup>。

##### (イ) 執行

一方の当事者が裁決を履行しない場合には、他の一方の当事者は、中国の法律の規定に基づき、管轄権を有する中国の法院に対し執行を申し立て、又は 1958 年の国際連合の「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）若しくは中国が締結し、若しくは参加するその他の国際条約に基づき、管轄権を有する法院に対し執行を申し立てることができる<sup>370</sup>。

#### サ 国内仲裁

CIETAC が国内事件を取り扱う場合について、CIETAC 規則第 5 章は特別規定を置いている。国内仲裁の場合、各手続の期間や審理期間が涉外仲裁よりも短く、短時間での紛争解決が行われる（国内仲裁は仲裁廷が組織される日から 4 箇月内に裁決がなされる）。

#### シ 仲裁の言語

仲裁の言語は、原則として当事者の約定に従う。当事者が約定していない場合は中国語を使用する<sup>371</sup>。近年では、当事者間で英語又は英中二カ国語を仲裁の言語として選択する例が徐々に増えているようである<sup>372</sup>。

通訳を必要とするときは、当事者が自ら通訳を用意することもできるが、CIETAC の秘書局又はその分会の秘書処が通訳を提供することもできる<sup>373</sup>。仲裁廷及び／又は仲裁

<sup>366</sup> 中国国際経済貿易仲裁委員会 2010 年工作報告及び 2011 年工作計画（前掲）一（一）1（6）第二。

<sup>367</sup> CIETAC 規則 43 条 7 項。

<sup>368</sup> CIETAC 規則 43 条 8 項。

<sup>369</sup> CIETAC 規則 49 条 1 項。

<sup>370</sup> CIETAC 規則 49 条 2 項。

<sup>371</sup> CIETAC 規則 67 条 1 項。

<sup>372</sup> 中国国際経済貿易仲裁委員会 2010 年工作報告及び 2011 年工作計画（前掲）一（一）1（6）第五。

<sup>373</sup> CIETAC 規則 67 条 2 項。

委員会の秘書局若しくはその分会の秘書処は、当事者の提出する各種文書及び証明資料について必要があると認める場合、当事者に対し中国語又はその他の言語の翻訳を提供するよう要求することができる<sup>374</sup>。

#### ス 仲裁費用

CIETAC は、自己の制定する仲裁費用表（下記）に従い当事者から仲裁費を収受するほか、仲裁員が事件を処理することに係る特殊報酬、出張旅費、食事・宿泊費並びに仲裁廷が専門家、鑑定人及び通訳等を招聘する費用等について合理的な範囲で実費を徴収する<sup>375</sup>。

#### < CIETAC 渉外事件仲裁費用 >

紛争金額（人民幣）	仲裁費用（人民幣）
100 万元以下	紛争金額の 3.5%、最低でも 1 万元を下回らない。
100 万元ないし 500 万元	3 万 5000 元 + 紛争金額 100 万元以上の部分の 2.5%
500 万元ないし 1000 万元	13 万 5000 元 + 紛争金額 500 万元以上の部分の 1.5%
1000 万元ないし 5000 万元	21 万元 + 紛争金額 1000 万元以上の部分の 1%
5000 万元以上	61 万元 + 紛争金額 5000 万元以上の部分の 0.5%

仲裁を申し立てる際に、1つの事件につき立件費人民幣 1 万元を別に収受する。それには、仲裁申立ての審査、立件、コンピュータ・プログラムへの入力及び使用並びに記録保存等の費用が含まれる。

仲裁を申し立てる時に紛争金額が確定されず、又は状況が特殊である場合には、仲裁委員会の秘書局又は仲裁委員会分会の秘書処が仲裁費用の金額を決定する。

収受される仲裁費用が外貨である場合には、この仲裁費用表の規定に従い人民幣と等価値の外貨を収受する。

仲裁委員会は、この仲裁費用表に従い仲裁費を収受するほか、仲裁規則の関係規定に従いその他の枠外の合理的実際支出を収受することができる。

#### < CIETAC 国内事件仲裁費用 >

##### 事件受理费收受弁法

紛争金額（人民幣）	事件受理费（人民幣）

<sup>374</sup> CIETAC 規則 67 条 3 項。

<sup>375</sup> CIETAC 規則 69 条 1 項。

1000 元以下	最低でも 100 元を下回らない。
1001 元ないし 5 万元	100 元＋紛争金額 1000 元以上の部分の 5%
5 万 0001 元ないし 10 万元	2550 元＋紛争金額 5 万元以上の部分の 4%
10 万 0001 元ないし 20 万元	4550 元＋紛争金額 10 万元以上の部分 3%
20 万 0001 元ないし 50 万元	7550 元＋紛争金額 20 万元以上の部分の 2%
50 万 0001 元ないし 100 万元	1 万 3550 元＋紛争金額 50 万元以上の部分の 1%
100 万 0001 元以上	1 万 8550 元＋紛争金額 100 万元以上の部分の 0.5%

#### 事件処理費收受弁法

紛争金額（人民幣）	事件処理費（人民幣）
5 万元以下	最低でも 1250 元を下回らない。
5 万元ないし 20 万元	1250 元＋紛争金額 5 万元以上の部分の 2.5%
20 万元ないし 50 万元	5000 元＋紛争金額 20 万元以上の部分の 2%
50 万元ないし 100 万元	1 万 1000 元＋紛争金額 50 万元以上の部分 1.5%
100 万元ないし 300 万元	1 万 8500 元＋紛争金額 100 万元以上の部分の 0.5%
300 万元ないし 600 万元	2 万 8500 元＋紛争金額 300 万元以上の部分の 0.45%
600 万元ないし 1000 万元	4 万 2000 元＋紛争金額 600 万元以上の部分の 0.4%
1000 万元ないし 2000 万元	5 万 8000 元＋紛争金額 1000 万元以上の部分の 0.3%
2000 万元ないし 4000 万元	8 万 8000 元＋紛争金額 2000 万元以上の部分の 0.2%
4000 万元以上	12 万 8000 元＋紛争金額 4000 万元以上の部分の 0.15%

仲裁費用表中の紛争金額については、申立人の請求する金額をもって基準とする。請求する金額が実際の紛争金額と一致しない場合は、実際の紛争金額をもって基準とする。

仲裁を申し立てる時に紛争金額が確定されず、又は状況が特殊である場合は、仲裁委員会の秘書局又は仲裁委員会分会の秘書処が紛争のかかわる権益の具体的状況に基づき、予め收受する仲裁費用金額を確定する。

仲裁委員会は、この仲裁費用表に従い仲裁費を收受するほか、仲裁規則の関係規定に従いその他の枠外の合理的実際支出を收受することができる。

#### セ CIETAC 規則の改正作業

現行の CIETAC 規則は 2005 年に最終改正されたものであるが、その後の仲裁実務を取り巻く環境の変化に対応させるべく、CIETAC では 2010 年初頭ころから同規則改正作業を進めているところである。2010 年 2 月から 8 月にかけて、北京、深セン、上海、重慶、成都において座談会を開き、学者、仲裁員、弁護士（弁護士）、企業法務担当者らの意見を聴取し、既に新規則の草案も作成されている模様である。具体的な内容はまだ明らかではないが、①CIETAC の国際化を更に進めること、②当事者の自由意思を十分尊重すること、③仲裁と調停の結合を更に進めること、④手続設計を更に改善し、より効果的で柔軟な手続とすること、⑤簡易手続の対象となる係争額基準を更に上げることといった内容が含まれているようである。CIETAC 規則の改正は 2011 年内に完成する予定である<sup>376</sup>。

#### ソ インターネット仲裁の開始

CIETAC は、2009 年 1 月 8 日、「インターネット仲裁規則」を制定し（2009 年 5 月 1 日施行）、近年発展が著しい情報通信技術を取り入れた仲裁手続を開始した。

インターネット仲裁手続においては、当事者や仲裁廷とのやりとりは電子メール、電子データ、ファクシミリ等を用いて行われ、原則として開廷せず当事者が提出する書面のみで審理する。

この方法による仲裁は主に電子商取引紛争に適用することが予定されているが、当事者が同規則の適用を約定したその他の経済貿易紛争に適用することもできる。

CIETAC インターネット紛争解決センターの 2011 年 1 月現在のアドレスは「[www.cietacodr.org](http://www.cietacodr.org)」である。

#### タ CIETAC の受理件数の推移<sup>377</sup>

年度	単位：件（括弧内は国内仲裁）					合計
	北京本部	上海分会	華南分会	西南分会	天津センタ	
2010	672 (431)	476 (374)	182 (112)	10 (6)	12 (11)	1,352 (934)
2009	650 (350)	610 (443)	216 (126)	3 (3)	3 (1)	1,482 (923)
2008	598 (310)	427 (275)	204 (97)	-	-	1,230 (682)
2007	630 (379)	332 (226)	156 (84)	-	-	1,118 (689)
2006	495 (255)	306 (207)	180 (77)	-	-	981 (539)

<sup>376</sup> 中国国際経済貿易仲裁委員会 2010 年工作報告及び 2011 年工作計画（前掲）一（六）。

<sup>377</sup> CIETAC 公式サイト上の統計データに基づく

（<http://cn.cietac.org/AboutUS/AboutUS4Read.asp>）。CIETAC は 2000 年の CIETAC 規則改正以降、国内仲裁を正式に開始したとされるが、「中国法律年鑑（2000 年）」218 頁のデータによれば 1999 年にも若干の国内仲裁事件があり、同規則改正以前も事実上若干の国内仲裁事件を取り扱っていたようである（国内事件の件数（表の括弧内の数字）は 2000 年以降については上記公式サイトで公表されているのでこれにより、1999 年については「中国法律年鑑（2000 年）」218 頁のデータに基づく）。1998 年以前もデータ上は不明であるが若干の国内仲裁事件を取り扱っていた可能性はある。

2005	462 (?)	304 (?)	213 (?)	-	-	979 (552)
2004	453 (165)	238 (150)	159 (73)	-	-	850 (388)
2003	373 (119)	205 (119)	131 (49)	-	-	709 (287)
2002	401 (101)	174 (87)	109 (28)	-	-	684 (216)
2001	420 (85)	173 (56)	138 (28)	-	-	731 (169)
2000	410 (51)	123 (32)	100 (7)	-	-	633 (90)
1999	428 (29)	130 (27)	111 (4)	-	-	669 (60)
1998	451	111	116	-	-	678
1997	490	110	123	-	-	723
1996	543	88	147	-	-	778
1995	660	88	146	-	-	902
1994	600	88	141	-	-	829
1993	389	40	57	-	-	486

## 第九 特定分野における紛争解決の特則

### 1 労働紛争に関する紛争解決制度

労働紛争に関する紛争解決について、近時、「中華人民共和国労働紛争調停仲裁法」（2007年12月29日公布、2008年5月1日施行。以下「労働紛争調停仲裁法」という）が制定された。同法は、労働紛争に関する紛争解決について、当事者による協議、調停、仲裁、人民法院への訴え提起を縦断的に規定しており、労働紛争解決に関する基本的な手続法として位置づけられる。同法の概要は以下のとおりである。

#### (1) 「労働紛争」の範囲

労働紛争調停仲裁法が適用される対象となる「労働紛争」とは、中国国内の雇用単位と労働者との間に生ずる次に掲げる労働紛争をいう<sup>378</sup>。

- ①労働関係の確認により生ずる紛争
- ②労働契約の締結、履行、変更、解除及び終了により生ずる紛争
- ③除籍、解雇及び退職又は離職により生ずる紛争
- ④労働時間、休息・休暇、社会保険、福利、養成・訓練及び労働保護により生ずる紛争
- ⑤労働報酬、労働災害医療費、経済補償又は賠償金等により生ずる紛争
- ⑥法律及び法規所定のその他の労働紛争

#### (2) 紛争解決の方法

労働紛争が生じた場合には、労働者は、雇用単位と協議することができ、また労働組合又は第三者に対し共同して雇用単位と協議し、和解合意を達成するよう要請することもできる<sup>379</sup>。当事者が協議を望まず、協議が不調であり、又は和解合意を達成した後に履行しない場合には、調停組織に対し調停を申し立てることができる。調停を望まず、調停が不調であり、又は調停合意を達成した後に履行しない場合には、労働紛争仲裁委員会に対し仲裁を申し立てることができる。仲裁採決に対し不服がある場合には、この弁法に別段の定めがある場合を除き、人民法院に対し訴えを提起することができる<sup>380</sup>。

このように、労働紛争においては、①当事者間の協議→②調停組織による調停→③労働紛争仲裁委員会による仲裁→④人民法院への訴え提起という流れで紛争が解決されることになる。なお、①協議及び②調停については当事者が望まない場合についても定められているため、これらを省略して仲裁が申し立てられることもあるが、仲裁を省略し

---

<sup>378</sup> 労働紛争調停仲裁法 2 条。

<sup>379</sup> 労働紛争調停仲裁法 4 条。

<sup>380</sup> 労働紛争調停仲裁法 5 条。

て訴訟を提起することはできない。

### (3) 調停

#### ア 調停機関

労働紛争が生じた場合には、当事者は、次に掲げる調停組織に対し調停を申し立てることができる<sup>381</sup>。

- ①企業労働紛争調停委員会
- ②法により設立される基層人民調停組織
- ③郷鎮又は街道において設立され、労働紛争調停職務を有する組織

#### (ア) 企業労働紛争調停委員会<sup>382</sup>

企業労働紛争調停委員会は、従業員の代表及び企業の代表により構成する。従業員の代表は労働組合の組合員が担任し、又は従業員全体が推挙して選出し、企業の代表は企業の責任者が指定する。企業労働紛争調停委員会の主任は、労働組合の組合員又は双方が推挙する人員が担任する<sup>383</sup>。

企業労働紛争調停委員会は、企業内部で労働紛争を解決するためのシステムであり、1993年に制定された「中華人民共和国企業労働紛争処理条例」や1994年に制定された「中華人民共和国労働法」において既に規定があり、労働紛争解決に大きな役割を担ってきた。全国総工会の統計によれば、2006年時点で中国全土で企業労働紛争調停委員会は25万8千箇所設置されており、同年において労働紛争事件を34万件受理し、そのうち6万3千件の調停に成功したとされる<sup>384</sup>。

#### (イ) 基層人民調停組織

一部の地方において、労働紛争の調停業務を人民調停組織の職権の範囲に取り入れようとする動きが従来から進められており、例えば深セン市では人民調停により解決された労働紛争件数が2005年に4129件、2006年に17149件、2007年上半期に7817件あったことなどが報告されている<sup>385</sup>。このように労働紛争解決における人民調停組織の役割の増大が認められるようになったことから、労働紛争調停仲裁法では労働紛争解決機関の一つとして基層人民調停組織が挙げられることとなった。

#### (ウ) 郷鎮又は街道において設立され、労働紛争調停職務を有する組織

一部の経済が比較的発達した地域（郷鎮・街道）においては、以前から地方の労働

---

<sup>381</sup> 労働紛争調停仲裁法 10 条 1 項。

<sup>382</sup> これは人民調停法に基づき必要に応じて企業内に設置される人民調停委員会（人民調停法 8 条 1 項）と機能上は類似すると思われるものの制度上は別のものであるとされる（例えば委員の選任方法等において異なる）（民法室・前掲 37 頁、38 頁）。

<sup>383</sup> 労働紛争調停仲裁法 10 条 2 項。

<sup>384</sup> 全人代常務委員会法制工作委员会行政法室「中華人民共和国労働紛争調停仲裁法解説」34 頁。

<sup>385</sup> 行政法室・前掲 36 頁、37 頁。

服務所の調停組織又は地方の労働組合（工会）の労働調停組織に業務を委託する形で、労働紛争調停機能を有する地域性の調停組織が置かれていた。全国総工会の統計では、2006年時点で全国の地域（郷鎮・街道）に設置された労働紛争調停組織は1万1千箇所設置され、同年において10万2千件の労働紛争事件を受理し、そのうち8万3千件の調停に成功したとされる<sup>386</sup>。これらの労働調停組織の機能が評価され、労働紛争調停仲裁法では労働紛争解決機関の一つとして挙げられることとなった。

#### イ 調停合意

調停を経て合意を達成した場合には、調停合意書を作成しなければならず、調停合意書は、当事者双方が署名又は押印し、調停員の署名及び調停組織の印章の押捺を経た後に効力を生じ、当事者双方に対し拘束力を有する<sup>387</sup>。「拘束力」とは契約と同様の法的効力であり、当事者は履行すべき法的義務を負うと解される<sup>388</sup>。

労働報酬、労働災害医療費、経済補償又は賠償金の支払遅延に係る事項により調停合意を達成した場合において、雇用単位が合意の約定期間内に履行しないときは、労働者は、調停合意書を持参して人民法院に対し支払命令を申し立てることができる<sup>389</sup>。

#### ウ 仲裁への移行

労働紛争調停組織が調停申立てを受理した日から15日以内に調停合意が達成されていない場合には、当事者は労働紛争仲裁委員会に仲裁を申し立てることができる<sup>390</sup>。また、調停合意を達成した後において、一方の当事者が合意の約定期間内に調停合意を履行しないときにも、他の一方の当事者は仲裁を申し立てることができる<sup>391</sup>。

当事者双方は仲裁手続を経ず、直接人民法院に対して調停合意の効力の司法確認を申し立てることができる。人民法院が調停合意の効力を確認しない場合、当事者は労働紛争仲裁委員会に仲裁を申し立てることができる<sup>392</sup>。

### (4) 仲裁

#### ア 仲裁機関

労働紛争に関する仲裁は、労働紛争仲裁委員会が行う。

労働紛争仲裁委員会は、労働行政部門の代表、労働組合の代表及び企業側の代表により構成する。労働紛争仲裁委員会の構成人員は、奇数でなければならない<sup>393</sup>。

労働紛争仲裁委員会の職責は、次の通りである。

---

<sup>386</sup> 行政法室・前掲 37 頁。

<sup>387</sup> 労働紛争調停仲裁法 14 条 1 項、2 項。

<sup>388</sup> 訴訟非訟連携意見 11 条。

<sup>389</sup> 労働紛争調停仲裁法 16 条、訴訟非訟連携意見 13 条 2 項。

<sup>390</sup> 労働紛争調停仲裁法 14 条 3 項。

<sup>391</sup> 労働紛争調停仲裁法 15 条。

<sup>392</sup> 訴訟非訟連携意見 11 条。

<sup>393</sup> 労働紛争調停仲裁法 19 条 1 項。

- ①専任又は兼任の仲裁員を任命し、又は解任すること。
- ②労働紛争事件を受理すること。
- ③重大な、又は判断しがたい労働紛争事件を討論すること。
- ④仲裁活動について監督をすること。

労働紛争は、労働契約の履行地又は雇用単位の所在地の労働紛争仲裁委員会が管轄する。当事者双方がそれぞれ労働契約の履行地及び雇用単位の所在地の労働紛争仲裁委員会に対し仲裁を申し立てた場合には、労働契約履行地の労働紛争仲裁委員会が管轄する<sup>394</sup>。

#### イ 仲裁員の資格

労働紛争仲裁委員会の仲裁員は次の条件のいずれかに適合しなければならない<sup>395</sup>。

- ①過去に裁判官を担任したこと。
- ②法律の研究・教学業務に従事し、かつ、中級以上の職称を有すること。
- ③法律知識を有し、人的資源管理又は労働組合等の専門業務に5年以上従事したこと
- ④弁護士として3年以上業務を執行したこと。

#### ウ 手続

##### (ア) 申立て及び受理

申請人は、書面により仲裁を申し立てることが原則だが<sup>396</sup>、特別な事情がある場合には口頭による申し立ても認められている<sup>397</sup>。

労働紛争仲裁委員会は、仲裁申立てを接受した日から5日以内に、受理するかどうかについて申立人に通知しなければならない。受理しない場合にはその理由を説明しなければならない。労働紛争仲裁委員会が受理せず、又は期間を徒過して決定をしていない場合には、申立人は、当該労働紛争事項について人民法院に対し訴えを提起することができる<sup>398</sup>。

##### (イ) 仲裁廷の構成

仲裁廷は、3名の仲裁員が構成し、主席仲裁員を置く。簡単な労働紛争事件は、1名の仲裁員が単独で仲裁することができる<sup>399</sup>。労働紛争仲裁委員会は、仲裁申立てを受理した日から5日以内に仲裁廷の構成状況を書面により当事者に通知しなければならない<sup>400</sup>。

##### (ウ) 弁論、証拠調べ

当事者は、仲裁の過程において、証拠質問（「質証」）及び弁論をする権利を有する。

<sup>394</sup> 労働紛争調停仲裁法 21 条 2 項。

<sup>395</sup> 労働紛争調停仲裁法 20 条 2 項。

<sup>396</sup> 仲裁の申立ては、当事者が権利侵害の事実を知り、又は知りうべきであった時から1年以内に申し立てなければならない（労働紛争調停仲裁法 27 条 1 項）。仲裁申立書の記載事項については労働紛争調停仲裁法 28 条 2 項に規定がある。

<sup>397</sup> 労働紛争調停仲裁法 28 条 3 項。

<sup>398</sup> 労働紛争調停仲裁法 29 条。

<sup>399</sup> 労働紛争調停仲裁法 31 条。なお、仲裁員の忌避については同法 33 条に規定がある。

<sup>400</sup> 労働紛争調停仲裁法 32 条。

証拠質問及び弁論が終結した場合には、主席仲裁員又は独任仲裁員は、当事者の最後の意見を求めなければならない<sup>401</sup>。

仲裁事項に関する証拠について、雇用単位が掌握・管理するがゆえに労働者がこれを証拠を提供することが困難な場合、仲裁廷は雇用単位に対し指定の期間内に提供するよう要求することができる。雇用単位が指定の期間内に提供しない場合には、当該事項について雇用単位に不利な認定がなされる<sup>402</sup>。

専門的問題について鑑定をする必要がある場合、仲裁廷は、当事者が約定した鑑定機構に鑑定を委託することができる。当事者に約定がなく、又は約定を達成するすべがない場合には、仲裁廷が指定する鑑定機構が鑑定する<sup>403</sup>。

#### (エ) 仲裁手続における必要的調停

仲裁廷は、裁決をする前にまず調停をしなければならない<sup>404</sup>。

仲裁法に基づく通常の仲裁手続において調停が任意的である（仲裁法 51 条 1 項）のと異なり、労働紛争仲裁における調停は必要的なものである。

調停により合意に達した場合には、仲裁廷は調停書を作成する。調停書は、当事者双方が署名・受領してはじめて法的効力を生ずる<sup>405</sup>。

調停が調のわず、又は調停書が送達される前に一方の当事者が翻意した場合には、仲裁廷は、遅滞なく裁決を行う<sup>406</sup>。

#### (オ) 仲裁裁決

労働紛争事件の仲裁裁決は、原則として労働紛争仲裁委員会が仲裁申立てを受理した日から 45 日以内に行われるが、事案が複雑であり 15 日を限度に延長されることがある。上記期間を過ぎても仲裁裁決がなされない場合、当事者は人民法院に対し訴えを提起することができる<sup>407</sup>。

#### (カ) 不服申立て

労働紛争事件の仲裁裁決に不服がある場合には、仲裁裁決書を受領した日から 15 日以内に人民法院に対し訴えを提起することができる<sup>408</sup>。ただし、次の紛争に関しては、雇用単位側は不服の申立てができず、一定の事由<sup>409</sup>がある場合に取消の訴えが認められるの

---

<sup>401</sup> 労働紛争調停仲裁法 38 条。

<sup>402</sup> 労働紛争調停仲裁法 39 条 2 項。

<sup>403</sup> 労働紛争調停仲裁法 37 条 1 項。

<sup>404</sup> 労働紛争調停仲裁法 42 条 1 項。なおここでいう「調停」とは、上記 (3) において説明した調停機関による調停ではなく、当事者間の合意達成に向けて仲裁廷自身が主宰して行う調停をいい、訴訟における司法調停に相当するものである。

<sup>405</sup> 労働紛争調停仲裁法 42 条 2 項、3 項。

<sup>406</sup> 労働紛争調停仲裁法 42 条 4 項。

<sup>407</sup> 労働紛争調停仲裁法 43 条 1 項、訴訟非訟連携意見 5 条。

<sup>408</sup> 労働紛争調停仲裁法 48 条、50 条。

<sup>409</sup> ①法律又は法規の適用につき確実に誤りがあったこと、②労働紛争仲裁委員会が管轄権を有しなかったこと、③法定の手続に違反したこと、④裁決が根拠とした証拠が偽造され

みである<sup>410</sup>。

- ① 労働報酬、労働災害医療費、経済補償又は賠償金を請求し、当該地方の月最低賃金標準の12か月の金額を超えない紛争
- ② 国の労働標準を執行することにより労働時間、休息・休暇及び社会保険等の分野において生ずる紛争

#### (キ) 執行

当事者が法的効力が生じた調停書又は仲裁裁決書について、所定の期間を徒過しても履行しない場合、他の一方の当事者は、民事訴訟法の関係規定により人民法院に対し執行を申し立てることができ、申立てを受理した人民法院は法に従い執行しなければならないとされている<sup>411</sup>。このように調停書及び仲裁裁決書に司法確認を経ることなく執行力が認められている点は労働紛争調停仲裁法に基づく紛争解決の特徴といえよう。

なお、労働報酬、労働災害医療費、経済補償又は賠償金請求の事件であって、以下の条件を満たす場合には、仲裁廷は、仲裁裁決を行う前に当事者の申立てに基づいて先行執行を裁決し、人民法院に移送して執行させることができる<sup>412</sup>。

- ①当事者間の権利・義務関係が明確であること。
- ②先行執行しなければ申立人の生活に重大な影響が及ぶこと。

#### エ 費用の無償化

従来の労働紛争仲裁では、例えば広東省においては最も係争額が小さな場合で500人民元相当の費用が当事者に課されており、このような費用負担が労働者の権利保障の妨げとなっていることが指摘されていた。

労働紛争調停仲裁法の立法過程ではこの点議論がなされ、その結果労働紛争仲裁においては当事者から費用を徴収せず、「財政」<sup>413</sup>でまかなうことが定められた。

---

たものであること、⑤相手方当事者が公正な裁決に影響を及ぼすのに足りる証拠を隠蔽したこと、⑥仲裁員が当該事件を仲裁する場合において、賄賂を請求し、若しくは受領し、私情にとらわれて不正行為をし、又は法を曲げて裁決する行為をしたこと（労働紛争調停仲裁法49条1項）。

<sup>410</sup> 労働紛争調停仲裁法47条、49条1項。

<sup>411</sup> 労働紛争調停仲裁法51条。

<sup>412</sup> 労働紛争調停仲裁法44条。

<sup>413</sup> 明記されていないが、労働紛争仲裁委員会を設置する各級政府の財政によるものと考えられる。

## 2 農村土地経営請負紛争に関する紛争解決制度

労働紛争に関する労働紛争調停仲裁法に引き続き、農村土地経営請負紛争に関する紛争解決について規律する法律として、2009年6月27日に「中華人民共和国農村土地経営請負紛争調停仲裁法」が制定された（2010年1月1日施行）。同法も労働紛争調停仲裁法と同じように、農村土地経営請負紛争に関する紛争労働紛争について、当事者による協議、調停、仲裁、人民法院への訴え提起を縦断的に規定している。

### (1) 「農村土地経営請負紛争」の範囲

農村土地経営請負紛争には、次に掲げるものが含まれる<sup>414</sup>。

- ①農村土地請負契約の締結、履行、変更、解除及び終了に起因して生ずる紛争
- ②農村土地経営請負権の再請負、賃貸、交換、譲渡及び出資等の移転に起因して生ずる紛争
- ③請負地の回収又は調整に起因して生ずる紛争
- ④農村土地経営請負権の確認に起因して生ずる紛争
- ⑤農村土地経営請負権の侵害に起因して生ずる紛争
- ⑥法律又は法規所定のその他の農村土地経営請負紛争

### (2) 紛争解決の方法

農村土地経営請負紛争における紛争解決の大きな枠組みは労働紛争の場合と同様であり、①当事者間の協議→②調停組織による調停→③農村土地請負仲裁委員会による仲裁→④人民法院への訴え提起という流れで紛争が解決されることになる。

①協議及び②調停が省略可能な点は労働紛争と同様であるが<sup>415</sup>、労働紛争が仲裁を省略して訴訟を提起することはできないのと異なり、農村土地経営請負紛争では仲裁を省略して直接人民法院へ訴訟提起することも可能である<sup>416</sup>。

農村土地経営請負紛争における調停機関は、村民委員会及び郷（鎮）の人民政府であり<sup>417</sup>、仲裁機関は、地方の人民政府の指導の下に設立される「農村土地請負仲裁委員会」である。仲裁員には①5年以上農村土地請負管理業務に従事した者、②5年以上法律業務又は人民調停業務に従事した者、③当該地方において威信が比較的高く、かつ、農村土地請負の法律及び国の政策を熟知する住民のいずれかに該当する者から選出される。

手続の概要については労働紛争調停仲裁法に概ね類似する。（詳細は省略する）

<sup>414</sup> 農村土地経営請負紛争調停仲裁法 2 条 2 項。

<sup>415</sup> ただし、仲裁を行う場合、仲裁廷は仲裁手続の中で調停（和解の試み）を先行させなければならない。

<sup>416</sup> 農村土地経営請負紛争調停仲裁法 4 条。

<sup>417</sup> 農村土地経営請負紛争調停仲裁法 7 条～10 条。

### (3) 調停合意、仲裁裁決の効力

調停合意は、合意書に当事者双方が署名し、押印又は拇印を押し、調停人員の署名及び調停組織の印章の押捺を経た後に発効する<sup>418</sup>。

仲裁裁決は、当事者が裁決書を受領した日から 30 日以内に、人民法院に対し不服の訴えを提起しなかったときに発効する<sup>419</sup>。

法的効力が生じた調停書又は仲裁裁決書には執行力が認められ、当事者の一方が期間を徒過して履行しない場合には、相手方当事者は、被申立人の住所地又は財産所在地の基層人民法院に対し執行を申し立てることができ、申立てを受理した人民法院は、法に従い執行しなければならない<sup>420</sup>。

---

<sup>418</sup> 農村土地経営請負紛争調停仲裁法 10 条。

<sup>419</sup> 農村土地経営請負紛争調停仲裁法 48 条。

<sup>420</sup> 農村土地経営請負紛争調停仲裁法 49 条、訴訟非訟連携意見 6 条。

## 第十 人民法院と訴訟外紛争解決手段との連携

### 1 訴訟外紛争解決に対する人民法院の関与（人民法院→訴訟外紛争解決手段の連携）

人民法院が訴訟外紛争解決により得られた合意や裁決に関する不服申立てや執行等に関与することはすでに各手続についての紹介でも述べているが、人民調停、行政調停においては①達成した調停合意に関する紛争についての訴訟提起、②調停合意の司法確認による執行力の付与及び執行力のある調停合意の執行③公証を経た調停合意の執行、④支払命令といった形で関与し、仲裁については、①仲裁裁決の取消の判断、②仲裁裁決の執行（あるいは執行中止の判断）という形で関与する。

このうち特に調停合意に対する「司法確認」は、2009年の訴訟非訟連携意見により整備された比較的新しい制度である<sup>421</sup>。従来、調停を通じての紛争解決は強制力に欠け、権利の実現が困難であることが問題視されていたが、司法確認の制度はこの点の改善を目指すものである。訴訟非訟連携意見の発布後に登場した人民調停法、上海経貿商事調停センター規則にはいずれも司法確認に関する規定があり、今後の調停に関する法令や規則においても司法確認に関する規定が置かれると思われる。また、調停合意については、当事者間の合意の下、調停合意と同様の内容の仲裁裁決を得て、仲裁裁決として執行力を得るという方法もある。もっとも、調停合意への執行力付与に関するこれらの制度の実効性については、人民調停の項で前述したとおりの疑問がある。

### 2 調停組織等による調停の受託等（訴訟外紛争解決手段→人民法院の連携）<sup>422</sup>

#### (1) 調停優先の徹底

人民法院が受理する民事事件において2000年代半ばころからそれまでの「重判軽調」（判決を重視し調停を軽視する）傾向が見直され、調停重視の傾向が強まってきたことについては既に述べたが、2009年の訴訟非訟連携意見や、2010年の調停優先若干意見では、人民法院自身が調停を行うことのほか、外部の調停組織等に調停を委託<sup>423</sup>することを奨励する旨を定めている<sup>424</sup>。具体的には立件の前後に応じて以下のとおり取り扱われ

<sup>421</sup> 訴訟非訟連携意見では、司法確認に関し、①司法確認の管轄、②司法確認の審理には民事訴訟法の簡易手続に関する規定が適用されること、③司法確認をすることが認められない事由といった点について定めている（訴訟非訟連携意見20条～25条）。

<sup>422</sup> 人民法院から調停組織（人民調停、行政調停）への調停の委託又は共同調停は、本来人民法院が司法調停として行うものを他の調停組織へ委託し、又はこれらと共同で行うものであり、人民調停・行政調停と司法調停との連携であるとも言え、後述の「大調停工作体系」の要素としても位置づけることができる（呉・前掲44頁等も人民法院による調停委託を大調停工作体系の内容として解説している）。

<sup>423</sup> 調停の外部委託自体は従来からも認められている（人民法院調停規定3条2項）。

<sup>424</sup> 一部の地方人民法院には、調停委託の範囲その他詳細について具体的な規範を定めてい

る。

## (2) 民事事件立件前の調停委託

人民法院は、人民調停、行政調停、業界調停等の訴訟外紛争解決方法による調停を経ていない事件の訴えが提起された場合、正式な立件までの間、当事者にまずは訴訟外で調停により紛争を解決するよう説得することが求められる<sup>425</sup>。当事者が調停によることに同意する場合、人民法院は立件を暫時停止し、行政機関、人民調停組織、商事調停組織、業界調停組織その他の調停の職能を有する組織に調停を委託することができる<sup>426</sup>。当事者が調停に同意せず、または指定の期間内に調停合意に達しない場合、人民法院は法に従い遅滞なく訴訟事件として立件する<sup>427</sup>。

なお、このような立件前の調停への誘導を有効に行うために、条件の整った基層人民法院は、「訴訟前調停工作室」又は「人民調停窓口」を設置し、人民調停組織、行政調停組織等の調停組織との協力を更に強化することが求められている<sup>428</sup>。

## (3) 民事事件立件後の調停委託

人民法院は、民事訴訟事件の立件後、当事者双方の同意がある場合、または人民法院が確かに必要であると認識した場合に、行政機関、人民調停組織、商事調停組織、業界調停組織その他の調停の職能を有する組織に調停を委託することができる<sup>429</sup>。依頼先の組織については、当事者が協議して決めるか、又は当事者の申し出により人民法院が決める。調停終了後、関連機関または組織は調停結果を人民法院に報告する。

調停合意に達した場合、①当事者が訴訟を取り下げた上で調停合意について人民法院に司法確認を求めるか、または②人民法院による審査を経て調停書を作成することになる。調停合意に達しない場合、人民法院は遅滞なく審判を行わなければならない。

---

るものもある。例えば上海市高級人民法院は 2006 年 2 月 6 日に「民事紛争の人民調停への委託を規範化することに関する若干の意見」を發布し、人民調停に調停を委託すべき事件の範囲や委託の手続等について定めている。また、上海市では、全ての区県において「連合人民調停委員会」が設けられ、その下部組織として、区県人民法院に常駐する「人民調停工作室」を置き、人民法院からの調停委託を受任している。「人民調停工作室」の調停員は主に退官した裁判官である。そのほかにも、「基層法院訴訟・調停センター（訴調中心）」では調停合意が速やかに司法確認を得られるよう、あるいは調停合意に至らない場合に速やかに訴訟手続に移行できるような取組みが行われているという（呉・前掲 46 頁、47 頁）。

<sup>425</sup> 調停優先若干意見 8 条 1 項。

<sup>426</sup> 訴訟非訟連携意見 14 条。

<sup>427</sup> 調停優先若干意見 8 条 2 項。

<sup>428</sup> 調停優先若干意見 8 条 3 項。

<sup>429</sup> 訴訟非訟連携意見 15 条 1 項。なお、調停優先若干意見 11 条では「事件の調停による解決に有利な人民調停、行政調停、業界調停等の関連組織又は全国人民代表大会の代表若しくは政治協商会議の委員等に調停の主宰を依託することができる」と定めており、調停委託の対象が全人代の代表や政治協商会議の委員等にまで拡大されている。

## 第十一 調停と仲裁との関係

### 1 仲裁委員会による調停

仲裁委員会も一般に調停業務を行っている。仲裁委員会が行う調停には、①仲裁手続の過程において仲裁裁決を行う前に当該仲裁事件に関して調停を行う場合と、②仲裁手続と関係なく、仲裁委員会が調停事件として事件を受理する場合がある。

#### (1) 仲裁手続の過程で行う調停

仲裁法 51 条に基づく調停であり、仲裁委員会は仲裁手続の過程において当該仲裁事件に関して調停を行う点で、仲裁における「司法調停」に当たるものと言える（上記第七、4 (5) コ「仲裁廷による調停」参照）。

#### (2) 仲裁手続とは独立して行う調停

仲裁委員会が仲裁手続とは関係なく、調停機関として事件を受理する場合もある<sup>430</sup>。

例えば、北京仲裁委員会では仲裁規則とは別に調停規則（「北京仲裁委員会調停規則」<sup>431</sup>）を制定し、調停事件の受理を行っている（同規則 2 条 2 項では「仲裁手続において仲裁廷が主宰する調停には本調停規則は適用しない」とされており、仲裁手続の過程で行う調停とは明確に区別している）。

### 2 調停と仲裁との関係

#### (1) 調停失敗後の次の紛争解決手段としての仲裁

調停手続において調停合意に至らなかった場合、当事者は、更に仲裁、訴訟等による紛争解決を検討することができる<sup>432</sup>。仲裁を選択して紛争解決をする場合は、新たに当事者間で仲裁合意を締結することが必要である。

なお、労働紛争や農村土地経営請負紛争においては、仲裁機関（労働紛争仲裁委員会、農村土地請負仲裁委員会）での紛争解決には仲裁合意が必要とされないので、調停が功を

---

<sup>430</sup> 訴訟非訟連携意見 9 条は、仲裁合意を行っていない当事者が仲裁委員会に対して民事紛争の調停を申し立てた場合、同仲裁委員会が特別に設立した調停組織が公平かつ中立の調停規則に従い調停を行った後に達した民事権利義務内容を有する調停合意は、当事者双方の署名または押印を経て、民事契約の性質を有する旨定めている。

<sup>431</sup> <http://www.bjac.org.cn/news/view.asp?id=1109&cataid=22>

<sup>432</sup> 人民調停法 26 条は、調停が成立せず調停を終了した場合、調停員は当事者に対して仲裁、行政、司法等の方法で自己の権利を保護することができる旨を告知しなければならないと定める。

奏さなかった場合、当事者は直接仲裁手続に進むことができる。労働紛争においては訴訟に至る前提として仲裁を経ることが必要であるが、農村土地経営請負紛争については仲裁を省略して訴訟によることが可能である。

## (2) 調停合意の内容に従った仲裁裁決

近時、「仲裁と調停との協調」（「仲裁与調停相结合」）の実践として、多くの仲裁委員会において、当事者が仲裁手続外で行った調停によって達成した調停合意の内容に従って仲裁裁決書を作成するというサービスを提供している<sup>433</sup>（あくまでも仲裁手続として行うものであるため、当事者は調停合意のほか、当該仲裁委員会で紛争解決する旨の仲裁合意を締結する必要がある）。

仲裁裁決書は執行力を有するので、調停合意に執行力を与える方法の一つとして、仲裁委員会に申請して仲裁調停書又は仲裁裁決書を作成してもらうということが行われている。

---

<sup>433</sup> CIETAC 規則 40 条 1 項等。

## 第十二 「大調停工作体系」の構築

### 1 「大調停工作体系」の提唱

民事紛争の増加により調停業務の重要性が改めて再認識される中、2006年10月11日の中国共産党第16期中央委員会第6回全体会議（十六期六中全会）において、「社会世論の収集・分析システムを健全化し、争議・紛争の調査業務制度を整備し、党と政府の主導による群衆の権益保護システムを設立し、人民調停、行政調停、司法調停の有機的結合を実現し、調停による方法を更に多く採用し、法律、政策、経済、行政等の手段及び教育、協議、指導等の方法を総合的に運用し、紛争を基層において解決し、萌芽の状態において解決する」ことが目標として掲げられた。

これを受け、更に2007年1月の中央社会治安综合治理委員会第一回会議では「社会治安综合治理業務の優位性及び基層組織の作用を十分に発揮し、人民調停、行政調停及び司法調停が相互に連携・協力する大調停工作体系を建設・健全化しなければならない」と宣言し、人民調停、行政調停及び司法調停が相互に連携・協力する「大調停工作体系」を提唱した。

かかる「大調停工作体系」の唱道の下、具体的には以下に述べるような動きがある。

### 2 「大調停工作体系ネットワーク」の構築

調停優先若干意見は、各級人民法院に対し、「大調停工作体系ネットワーク」の構築及びそれに対して適切に指導を行うことを求めている。具体的には以下の内容を含む<sup>434</sup>。

- ①村委員会、住民委員会、労働組合、共産党青年団、婦女連合会、華僑連合会等の組織と密接に協力し、ネットワークを構築する。
- ②独自の資源を十分に活用して他の調停組織の業務実施を支援する。条件の整った地方は基層法院と人民法廷に人民調停業務室等の必要な事務室を設立し、他の組織の紛争処理に支援を与える。
- ③他の社会的組織と関連部門の調停資源の利用に注意を払い、多くの紛争を処理している派出所、交通警察隊、婦女連合会、労働組合等の機関に巡回調停拠点を設立する。
- ④人民代表大会の代表、政治協商委員、基層幹部、人民陪審員、退職幹部及び各関係者から構成される各級、各部門及び各業界をカバーする特別招聘調停員及び調停ボランティアネットワークを構築する。人民調停及び行政調停組織ネットワークとの連携を強化し、資源の共有、力の共有及び好循環の「大調停」業務ネットワーク体系を徐々に形成する。
- ⑤「大調停工作体系」における意思疎通を強化する。各級法院は各級連席会議、人民調

<sup>434</sup> 調停優先若干意見 25条～29条。

停、行政調停及び他の調停組織との連携を強化し、紛争検査状況を適時に把握し、社会の調和的安定に影響する根本的で基本的な問題を着実に把握し、それぞれの調停組織の職能補完作用を十分に発揮し、紛争の種類に応じて異なる調停組織が解決し、相互に助力し、共同で調停・処理するよう指導する。

- ⑥ 党委員会の指導及び「大調停工作体系」に従い、人民法院に訴える可能性がある重大事件について事前に業務計画を作成し、すでに受理した重大又は集団的な事件については、「大調停工作体系」を十分に活用し、関連する職能部門と協力して適切に処理し、解決する。
- ⑦ 人民調停及び行政調停に対する法律的指導を強化する。各級法院は人民調停及び行政調停組織の業務における意思疎通と経験交流を強化し、相互に学び、良好な経験と方法を汲み取り、調停水準を共に引き上げる。
- ⑧ 「大調停工作体系」における新たな状況及び新たな問題についての分析研究を積極的に実施し、人民調停及び行政調停組織に対する指導を強化し、人民調停及び行政調停組織の業務手続整備と調停行為の規範化を援助する。
- ⑨ 司法行政機関等の政府職能部門と関連組織に協力し、審判経験が豊富な審判員を派遣して「事件をもって訓練に替える」、「調停現場の見学」等の方法で人民調停員及び行政調停員を育成させなければならない。人民法院が変更、取消し又は無効を確認した調停合意及びその原因については、適切な方法で関連調停組織に適時にフィードバックし、審理において発見した問題について意見と提言を行わなければならない。

### 3 「大調停工作体系」の下における人民調停と行政調停との連携・融合

「大調停工作体系」は比較的新しい概念であり、具体的な取組みとして現れるのはこれから先のことになると思われるが、人民調停と行政調停との連携・融合として既に具体化しつつあるものとしては以下の例が挙げられる。

#### (1) 公安機関が受理した治安事件の人民調停への委託

公安機関が担当する治安事件に関する行政調停について、最近、情状が比較的軽く、民間紛争によって生じた暴力事件等について公安機関が人民調停組織に調停を委託するという取扱いが上海など一部の地方で行われている<sup>435</sup>。

例えば、上海市公安局及び上海市司法局は、2007年6月6日に「治安事件を人民調停に委託することに関する若干の意見」を發布し、人民調停に委託することのできる治安事件の範囲や委託の手続等について定めている。また、一部の地域では人民調停委員会の出張所を公安派出所内に設ける取組みも行なっている<sup>436</sup>。

<sup>435</sup> 呉・前掲 45 頁、96 頁

<sup>436</sup> 呉・前掲 96 頁。また同制度に関する地方通知：

## (2) 行政調停担当部門との協同による人民調停委員会設立

人民調停の項でも既に触れたが、医療問題を取り扱う医療紛争人民調停委員会、不動産問題を取り扱う物産紛争人民調停委員会のように、ある分野について本来行政調停を担当すべき政府部門が司法部門と協力し、当該分野に関する人民調停委員会を設立することにより、当該分野について統一的な調停サービスを提供することもなされており、これもまた人民調停と行政調停の連携の一つの現れと言える。

## 第十三 中国における ADR 制度の展望、在中国邦人・企業への影響等

### 1 中国における ADR 制度の展望

#### (1) 事件数の増加に伴う紛争解決インフラ増強の必要

中国の経済成長及び社会構造の変化に伴い、特に 2004 年→2009 年にかけての民事事件数の増加は顕著である（第一審民事訴訟：2004 年 4,332,727 件→2009 年 5,800,144 件、人民調停：2004 年 4,414,233 件→2009 年 7,676,064 件、仲裁（10 条仲裁委員会）：2004 年 37,304 件→2009 年 74,811 件、CIETAC：2004 年 850 件→2009 年 1,482 件）。

このうち、人民法院が処理できる事件数は現状ですでに限界に近づいていると言われており、今後も人民法院や裁判官を大幅に増員しない限り大きくは改善しがたいので、今後の事件数の増加分の多くは、調停や仲裁といった訴訟外の紛争解決方法が吸収していくほかなく、中国が人民の不満を抑え、秩序のある和諧社会を実現するためには訴訟外紛争解決制度の充実は今後も直面し続けなければならない問題である。特に訴訟外紛争解決制度の中でも受理件数において圧倒的な比率を占め、人民にとって最も身近な紛争解決手段である人民調停委員会及び調停員の量及び質を確保することが喫緊の課題となろう。

#### (2) 人民調停の専門化

社会の高度化が今後も進み、紛争が複雑化、専門化していくなかで、既に紹介したとおり、専門的事件を取り扱う人民調停委員会が登場したり、行政機関と人民調停組織とが協調し、より専門性の高い事件を取り扱うような取組みが既に始まっているが、今後も更に様々な分野に関する専門的な人民調停組織が現れ、規模も拡充されることが予想される。

また、現状においては、法律的バックグラウンドを持つ人民調停員の数は限られているようであるが、近年の中国における法学教育の発展、法律学習者の増加等に鑑み、今後は法律的な素養を有する者が調停員等として人民調停に関与する機会が増えると思われ、それに伴い中国における人民調停の質の一定の上昇が期待される。

#### (3) 行政調停の規範化

現状において、各行政機関等がそれぞれ独自のルールに則り、良くも悪くも柔軟に行っている行政調停については、専門家間で共通のルール作りを進めるべきという声が以前から存在し、今後訴訟外紛争解決制度の重要性がますます高まっていくと思われる中、行政調停についての共通法が制定される可能性がある。

ただし、行政調停はその主体が様々であり（そもそも現状では「行政調停」の範囲自体が明確でなく、調停のうち「人民調停」と「司法調停」にあらざるものが「控除的に」分類されているといった状況である）、また取り扱う内容も、公安機関による治安事件に関する調停から、工商行政管理機関が行う商標侵害等、多種多様であり、仮に共通法ができる

としても内容は一般的、抽象的なものにとどまらざるを得ないであろう。

#### (4) 民事訴訟における司法調停による解決の増加

民事訴訟において判決ではなく調停（司法調停）によって事件が終結する割合は、1990年代から2000年代半ばころまでは下落の一途を辿っていたが、既に統計による情報を紹介したとおり、2009年には司法調停により事件が終結する割合が回復を見せている。

「人民法院の負担軽減」という文脈においては、中国の民事訴訟の裁判官にとって判決によるのと調停によるのとどちらの負担が大きいかということは一概に言えない面があるため（全国統一的な裁判官研修制度が整備されておらず、かつ、基本的に裁判官の転勤もない中国の場合、判決の書き方や判決起案に使う時間や労力、調停の方法やそれに使う労力等について、地方や裁判官個人によって違いも大きいと思われる）、人民法院の負担軽減の圧力が司法調停の比率に影響しているのかどうかという点は不明であるが、最高人民法院は調停優先若干規定の発布等に見られるように調停優先の方向性を明確に打ち出しており、今後も民事訴訟における司法調停の比率はしばらくの間伸び続けるのではないかとと思われる。

#### (5) 民法、民事訴訟法の更なる整備による訴訟と調停との役割の明分化

やや感性的な感想ではあるが、現在の中国の民事実体法は、調停における使い勝手のよさを相当程度意識したものとなっているように思われる。典型的な例が「公平責任原則」<sup>437</sup>であり、たとえ過失がない当事者であっても発生した損失について全くの免責が得られる訳ではないという余地を残すことは、調停実務における当事者説得の際には有用性を発揮するであろうことが想像される。

このような民事実体法の現状に加え、なお職権主義的色彩の濃厚な民事訴訟制度（特に立証責任の分配原則の不明確により裁判官がこれをあいまいに振り分けていると見られる状況）は、本来「白黒をはっきりつける場」であるはずの訴訟まで「調停的」なものにしてしまい、過失責任の原則やその他の法理論に基づき本来あるべき結論と異なる判断を容易に許してしまう原因となっている可能性がある（そのことは当事者の法的権利が最終的に訴訟によって担保されていないことを意味する）。

今後、中国が民法、民事訴訟法の更なる法整備を進め、上記の状況が変更され、訴訟においては法原理に従ったより厳格な判断がなされるようになれば、当事者の権利の最終的な実現手段としての訴訟と、当事者間の納得及び円満な解決を主眼とする調停との役割分担がより明確となり、またそれは中国が目指すべき一つの方向性とも思われるが、その成否は今後の法整備及び運用の状況を見るほかない。

---

<sup>437</sup> 民法通則 132 条、権利侵害責任法 24 条等。当事者に過失がない場合であっても、事案の状況や経済的格差等の実情に応じて損失を分担させる法理。

## 2 日本人、日本企業への影響

### (1) 人民調停

ア 日本人、日本企業が積極的に人民調停を活用するメリット

一般論としては、日本人、日本企業が人民調停を積極的に活用するメリットは高いとは言えないと思われる。その理由は主に以下のとおりである。

- ①人民調停委員会は地方政府の指導に服する中国人民の「大衆的紛争解決組織」であり、中国人と外国人・外国企業との紛争において、外国人・外国企業側に有利な調停を行うことは通常は期待できないと思われる（司法機関であるはずの地方の人民法院ですら「地方保護主義」が指摘される状況の下、人民調停はなおさら当該地方の住人（中国人民）に優遇的であろうとの推測が働く）。
- ②中国では「公平責任原則」に見られるように、経済的に優位である側がそうでない側に対して譲歩することが求められることが多いため、外国人・外国企業側が相手方よりも経済的に優位である場合、大きな譲歩を求められる可能性が高い。
- ③仮に外国人・外国側に有利な調停合意がなされても、執行力を得るためには司法確認、公証といった手続を別途経なければならないが、これらの手続はいずれも当事者双方の協力が必要であるところ、債務者側にその協力を求めるのは通常は容易ではないと思われる。

ただし、近年登場しつつある一部の専門領域を取り扱う人民調停委員会（医療紛争人民調停委員会、物業紛争人民調停委員会等）については、特に政治的に利害関係のない当該分野の専門家が専門的知見に基づいて調停を行っている可能性もあり、利用を検討してみる価値がある可能性がある（手続が簡便なこと、費用がかからないこともあり、仮に中立的な調停が受けられるとすれば利用価値はありうると思われる。医療紛争や不動産関係の紛争（不動産管理会社や家主との紛争）では日本人側が被害者ないし弱者側に立つことも多いと思われるので、ナショナリズムによるバイアスが掛かる可能性も相対的に低い）。

イ 日本人、日本企業が中国人当事者から紛争を人民調停に持ち込まれるリスク

法律上、人民調停の当事者として外国人・外国企業は排除されていないので、中国人が日本人・日本企業を相手方とする紛争を人民調停に持ち込むことも可能である。

しかし、中国人が日本人・日本企業との紛争を人民調停組織に持ち込んだとしても、人民調停は自由意思に基づくことが原則であり、当該日本人、日本企業は人民調停による紛争解決を受け入れない自由があるので、当該日本人、日本企業が人民調停による紛争解決を望まなければこれを拒絶すればよい。

従って、日本人、日本企業が中国人当事者から紛争を人民調停に持ち込まれたとしてもそれに伴うリスクは通常は想定しがたい（「全く話し合いに応じない不誠実な日本企業」といった風評を流される等のリスクを除く）。

#### ウ 企業内部の人民調停委員会の設置の必要性

人民調停法は、企業・事業単位の中に設立する人民調停委員会についても規定を置いているので（人民調停法 8 条 1 項）、日本企業が中国に設立する合弁企業や独資企業等の外商投資企業の内部に人民調停委員会を設立することについても問題となりうる。

企業・事業単位に設立する人民調停委員会は、企業と労働者との紛争のほか、労働者同士の紛争を含む幅広い紛争に対応することが期待されているが、設立は義務ではなく、「必要に応じて」設立すればよい<sup>438</sup>。

もっとも、企業・事業機関が設立する人民調停委員会の委員は「労働者大会、労働者代表大会又は労働組合組織の推薦により」選出しなければならないとされているなど、人民調停委員会が日本企業にとって使い易い紛争解決手段であるかは現状では疑問である。実際に企業・事業機関の中に設置されている人民調停委員会は中国全土で約 8 万件であり<sup>439</sup>、全体から見ればごく一部にとどまる。外商投資企業がこれを導入する必要性は当面乏しいと思われる。

従って、この点においても人民調停制度が日本企業に与える影響は限定的であると考えられる。

#### (2) 行政調停

行政機関が行う調停の中では、工商行政管理局の商標、標識専用権に関する紛争に関する調停や、各地の知識産権局が行っている特許紛争に関する調停などは日本企業が利用する可能性もありうるものであると思われる。

また、国際的な大型紛争に関しては商務部が調停を試みる事例もあり、日本企業に関連する紛争に商務部が関与してくる場合もあり得る。

一方、政府機関以外の主体による調停では、消費者協会による調停や、著作権紛争調停委員会による調停、あるいは一部の業界調停などが日本人、日本企業が関与しうるものであると思われる。

#### (3) 商事調停

中国国際商会調停センター及び近時設立された上海経貿商事調停センターにおける調停は、商事紛争において日本企業が検討しうる一つの選択肢である。

商事調停は、その前提として当事者双方で仲裁合意に相当する「調停合意」（既に述べたとおり紛争解決手段として当該調停機関を選択するとの合意であり、調停の結果として達成される合意ではない）が必要であるうえ、調停費用も決して低廉ではなく、更には仮に「和解合意」に至っても、執行力を付与するためには司法確認、公証、仲裁裁決を得る等の手続を別途踏まなければならないなど、最終的な紛争解決手段とするには仲裁よりもむ

---

<sup>438</sup> 民法室・前掲 39 頁。

<sup>439</sup> 民法室・前掲 37 頁。

しる手間とコストがかかる可能性はあるが、終局的に拘束される仲裁を避け、まずは調停機関を通じて話し合いをしたいというニーズも少なからずあると思われ、そのようなニーズがある場合に商事調停が利用される可能性があるものと思われる。また、事前に紛争解決方法について明確に合意していなかった場合、紛争発生後に仲裁合意に至るのは難しい場合でも、拘束性の低い調停合意であれば可能な場合も少なくないであろう。

なお、2011年2月時点で、中国国際商会調停センターの調停人名簿には長濱毅氏、中野憲一氏の2名の日本人を含む多くの外国人が登録されている（一方、上海経貿商事調停センターの調停員は今のところ全員中国人のようである）。

#### (4) 司法調停

前述のとおり、司法調停は今後全体的に増加することが予想されるので、日本人、日本企業が訴訟当事者となる場合にも、人民法院から調停を勧められる機会が増えると思われる。

#### (5) 仲裁

中国では人民法院の「地方保護主義」などの弊害が指摘され続けてきたこともあり、これまで日本企業が中国企業と契約を締結する場合、仲裁条項又はその他の形で仲裁合意をすることが多く、日本企業にとって最も関係の深い紛争解決方法であると言える。

その中でも、CIETACを仲裁機関として指定する場合はこれまでは圧倒的に多いと思われるが、既に述べたとおり、これまで国内の仲裁機関として設立された各地の仲裁委員会においても涉外仲裁の取扱いを始めており、これらの仲裁委員会においても涉外仲裁に関する経験が蓄積され、一定の信頼が得られるようになれば、今後は日本企業がCIETAC以外の仲裁委員会で仲裁を行う事例も増加する可能性がある。

## 第十四 関連法令

以下、中国の調停、仲裁制度の主な関連法令を挙げる。なお、本文中で略称を用いるものについては括弧内において略称も併記する。

以下に掲げる関連法令は、必ずしも全ての法令を網羅するものではない。

### 1 人民調停

種類	名称	制定主体	公布日等
憲法	中華人民共和国憲法（111条2項）	全国人民代表大会	1982年12月4日公布。2004年3月14日最終改正。
法律	中華人民共和國民事訴訟法（「民事訴訟法」）（16条）	全国人民代表大会	1991年4月9日公布、2007年10月28日改正公布。2008年4月1日改正施行。
	中華人民共和國人民調停法（「人民調停法」）	全国人民代表大会常務委員会	2010年8月28日公布、2011年1月1日施行
	中華人民共和國都市居民委員会組織法	全国人民代表大会常務委員会	1989年12月26日公布、1990年1月1日施行。
	中華人民共和國村民委員会組織法	全国人民代表大会常務委員会	1998年11月4日公布・施行。
行政法規	人民調停委員会組織条例	国務院	1989年6月17日發布・施行。
部門規章及び関連文書	人民調停工作若干規定	司法部	2002年9月11日發布、2002年11月1日施行。
	人民調停委員会及び調停員奨励弁法	司法部	1991年7月12日公布・施行。
	多地区多单位民間紛争調停弁法	司法部	1994年5月9日公布・施行。

	民間紛争処理弁法	司法部	1990年4月19日発 布・施行。
	新情勢下における人民調 停業務を更に強化するこ とに関する最高人民法院、 司法部の意見	最高人民法院 司法部	2007年8月23日発 布。
	人民調停業務経費の保障 を更に強化することに關 する財政部、司法部の意見	財政部 司法部	2007年7月9日発 布。
	人民調停業務が社会の安 定を適切に維持・保護する ことを更に強化すること に関する最高人民法院、司 法部の意見	最高人民法院 司法部	2004年2月13日発 布。
最高人民法 院の解釈、 通知	「中華人民共和國民事訴訟 法」の適用に係る若干問題 に関する最高人民法院の 意見（「民訴法意見」）（48 条）	最高人民法院	1992年7月14日公 布・施行。
	人民調停合意に係わる民 事事件の審理に関する最 高人民法院の若干の規定 （「人民調停合意規定」）	最高人民法院	2002年9月16日公 布、2002年11月1 日施行。

## 2 行政調停

	名称	制定主体	公布日等
人民政府に よる調停	民間紛争処理弁法	司法部	1990年4月19日発 布・施行。
	中華人民共和國土地請負 法	全国人民代表大会常務 委員会	2002年8月29日公 布、2009年8月27 日改正。
	中華人民共和國農村土地 経営請負紛争調停仲裁法	全国人民代表大会常務 委員会	2009年6月27日公 布、2010年1月1 日施行。

	中華人民共和国突発事件 応対法	全国人民代表大会常務 委員会	2007年8月30日公 布、2007年11月1 日施行。
	中華人民共和国婦女權益 保護法	全国人民代表大会	1992年4月3日公 布、2005年8月28 日改正。
公安機関に よる調停	中華人民共和国治安管理 処罰法	全国人民代表大会常務 委員会	2005年8月28日公 布、2006年3月1 日施行。
	中華人民共和国道路交通 安全法	全国人民代表大会常務 委員会	2003年10月28日 公布、2007年12月 29日改正。
	道路交通事故処理弁法	公安部	1991年9月22日発 布、1992年1月1 日施行。
	公安機関行政事件処理手 続規定	公安部	2006年8月24日公 布・施行。
	公安機関治安調停工作規 範	公安部	2007年12月8日発 布。
工商行政管 理機関によ る調停	契約紛争行政調停弁法	国家工商行政管理総局	1997年11月3日公 布、施行。
	中華人民共和国消費者権 益保護法	全人代常務委員会	1993年10月31日 公布、2009年8月 27日改正。
	工商行政管理機関消費者 申立受理暫定施行弁法	国家工商行政管理総局	1996年3月15日公 布・施行、1998年 12月3日改正。
	工商行政管理所消費者申 立処理実施弁法	国家工商行政管理総局	1997年3月15日公 布・施行。
	中華人民共和国商標法	全人代常務委員会	1982年8月23日公 布、2001年10月27 日最終改正。
環境保護行 政主管部門	中華人民共和国環境保護 法	全国人民代表大会常務 委員会	1989年12月26日 公布・施行。

による調停	中華人民共和国大気汚染 防治法	全国人民代表大会常務 委員会	1987年9月5日通 過、2000年4月29 日最終改正、2000 年9月1日施行。
	中華人民共和国水汚染防 治法	全国人民代表大会常務 委員会	1984年5月11日通 過、2008年2月28 日最終改正、2008 年6月1日施行。
	中華人民共和国固体廃物 環境汚染防治法	全国人民代表大会常務 委員会	1995年10月30日 通過、2004年12月 29日最終改正、2005 年4月1日施行。
知的財産権 行政管理機 関による調 停	中華人民共和国著作権法	全国人民代表大会常務 委員会	1990年9月7日通 過、2001年10月27 日改正。
	中華人民共和国特許法	全国人民代表大会常務 委員会	1984年3月12日通 過、2008年12月27 日最終改正。

### 3 商事調停

	名称	制定主体	公布日等
調停規則	中国国際商会調停規則	中国国際貿易促進委員 会／中国国際商会調停 センター	2005年7月1日施 行。
	上海経貿商事調停センタ ー調停規則	上海経貿商事調停セン ター	2011年1月1日施 行。

### 4 司法調停

	名称	制定主体	公布日
法律	中華人民共和国民事訴訟 法（「民事訴訟法」）（第8 章）	全国人民代表大会	1991年4月9日公 布、2007年10月28 日改正公布、2008 年4月1日改正施 行。

最高人民法院の解釈、通知	「中華人民共和國民事訴訟法」の適用に係る若干問題に関する最高人民法院の意見（「民訴法意見」（第5章）	最高人民法院	1992年7月14日公布・施行。
	人民法院民事調停業務に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定（「人民法院調停規定」）	最高人民法院	2004年9月16日公布、2004年11月1日施行。
	『調停を優先し、調停と判決を結合する』業務原則を更に徹底することに関する若干の意見（「調停優先若干意見」）	最高人民法院	2010年6月7日発布。

## 5 仲裁に関する主な関連法令

	名称	制定主体	公布日等
条約	外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）		1958年6月10日にニューヨークにて締結、1959年6月7日発効、1987年4月22日に中国に対して発効。
	我が国が「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」に加盟することに関する全国人民代表大会常務委員会の決定	全国人民代表大会常務委員会	1986年12月2日通過。
法律	中華人民共和國民事訴訟法（「民事訴訟法」）（27章等）	全国人民代表大会	1991年4月9日公布、2007年10月28日改正公布、2008年4月1日改正施行。

	中華人民共和国仲裁法 （「仲裁法」）	全国人民代表大会常務 委員会	1994年8月31日公 布、2009年8月27 日改正。
	中華人民共和国労働紛争 調停仲裁法（「労働紛争調 停仲裁法」）	全国人民代表大会常務 委員会	2007年12月29日 公布、2008年5月1 日施行。
	中華人民共和国農村土地 経営請負紛争調停仲裁法 （「農村土地経営請負紛争 調停仲裁法」）	全国人民代表大会常務 委員会	2009年6月27日公 布、2010年1月1 日施行。
国務院通知	「仲裁機関再構築方案」、 「仲裁委員会登記暫定施 行弁法」、「仲裁委員会仲裁 費用徴収弁法」の印刷・発 行に関する国務院弁公庁 の通知	国務院弁公庁	1995年7月28日発 布。
	「中華人民共和国仲裁法」 の実施の貫徹について明 確にする必要のあるいく つかの問題に関する通知	国務院弁公庁	1996年6月8日発 布。
最高人民法 院の解釈、 通知	「中華人民共和国民事訴訟 法」の適用に係る若干問題 に関する最高人民法院の 意見（「民訴法意見」）	最高人民法院	1992年7月14日公 布・施行。
	「中華人民共和国仲裁法」 の適用に係る若干の問題 に関する最高人民法院の 解釈（「仲裁法解釈」）	最高人民法院	2006年8月23日公 布、2006年9月8 日施行。
仲裁委員会 規則	中国国際経済貿易仲裁委 員会仲裁規則（2005年版） （「CIETAC規則」）	中国国際貿易促進委員 会、中国国際商会	2005年1月11日改 正、2005年5月1 日施行。
	中国海事仲裁委員会仲裁 規則（2004年版）	中国国際商会	2004年7月5日改 正、2004年10月1 日施行。

## 6 労働紛争、農村土地経営請負紛争

	名称	制定主体	公布日等
法律	中華人民共和国労働紛争調停仲裁法（「労働紛争調停仲裁法」）	全人代常務委員会	2007年12月29日公布、2008年5月1日施行。
	中華人民共和国農村土地経営請負紛争調停仲裁法（「農村土地経営請負紛争調停仲裁法」）	全人代常務委員会	2009年6月27日公布、2010年1月1日施行。

## 7 訴訟・非訟の連携、「大調停工作体系」

	名称	制定主体	公布日等
最高人民法院の解釈、通知	訴訟と非訟を相互に連携させた紛争解決システムの構築と健全化に関する最高人民法院の若干の意見（「訴訟非訟連携意見」）	最高人民法院	2009年7月24日発布。
	『調停を優先し、調停と判決を結合する』業務原則を更に徹底することに関する若干の意見（「調停優先若干意見」）	最高人民法院	2010年6月7日発布。